ディスクロージャー誌

2022 JA佐渡の経営内容 JA Sado Report

~次代へつなぐ豊かな農業・農協と地域社会をめざして~



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA佐渡は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2022JA佐渡の経営内容(JA Sado Report)」を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年 6月 佐渡農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

JA佐渡のプロフィール

◇設 立	平成5年8月1日	◇組合員数	14,994人
◇本店所在地	新潟県佐渡市原黒 300番地1	◇役員数	29人
◇出 資 金	23.2億円	◇職員数	436人
◇総 資 産	1,250億円	◇支店数	6 支店
◇単体自己資本	比率 11.79%		

目 次

1 2 3 4 5 6 7 8		糸糸糸 馬 井 田	き圣圣子豊也ノ自主	営営営業業或スコ	方管の振貢ク資	針理概興献管本	体汚児情理の	日重幸しり	(助服の犬	令 状 沃	;;;	• • 兄	3		年		€)										1																				:					1	1 1 2 2 5 9 0 8 9
I	1 2 3		堂 夬	算貸員主剰	の借益記余	状対計表金	照算 処		書・分	計	· j																																									3 3 4 4	2 4 6 4 5 6
П	1 2 3		員: : :	最利資	近益金	の終遅	5 招用	5 章 5 章	長又	支		の	· 内]	• 沢	•		•	:							•																			:							4	7 8 8 8
111	1	(;	2) () () () () () () () () () () () () ()	言 12 1234567891112 123 1	用貯 貸 内有 有	事金科定出科貸貸債貸貸主リ金元貸貸匡価種商有価有	業に巨期金巨出出務出出要ス層本侄出為証拠品価証価	《三月月会》 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	関別庁等別金金呆金金 3.2 耳甫引金替券別与正券正	貯金に貸のの証のの農管生て当償取に有価券等券	《金苑传出会社男化》第111次,会会社传作111次(4)	る金銭関出金旦見吏業業里去〜金印及関西正銭のの	平高す金利保返途種関債開製のの実す証券存時時	2. 5 - 2. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 6. 5. 5. 5. 6. 5. 6. 5. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6.	均 る平条別額別別系権示約期額績る券種期価価	死 指数件内の内列のの信の末 指平数間情情	有別り別表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	票浅引訳旦訳高貣犬潅あ浅 票匀引引段段	高 内 列	可能引起 含己乙分丙二 电工程序	高引高 金 分言及 高匀	大 残 に託ひ	言を表に其	マス いっち まこり	づ係	くる	化貨	į	出	占	<u>}</u> (·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- フ゛		· 理	• !	·	Ē σ	· ທ່າ	· ************************************	·	•	•	-		-			4	9
		(:	(1) 2)	3) #	済長医	テ取期療	リ扨井系	ノラジオ	バ 実 斉 夫	テ績新済	1	イ 辺り	プ・糸入	֧֓֞֝֟֞֜֝֞֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟֝֟	取・高院	弓・・井	. -	· 長斉	金・期金	阿克	共預	· 済保	作者	· 足 育	· 有高	高	5	•	•	•		•	•	•	,	•	•	•	•	•		•	店 •	頭•	デ・	· IJ		~	テ •	イ	ブ	-	·引 5
	3	(3) 4) 5) 1) 2) 4)	きき	年短業買受買	金棋関取話取	井井連購販 販	ただ三耳ララ	脊脊事買売売	の新業品品品	全	丰型仅仅仅仅	金約扨扨扨扨		保高実実実実	本 紛紛紛紛	重复复	高											病 •	i	ŧ;	斉 •	<i>の</i>	· •	等	斉 :	金 •	額.	i 保	!	ī	· · ·			•	•			•			5	6

(5)利用事業取 (6)加工事業取 (7)農業経営事 (8)その他の農 4.指導事業・	双叛実績 等業取扱実績 聲業関連事業 <i>の</i>	・・・・ 取扱実績 ・・・・					5 7 5 7
IV 経営諸指標 1. 利益率 ・・ 2. 貯貸率・貯訂 3. 職員一人当た 4. 一店舗当たり	E率 - り指標 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						5 8 5 8 5 8
V 自己資本の充実 1.自己資本の充 2.自己資本の充 3.信用リカスの 4.信用リカスの 5.証券そので 7. 出資スク・スク 8.リカリス	成に関する事を実度に関する事を 実度に事項 関するに関する 別減手法に期決に は、ポージャーに れに類するに イトのみなし	る事項 期間取引 関する事 クスポー 計算が適	・・・・ の取引相 項 ・・ ジャーに 用される	・・・・ 手のリス? ・・・・ 関する事 ^I エクスポ-	・・・・・ クに関する事 ・・・・・ 頃	・・・・・ 項 ・・・ ・・・・・ する事項・	5 9 6 1 6 5 6 6 6 7 6 8
VI 連結情報 1.グループの概 (1)グループの (2)子会社等の (3)連結事 手間 (5)連結賃資益。 (6)連結共)事業系統図)状況 表況(令和3年 別の連結事業年 対照表 算書	:度) :度の主要:					6 9
(7)連結キンマッス (8)連結結果 (9)連結結果 (10)連結結果 (11)連結自己 (11)自己 (1)自己 (2)自信用 (2)信用 (3)信用 (4)流証券 (5)流証券 (5) (6) (7)出資その他 (8)	を計算書 注計の事との事との事では をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	理信・事る間は済にクラスの等・ 項事間す関にクラスを対しての 東間す関スクスを対しての 東間なまれ	・・・・ 引の取引 [:] 事項 る事項 ージャー	に関する	事項		8 9
(9) リスク・ウ(10) 金利リスクⅢ. 財務諸表の正確	に関する事項	į					100
【JAの概要】 1.機構図 2.役員構構図 3.組合員員 4.組合員員信 5.特定 6.地区 7.沿革等の 8.店舗等のご	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						1 0 1 1 0 2 1 0 3 1 0 3 1 0 3 1 0 4 1 0 5
法定開示項目掲載ペ	ページ一覧・						106

ごあいさつ

当期の事業を取り巻く情勢は、人口の減少・少子高齢化等の事業基盤縮小に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の混乱が残る中、突発的な国際情勢の変化により経営環境は、一層厳しさを増しています。

農業情勢では、担い手の不足や農家の高齢化等により、生産基盤の維持拡大が大きな課題となっています。また、主食用米は、食生活の変化に加え、コロナ禍の影響で需要が大きく減少しており、前年を下回る価格で推移しました。

このような中、主要農畜産物の水稲は、コシヒカリの1等米比率が90.3%となり、90%の目標を達成することが出来ました。

一方、収量については、作況指数 95 となりました。これは、8 月中・下旬の日照不足と低温が影響し、登熟 (みのり) が悪く、屑米が多くなり収穫量が減少したことによるものです。

今後の対策としては、「気象変動に左右されない米づくり」として、品質・食味・収量の安定化に取り組んでいく必要があります。

園芸品目のおけさ柿については、春先に晩霜により甚大な凍霜被害が国仲地域を中心に発生しました。

地球温暖化現象に伴い、今後も晩霜害のリスクは年々高まると思われます。予防対策として、大きな扇風機で空気を対流させる事で、霜害を防ぐ防霜ファンの設置が有効とされております。行政の応援も頂き、安定生産を支援して参りたいと考えています。

価格面では、先行産地とのリレー販売がスムースであった事や、他品目との競合が無かった事に加え、大玉で 品質も良く終始高値で推移しました。また、アスパラやみかんの栽培拡大に取り組んで参りました。

畜産部門の酪農ですが、夏場の猛暑対策を講じ環境整備に努めた結果、家畜の事故頭数も少なく生乳出荷量の 確保も出来ました。

和牛市場価格はコロナ感染症の影響もありましたが、前年を上回る価格で推移しました。市場出荷頭数は、大型和牛繁殖支援施設からの出荷も134頭と順調であった事から、年間360頭を超える上場頭数となり、大型和牛繁殖支援施設での飼育頭数は年度末で、389頭となりました。

さて、当JAは、農業は「国の基」との認識のもと各地区の営農ビジョンの実践を通じて、「農業者の所得の増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を目標とする創造的自己改革の実践に総力を上げて取り組んで参りました。

しかし、自己改革の実践進捗状況は厳しいものでありました。

この現状を踏まえ、経営改善は最優先の課題と認識し、経営管理委員で構成する経営改善委員会において、改善方針策定の協議を進めて参りました。

この方針に基づき、組合員と共に、地域に根ざした協同組合の実現を目指し、以下の重点課題に取り組みました。

各地区の営農ビジョンの再構築、更なるJA自己改革の実践、協同組合の原則並びにJA綱領に立脚したJA 像追求の実践のため、総合事業を通じて、地域農業の発展と安心して暮らせる豊かな地域社会の実現に努めました。

更には、販売力強化・農業生産コスト低減の取り組みと、営農指導体制の強化等、担い手対策や農業経営支援 活動の強化に努めて参りました。

また、事業推進や事業コストの削減により、JA経営安定化の取り組みを進めて参りました。

その結果、当期事業活動による事業総利益は26億7,977万円、事業管理費は25億9,598万円、事業利益は8,379万円となり、当期剰余金は1億2,368万円を確保する事が出来ました。これは、組合員をはじめ利用者の皆様から事業全般へのご理解とご協力の賜物と心より感謝を申し上げます。

今後共、組合員・利用者の皆様から支持されるJA佐渡を目指して、事業推進に取り組んで参ります。

特に、農業面においては、引き続き、需要に応じた米の生産と『佐渡米未来プロジェクト品質向上 90』運動の継続に加え、おいしい佐渡米づくりの研究会が稼働しましたので、『高品質・良食味』の日本一おいしい佐渡米の安定供給と販売強化に努めます。

さらには、行政と連携した水田フル活用に取り組み、園芸生産拡大に向けた提案活動を積極的に進めると共 に、畜産を加えた農業振興の3本柱として農業生産の継続に取り組んで参ります。

これからも、グループ会社・組織を含めた当JAの総合力を発揮し、担い手をはじめとする組合員・利用者の 多様な意見を反映した総合事業を展開して参ります。

佐渡農業協同組合

 経営管理委員会会長
 永 井
 充

 代表理事理事長
 竪 野
 信

1. 経営理念

- JA佐渡は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を 次世代に繋いでいきます。
- JA佐渡は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- JA佐渡は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り 組みます。

2. 経営方針

協同組合経営の基本は「組合員が主人公」ということにあり、事業を通じて組合員に役立つことがJAの本質的使命です。そのような位置づけのもと当JAでは、農業ビジョンとともに「JA佐渡・経営ビジョン」を定めております。

JA佐渡・経営ビジョン ~地域の未来を育むJAに~

- ・力強い販売力を中核に、地域の発展をめざすJA
- ・情報の共有と参加・参画による、活力あるJA
- ・健全な経営による、力強いJA

このようにめざすべき J A の姿として 3本の柱を示し、このビジョンの実現をめざして以下のとおり取り組み方針を策定しております。

1. 水稲・園芸・畜産の3本柱による農業生産拡大

(1) 生産者数と面積の減少に対応した生産体制の確立

2. 農業所得の向上

- (1) 佐渡産農畜産物の多様な販売手法の構築による有利販売の実践
- (2) 各部門における生産コスト低減策の提案

3. 農業振興を支える営農指導体制

- (1) 集落営農や組織化・法人化の推進体制の強化
- (2) 新規就農者・後継者づくりと育成・支援体制の確立
- (3) 兼業農家、准組合員など多様な担い手への提案活動
- (4) 農福連携など多様な労働力の確保と担い手への労働力支援体制確立の取り組み

4. 農業振興を通じた地域の活性化

- (1)組合員組織、生産者組織、利用者組織、地域や集落の協同活動などの活性化
- (2) 農業体験学習等を通じた食農教育の推進
- (3) 商工会、観光業など地元産業との連携

5. 民主的な運営と地域協同活動の展開

- (1)組合員の意思反映を基本とした民主的な事業運営
- (2) 営業活動のほか広報活動などを通じた組合員や地域との結びつきを強化

6. 組合員・地域から信頼されるJAづくり

- (1) コンプライアンス態勢の強化と内部統制強化
- (2)協同活動支援のための人材育成

7. 離島のくらしにおけるJAの役割の発揮

- (1) JA佐渡グループの事業活動を通じた地域のくらしへの貢献
- (2) 医療・介護・福祉の増進に向けた連合会や関係団体との連携

8. 財務の健全化と経営収支の改善

- (1) 持続可能な経営基盤確立に向けた経営改善方策の着実な実践と進捗管理
- (2) 事業におけるリスク等への対応
- (3) 自己資本計画に基づく計画的な目的積立金等の積み立て
- (4) 遊休・不稼働資産の処分等の取り組み

9. 将来を見据えた事業拠点の再編

- (1) 佐渡全域を視野に入れた事業拠点の再編
- (2) 合併研究会におけるJA合併のメリットの具体化に向けた検討

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会制度を採用しております。重要な意思決定は組織代表である経営管理委員が担い、経営管理委員会が任命した理事が常勤して日常の業務に専念する体制としております。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、多様化する業務を執行するため、代表理事理事長のもと代表理事専務を経済事業部門担当兼任とし、金融事業と営農事業についてもそれぞれ担当常務理事を配置しております。併せて、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況 (令和3年度)

【 全体的な事業活動のあらまし 】

令和3年度は第9次中期3カ年計画(2019年度~令和3年度)の最終年度にあたり、独自の「自己改革」を含む水稲、園芸、畜産の3本柱の農業振興を柱とした「アクションプラン」に基づき、その実践に取り組みました。

(信用事業)

貯金残高は公金の減少、相続貯金の島外流出により、残高は前年比 99.6%となりました。また、貸出金残高は住宅ローンの残高を伸ばしているものの、公的資金等大口融資の償還などから前年比 94.0%となりました。有価証券については国債・地方債の償還が進む中、低金利環境で再投資が難しい状況となっています。

(共済事業)

年金・医療・介護といった生存保障ニーズへの対応に取り組みましたが、人口減、高齢化に伴う共済契約者数の減少から、共済保有高も前年比94.6%と減少しています。

(購買事業)

生産資材は、原料の高騰・物流コスト等の上昇から価格が上昇し、供給高は前年を上回りましたが、値上がりの影響が大きな要因です。一方、パイプハウスや農業機械・自動車などは、入荷遅れの影響などもあり供給高は計画・前年比ともに下回りました。燃料・ガスについては原油価格高騰により供給高で計画比・前年比とも上回りました。購買品供給高は47億4,676万円と計画比100.8%となりました。

(販売事業)

米は作況指数 95 と米価の下落が影響し販売高は前年比 89.4%となりました。園芸については直売の増加、おけさ柿や果実の高値等に支えられたものの野菜の単価安、果実を含めた生産量の減少から前年比 96.0%となりました。畜産については、子牛価格が比較的安定したことで前年比 105.6%となりました。販売高全体では 54 億2,623 万円となり前年比 91.3%となりました。

こうした中、事業総利益は 26 億 7,977 万円(前年比 95.9%)となりました。特に信用・共済事業収益の落ち込みが大きく影響しています。第 9 次中期 3 カ年計画で掲げた事業総利益より約 9,400 万円下回っています。

事業管理費は、25 億 9,598 万円と計画比 99.4%、前年比 99.1%ともに削減できた結果、事業利益 8,379 万円を確保できました。

第 10 次中期 3 カ年計画の策定に向けて経営改善委員会において収支改善を中心とした経営改善方策の協議・検討を進めてきました。その一環として令和 4 年 5 月からの金融店舗統廃合が実施されています。引き続き、経済事業の収支改善に向けた検討を進めています。

令和 4 年 3 月の第 10 回JA佐渡組合員大会では、JA佐渡の 10 年後のめざす姿を共有し、その実現に向けて、農業生産基盤とJAの経営基盤の確立に取り組むことが決議されました。

一方、金融機関における早期警戒制度の見直しにより、JAの経営に対する監督行政の監視が強化される中、 早急に経済事業の収支改善に見通しを立て、持続可能な経営基盤を確立する必要があります。

【信用・共済事業】

1. 離島のくらしにおけるJAの役割の発揮

- (1) 金融事業を通じた生活インフラ機能の維持
 - ① 信用事業では、住宅新築等の資金需要が低迷する中、リフォームローンや住宅ローンの借換推進な ど有利な資金提案に取り組み、新規実行額は6億5,456万円、住宅ローン残高は53億4,062万円 (前年比101.8%) と増加しています。
 - ② 共済事業では、新たな仕組みの医療共済や三大疾病・生活習慣病に備える特定重度疾病共済など、 生存保障に重点を置いた提案に取り組みました。

【農業関連事業】

1. 水稲・園芸・畜産の3本柱による生産拡大と農業所得の増大

- (1) 安定かつ持続可能な農業を実現するため、農家個別の経営状況に合わせた営農指導活動の実践
- ① 佐渡米未来プロジェクト (96 か所)、おけさ柿部会 (14 か所)、アスパラ倶楽部 (2 か所)、みかん倶楽部 (4 か所)でモデル展示ほを設置し、品質向上・収量確保に向けた指導会を行いました。また、農家指導員と 連携した技術指導会も一部品目で実施しました。
- ② 水稲では、地域実態に応じた指導会(延べ404会場・2,455名参加)と品質改善を目指して338戸を対象 に個別面談指導を行いました。園芸品目においても、個別面談で課題解決策の提案を行いました。また、経 営指導ではWeb簿記データを活用した経営診断(60名)を実施しました。
- ③ 上記の指導会に加え、SNS・動画配信を活用し生育・気象等に適した適期の肥培管理等の情報発信を行い、目標の1等米比率90%以上(コシヒカリ)を達成することができました。
- ④ 穀物検定協会における食味ランキングの「特A」復活をめざし「おいしい佐渡米研究会」を設置し、「" おいしさ"と"みばえ"を兼ね備えた佐渡米」づくりの実践策を定め、「土づくり資材の積極施用推進」や 「おいしい佐渡米コンテスト」の開催に取り組みましたが、残念ながら「特A」復活には至らず次年度への

課題となりました。

(2) 園芸・畜産の農業生産拡大に向けた複合営農・加工事業の推進

- ① 園芸導入品目候補として、関係機関の支援も得ながらキャベツ・ブロッコリー・玉ねぎ、ネギなどの試験 栽培に取り組んでいます。
- ② アスパラガスやブドウ栽培(シャインマスカットなど)の複合営農を推進し、1 法人と 2 集落組織が、新たに取り組みを開始しています。
- ③ 凍霜害の大きかったおけさ柿では、農家指導員「おけさ柿指導員」による巡回指導を継続実施し、栽培管理技術の普及・高度化を進めました。またアスパラガスでは、安定生産にむけた個別面談台帳を整備し課題対策を共有し栽培管理の改善につなげました。
- ④ 果実を中心に規格外青果物を加工業者へ販売することに取り組みました。
- ⑤ CBSでは134頭(高千市場129頭、長岡市場5頭)を上場しました。家畜市場は362頭が上場され頭数で前年比110.1%となりました。販売高は1億5,037万円(前年比100.5%)でした。和牛センターは出荷頭数27頭(前年比90.0%)で出荷頭数は減りましたが、上物率では4等級以上96.3%で前年を6.3%上回る結果でした。
- ⑥ 生乳については、生産者の努力により夏場の事故防止及び1頭当りの搾乳量の増量が図られましたが、全体としては3戸の酪農家の廃業が影響し、出荷乳量は1,426トン(前年比94.4%)、 販売高では1億8,030万円(前年比95.4%)となりました。

(3) 水田フル活用による水田農業の振興

- ① 生産者個々への出荷依頼数量を提示し、主食用米の集荷に取り組みましたが出荷契約米は15,451トンとなりました。
- ② 需要が見込める大豆栽培提案を進めてきましたが、栽培面積37へクタール(種子含む)と伸び悩みました。機械等ハード面の整備と反収確保(ブロックローテーション・栽培管理)が課題となっています。
- ③ WCSは74.6 ヘクタール(前年73.3 ヘクタール)で1.2 ヘクタール増えましたが、収量は低温の影響で稲が伸長せず収穫量は3,062 ロール(4 ロール/10 アール)でした。WCS収穫後の堆肥散布は25 ヘクタールで前年より5 ヘクタール減少しました。またWCS収穫後の後作では、キャベツ(実績1.3 ヘクタール)ブロッコリー(実績1.0 ヘクタール)に取り組みました。

(4) 佐渡産農畜産物のブランド化と消費者・実需者との結びつきの強化

- ① コロナ禍の影響が続く中、直接出向いての営業活動も制約されましたが、リアルタイムで産地と消費地を 結ぶ取り組みや、Web会議での意見交換、SNSや動画投稿サイトを活用した情報発信を行いました。
- ② 色彩選別機による出荷数量は約18.0%と前年並みを維持でき、取引先からのクレーム等は確実に減少、高品質米の評価に繋がっています。
- ③ 販売企画課による販売体制強化に取り組み、市場出荷や直売に加えて、さどまるしぇ・JAタウン等インターネット販売等多様な販売手法に取り組み、コロナ禍による巣ごもりなど多様化する需要に対応しました。

(5) 生産コストのさらなる低減と農業所得向上

- ① 原料価格の高騰や原油高による物流コスト上昇から、肥料は大幅な価格上昇となりましたが、予約のメリットを最大限に生かし、早期仕入れによる価格抑制や、県下統一肥料や大型規格推進により価格の抑制を図りました。
- ② 農機の事前点検・格納整備の推進にあわせて大型農機具の保管・整備の一括対応に取り組みました。また、展示会等でセルフメンテナンス講習会を実施するなど、機械の長寿化と修理コストの抑制に取り組みました。
- ③ 米のフレコン出荷への対応も強化し、2,180 トンと前年比116.0%となり、流通コストの抑制を図りました。

- ④ 法人等へは、作業の効率化とリスク分散を兼ねてカントリーエレベーター利用を推進しました。 (19 法人 ※昨年度 16 法人)
- (6)農業分野でのICT、IoT導入による農業経営の効率化

無人除草機、ドローン防除等の導入・普及に向けた試験等を継続的に実施するとともに、全農・メーカー等からの技術情報の提供を行いました。

- (7) 気象変動、災害に強い農業生産活動
- ① 大規模生産者を中心に水稲の極早生・晩生品種の作付け提案を行いました。
- ② 栽培指導では、生育ステージに沿った基本技術の励行(集合指導会、個別指導、情報誌、SNS動画等) とともに、土づくり資材等の施用推進を行いました。
- ③ 農業用施設の防風対策等の注意喚起とともに、果樹の防霜ファン導入支援策の構築を進めました。
- ④ 行政と連携した災害防止情報の発信とともにSNSを活用した情報提供を適宜実施しました。

2. 農業振興を支える組織づくり・体制強化

- (1)地区営農委員会の協議と意見集約を元に構築した地域別農業振興
- ① 地区営農委員会では支店ごとに振興作物の選定と導入を検討しました。
- ② 営農指導員全てをTACと位置付け、生産者訪問の目標や指針を定めた訪問活動を実施しました。
- ③ 担い手の確保、育成をはじめ、地域農業の持続に向けた集落営農や組織化など、行政と連携し集落での話し合いなどを進めています。(集落14件・個人5件)
- ④ ASIAGAPを活用した経営相談活動を認証農場組織(3法人)中心に取り組んでいます。
- (2) 新規就農者・後継者づくりと育成・支援体制の確立
- ① 移住~農業相談までを含め、関係機関(県・市・JA)と連携した就農支援を実施しました。

農業就農に向けた相談件数

21 件

新農業人フェア(2会場)相談件数 13名

- ② 農業次世代人材投資基金(準備型)制度の活用とともに、JA佐渡就農研修制度(JA職員として働きながら3年後の就農を目指す制度)を新設し、現在1名の担い手候補の育成に取り組んでいます。
- (3) 兼業農家、准組合員など多様な担い手への提案活動

自家用野菜の出荷等、直売会員加入の推進に取り組むとともに、土日開催も含め参加しやすい指導会・研修会開催、SNS・動画配信による情報提供に努めました。

(4)担い手への労働力の支援体制の確立

農業生産における労働力確保のための「職業紹介事業」では、求職希望 9 名、求人者 21 名のうち 9 組のマッチングを成立させることができました。

新たな取り組みとして、JAでの研修受け入れ体制を整備し、JA佐渡で雇用する形で3年後の就農に向けたサポート制度を設け、現在1名が研修しています。

5. JA佐渡の農業振興活動

【 農業振興に向けた取り組み 】

- 1. 水稲・園芸・畜産の3本柱による農業生産拡大
 - (1) 生産者数と面積の減少に対応した生産体制の確立
 - ① 水稲における生産性向上に向けた対応の強化

- ② 生産者組織(部会・倶楽部)を中心とした園芸生産拡大
- ③ 収益増につながる加工用、業務用流通の確立
- ④ CBSを活用した農家の増頭対策と担い手農家の育成
- ⑤ 生乳生産量の安定確保
- ⑥ 気象変動、災害に強い農業生産活動実践
- ⑦ 生産拡大等に対する資金支援と経営相談機能の発揮

2. 農業所得の向上

- (1) 佐渡産農畜産物の多様な販売手法の構築による有利販売の実践
- ① 産地精米も含めた佐渡米営業活動の強化
- ② ギフト向けなど直接販売強化のほか多様な販売方法の導入
- ③ 佐渡産和牛と乳製品の販売強化
- ④ 産地情報発信強化
- (2) 各部門における生産コスト低減策の提案
- ① 県統一銘柄資材の導入
- ② 予約率の向上
- ③ 共同利用施設の利用推進
- ④ 農業機械コストの低減対策
- ⑤ 農作業の効率化、省力化
- ⑥ 資材等の物流コスト削減による価格還元

3. 農業振興を支える営農指導体制

- (1) 集落営農や組織化・法人化の推進体制の強化
- ① 集落営農・組織化・法人化推進相談機能の強化
- (2) 新規就農者・後継者づくりと育成・支援体制の確立
- ① U・Iターンを含めた就農希望者への農業研修の実施
- ② 新規就農者の経営安定までの支援
- (3) 兼業農家、准組合員など多様な担い手への提案活動
- (4) 農福連携など多様な労働力の確保と担い手への労働力支援体制確立の取り組み
- ① NPO法人や団体との連携の強化
- ② JAグループ内での連携

4. 農業振興を通じた地域の活性化

- (1)組合員組織、生産者組織、利用者組織、地域や集落の協同活動などの活性化
- ① 青年部・女性部など組合員組織の活動参加の呼びかけ、新規加入の推進
- ② 目的別活動グループづくり等を通じた仲間づくり
- (2) 農業体験学習等を通じた食農教育の推進
- (3) 商工会、観光業など地元産業との連携

【 地域密着型金融の取り組み 】

当JAの資金は、その大半を組合員や地域のみなさまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を財源として、農業生産拡大のための設備資金や運転資金、事業資金やくらしの向上のための資金など必要とする組合員、地域の皆様にご融資し、地域振興にお役立てていただいております。

(1)農業者等の経営支援に関する取り組み方針

農業者や農業生産法人(組織)に対する経営相談・支援等は当JAにおける重要な活動として重点方針に掲げ、担当部署を営農企画課に設置し、各種相談等に対応しております。

経営規模拡大、組織化の支援から、記帳代行サービスなどの経理支援など多様なニーズに対応できる取り組みとなっております。

(2)農業者等の経営支援に関する態勢整備

TAC (営農経済渉外) を中心に営農指導員、農機販売員、融資担当等が連携しながら組合員の要望に迅速に対応する "出向く体制"により、農業者経営相談等に対応できる態勢を構築しております。

(3)農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズへ対応するため、融資部門とTACが連携し、農業融資に関して訪問し、 相談・提案活動を実施しております。

(4) ライフサイクルに応じた担い手支援

農業後継者や、新規就農者などに対しては、就農支援窓口を設置し、担当者による経営相談をは じめとして栽培技術指導会などを開催してサポートしています。あわせて県・市の補助制度や融資 に関する手続き等の支援活動を行い、スムーズに農業経営へ移行できるようお手伝いを行っており ます。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資に関しては、TAC、営農指導員、農機具アドバイザーなどと融資担当者が話し合い連携して、最適な資金提案を行っています。また、農業資金に関する利子助成制度の活用により無理のない融資となるよう取り組んでおります。

1. 地域からの資金調達の状況

(1)貯金残高

組合員・地域のご利用者の皆様に信頼され、大切な財産(貯金)をお預かりしております。

(単位:百万円)

	7	锺			残 高
					(令和 4 年 2 月 28 日現在)
当	座	性	貯	金	62, 861
定	期		貯	金	52, 909
定	期		積	金	1, 233
	合		計		117, 005

(2) 貯金商品

総合口座、普通貯金、定期貯金、定期積金など各種の貯金を取り扱いしております。

目的・期間等にあわせてご利用ください。なお、各種貯金商品の内容等につきましては、P19~20をご覧ください。

2. 地域への資金供給の状況

(1)貸出金残高

組合員の皆様をはじめ、地域の皆様に必要な資金をご融資し、地域経済の発展に貢献しております。

(単位:百万円)

		南	蚀資分	ŧ			残 高 (令和 4 年 2 月 28 日現在)
							(1)14 1 1 2 7) 20 4 90 (27)
組			合			員	8, 499
地	方	公	共	寸	体	等	1, 181
金		融		機		関	1, 680
そ			の			他	211
		合		計			11, 572

(単位:百万円)

種類	残 高 (令和 4 年 2 月 28 日現在)
農業近代化資金	101
その他の制度資金	79
農業関連資金	1, 320
その他事業資金	470
住 宅 関 連 資 金	5, 530
生 活 関 連 資 金	1, 021
そ の 他	3, 047
合 計	11, 572

(2)農業制度資金

農業経営の安定と多様な担い手への支援を行うために各種農業制度資金の取り扱いならびにお申し込み等の 取り次ぎを行っています。

(3)融資商品

組合員の皆様をはじめ地域の皆様等に必要な資金(住宅・マイカー・教育・カードローン)等ご利用者の資金使途にあわせた商品を取り扱っております。また、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等へのお申し込み取り次ぎをしております。

なお、各種融資商品については、P21~24をご覧ください。

【 地産地消の推進・拡大に向けた取り組み 】

- (1) 地場産農産物の生産拡大による地産・地消を、直売所での情報発信を通じて推進します。
- (2)保育園・幼稚園・小中学校の学校給食などを通じた食育活動で農業の魅力と消費拡大を図る取り組みを実践します。
- (3) 産地での農作業交流に加えて、消費地に出向いての「食の交流」を行い、佐渡産農産物の消費拡大につなげて

いきます。

【 食農教育の取り組みによる農業への理解促進 】

管内の小学校や保育園・幼稚園などの子どもたちを対象に、田植え、稲刈り、生きもの調査や、おけさ柿の収穫、選果体験などを通して食の大切さや農産物を育てる喜びを伝える活動に取り組んでいます。

また、JA佐渡青年部では、小倉地区の千枚田維持管理に協力し、草刈りなどの作業をボランティアで実施しております。田植え、稲刈りなどの農作業を通じて地域の方々や子供たちと交流を深めながら、景観だけでなく生物多様性農業や水田の持つ様々な機能など地域における農業の大切さを伝える活動を実施しております。

【 農業関連融資の推進による農業支援 】

農業近代化資金の有効活用やJAバンク利子補給事業により、利用者の金利負担の軽減に取り組み「出向く融資活動」として、担い手農家への定期訪問を実施し、JAグループ・JA佐渡の利子補給による「担い手支援資金」や、米価下落に対応した「緊急対策資金」など提案活動などを行っております。

融資センターでは窓口の実務研修などを充実させ、より利便性の向上に取り組んでいます。融資専任渉外担当者とTAC(営農経済渉外)との連携強化による農業者へのサポート体制を実施しております。

6. 地域貢献情報

【 地域・社会への貢献をめざした活動 】

当JAは、農業者、地域住民の皆様が組合員となって相互扶助を共通の理念として運営する協同組合組織であり、指導・信用・共済・購買・販売などの各事業を地域密着型の態勢により行っています。

また、佐渡においては、農業が島の経済に及ぼす影響が大きく、地域農業の維持発展を通して地域に貢献していくという社会的責任を担っており、広く地域住民からの期待に応えるため、事業活動のみならず地域の自然環境、生活環境へ配慮など組合員組織、子会社、関連法人等を含むJA佐渡グループが一体となって活動を展開しております。

- (1)省エネ運動として、クールビズ・節電、緑のカーテン設置に継続して取り組んでいます。また、 事務所等照明のLED化等の取り組みを進めています。
- (2)3月および8月に環境美化ボランティアに取り組み、役職員279名が参加しました。
- (3) 施設の危険箇所等の改修に計画的に取り組みを進めています。支店のトイレの洋式化等も計画的に進め高齢化社会に配慮した施設・店舗整備に取り組んでいます。
- (4)介護福祉への関心が高まるなか、JAと佐渡ふれあい福祉会との連携のひとつとして広報紙やホームページ等で、情報発信していく取り組みを進めています。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大と沈静化の波の中で、各種イベントの中止あるいは縮小開催など3 密回避の感染対策をとりながら活動に取り組みました。

7. リスク管理の状況

【 リスク管理体制 】

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「総合リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課及び融資センターを設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は 外生的な事象による損失を被るリスクのことです。 当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発 生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務 などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しております。事務リスク、シ ステムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監 事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する 体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

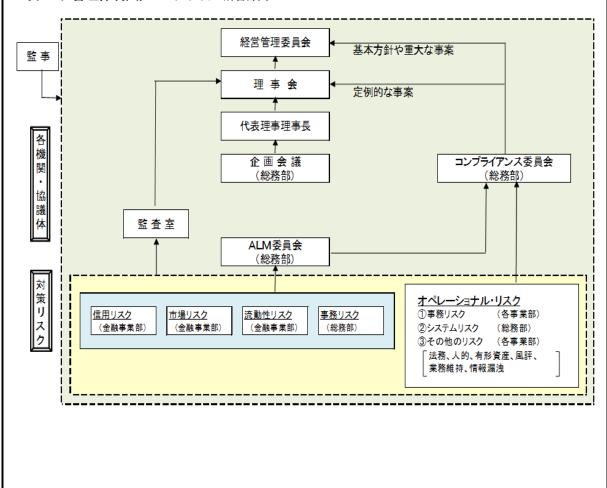
⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより組合が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しております。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い組合が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、情報セキュリティ基本方針等に基づき、事故防止等に向けた適切な管理に努めています。 万一、情報セキュリティ事故等が発生した場合は、必要により緊急対策本部を設置し、適切な対応を実施いたします。

[リスク管理体制図] ()内は所管部門



〔内部統制システム基本方針〕

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

- 1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、理事および使用人は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに 監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署 は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、理事および使用人等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
- 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、理事および使用人の職務執行を効率的に遂行する。
 - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
- 5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
- 6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制
 - ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロ一等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
 - ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相 互の健全な発展を推進する。
 - ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵 守、その他運用事項を監督する。

- 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する 専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャー誌に記載する。

【 法令遵守体制 】

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進や職場風土の改善を行うため、事業部ごとに職場風土改善委員を推進担当者として選任し取り組んでいます。

- 1. 基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しております。
- 2. 毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置 し、その進捗管理を行っています。
- 3. 組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等については、 当JAの本支店で受け付け、原則として当該苦情・相談等にかかる業務を担当する苦情・相談等対応担当 者が対応いたします。

【 内部監査体制 】

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度内部監査計画に基づき実施しております。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしております。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしておりますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

【 金融商品の勧誘方針 】

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守 し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解し

ていただくよう努めます。

- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど組合員・利用者の 皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

【 金融ADR制度への対応 】

1. 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。相談・苦情等のお申し出については当JAの相談苦情等受付窓口、最寄の支店またはJAバンク相談所までお問い合わせください。

●当JAの苦情等受付窓口(金融事業部 業務課) 電話番号:0259-27-5187 または最寄りの支店受付窓口 電話番号:(105 ペ-ジ掲載)

受付時間:午前8時30分~午後5時(金融機関の休業日は除きます。)

●一般社団法人JAバンク相談所 電話番号:03-6837-1359

受付時間:午前9時~午後5時(金融機関の休業日は除きます。)

2. 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しております。

① 信用事業

東京弁護士会 紛争解決センター 電話番号: 03-3581-0031 第一東京弁護士会 仲裁センター 電話番号: 03-3595-8588 第二東京弁護士会 仲裁センター 電話番号: 03-3581-2249 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター 電話番号: 025-222-5533

上記、弁護士会の利用に際しては、上記1の当JAの相談・苦情等受付窓口、最寄の支店または下記のJAバンク相談所にお申し出ください。

●一般社団法人JAバンク相談所 電話番号:03-6837-1359

受付時間:午前9時~午後5時(金融機関の休業日は除きます。)

以上の弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

なお、東京以外の地域の方々からのお申立につきまして、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会(東京、第一東京、第二東京弁護士会)が設置している仲裁センター等でご利用できます。

② 共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)(関)自賠責保険・共済紛争処理機構 (電話:0120-159-700)(関)日弁連交通事故相談センター (電話:0570-078325)

| 関交通事故紛争処理センター (電話:東京本部 03-3346-1756)

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html)

上記以外の連絡先

●当JAの苦情等受付窓口(金融事業部 共済課) 電話番号:0259-27-5187 または最寄りの支店受付窓口 電話番号:(105 ページ掲載)

受付時間:午前8時30分~午後5時(金融機関の休業日は除きます。)

【 金融円滑化に係る基本的方針 】

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2. 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験 等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- 4. 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び 苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5. 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認 または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めに ついて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含 む。)と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

- 6. 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 理事長以下、関係役員・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 金融事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

【 個人情報保護方針 】

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当JAは、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。) その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義

務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2. 当JAは、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

- 3. 当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- 4. 当JAは、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

- 5. 当JAは、匿名加工情報(保護法第 2 条第 6 項)の取り扱いに関しは、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- 6. 当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

- 7. 当JAは、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- 8. 当JAは、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。 保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。
- 9. 当JAは、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
- 10. 当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【 マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針 】

当JAは、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用 (以下「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力

による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる 法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

【 利用者保護等管理方針 】

当JAは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていきます。なお、本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当JAとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

- 1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
- 3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4. 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5. 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための 態勢整備に努めます。

8. 自己資本の状況

【 自己資本比率の状況 】

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年2月末における自己資本比率は、11.79%となりました。

【 経営の健全性の確保と自己資本の充実 】

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

[普通出資による資本調達額]

項目	内 容
発行主体	佐渡農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目	2, 323百万円(前年度2, 374百万円)
に算入した額	2, 323日万门(刚平度2,374日万门)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主要な業務の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員・地域のみなさまのために、金融資産の基盤づくりをめざし、各種貯金をご用意しています。

便利な「総合口座」、蓄えるための「定期貯金」、夢を実現させる「定期積金」、お勤めのみなさまのための「財形貯金」など各種貯金を目的・期間・金額にあわせて、どなたでもご利用いただけます。

また、公共料金、県税、市税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振り込み等もご利用いただけます。

ļ	宁	金	の	種	類		特 色	期	間	利	率	お預け入れ額
	普	;	通	貯	ı	金		出し自	入れ 由	お預け入れにより異れ		1 円以上
総	普無		通 利	貯息			1冊の通帳に、普通貯金、定期 貯金がセットでき、また必要な時 にお預かりの定期貯金により、自		入れ 由	無利	间息	1円以上
合口	大		定	期	貯	金	動借入もできる便利な口座です。 「貯める」 「増やす」 「支払う」		月~) か年	お預け入; により異;		1 千万円以上
座	ス	- ,	ί —	定其	月貯	金	「受取る」 「借りる」 5つの機能を持ったあなたの		月~)か年	お預け入れ		1円以上
	期	日指	旨定	定其	月貯	金	お財布としてお勧めします。	最長(据置期	-	お預け入れにより異れ		1 円以上 3 百万円未満
	大		定	期	貯	金	自由金利の定期貯金で、大口資 金の高利回り運用に最適です。		月~)か年	お預け入れ により異れ		1 千万円以上
定期	ス	-,	°-	定其	月貯	金	自由金利の定期貯金で、中口資 金の高利回り運用に最適です。		月~) か年	お預け入れにより異れ		1円以上
貯金	期	日指	1 定	定其	月貯	金	1年複利で高利回りの自由金利 定期貯金です。据置期間経過後は 期日指定により、ご希望の日にお 引出しになれます。また、元金の 一部お引出しもできます。	最長(据置期		お預け入れにより異な		1 円以上 3 百万円未満
	変	動金	全 利	定其	月貯	金	金利実勢にそって6カ月毎にお 預かり利率が変動する、半年複利 の満期一括受取の定期貯金です。	1, 2	,3年	お預け入れにより異れ		1 円以上

貝	金 金	の	種	類	特色	期間	利 率	お預け入れ額
定	期		積	金	毎月のお積み立てで、着実に 貯えられる一般的な積立貯金で す。月々一定額を積み立てる定 額式、目標額に合わせて積立額 を決める目標式があります。	6か月以上 1 0年以内	お預け入れの時期 により異なります	1千円以上
譲	渡	性	貯	金	大口の余裕資金の短期運用に 有利です。満期日前の譲渡も可 能です。	1 か月以上 5 年未満	お預け入れの時期 により異なります	1 千万円以上
当	座		貯	金	お支払には、安全で便利な小 切手をご用意いたします	出し入れ 自由	無利息	1円以上
普	通		貯	金	一人に一冊、家計簿がわりに ご利用下さい。	出し入れ 自由	お預け入れの時期 により異なります	1 円以上
普	通 貯 : (決		乗 利 <i>,</i> 用)	息 型	一人に一冊、家計簿がわりに ご利用下さい。	出し入れ 自由	無利息	1 円以上
貯	蓄		貯	金	自由金利で、高利回りな流動 性貯金です。5段階の金額階層 別金利設定を行い、毎日の最終 残高に該当する店頭利率を適用 します。	出し入れ 自由	お預け入れの時期 により異なります	1円以上
通	知		貯	金	まとまった資金の短期運用に 便利です。	7日以上	お預け入れの時期 により異なります	5万円以上
	_	般	財	形	給料からの天引で、お勤めの 方々の財産づくりに最適な積立 貯金です。	3年以上	お預け入れの時期 により異なります	1円以上
財形貯	財	形	年	金	給料からの天引で、ご自分の 生活設計に合わせて、年金タイ プでお受け取りになる有利な積 立貯金です。金利面でも高利回 りで550万円まで(財形住宅と合 算)退職後においても非課税の 特典が受けられます。	積立期間 5年期間 5年期間 最終積立日から 4か月以上5年以内 受取期間 5年以上 20年以内	お預け入れの時期 により異なります	1 円以上
金	財	形	住	宅	給料からの天引で、マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適な積立貯金です。金利面でも高利回り、550万円まで(財形年金と合算)非課税の特典が受けられます。	5年以上 エンドレス型	お預け入れの時期 により異なります	1円以上

[※] 詳しくは、最寄りの当JAの支店・金融センター・営業所までお問い合わせください。

◇貸出業務

、 農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。 また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

ます。 さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

貸出の種類	ご利用頂ける方	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	償還方法	保証および担保
農業生産資金	農業者等	農業経営に必要な資金	所要資金の範囲内 (設備資金は原則	短 手形貸付の場合原 則185日以内	期日一括償還 元金均等償還	原則として、基金協 会の債務保証。必要
展 米工 <u></u>	版末日刊	灰木紅杏 一少女'多其业	として、事業費の 80%以内)	長 15年以内 期 据置3年以内	元金不均等償還 元利均等償還	により保証、担保。
アグリマイ	組合員、農業	農業生産、農産物加工、 地域活性化、再生可能工	事業費の範囲内 ただし、再生可能	短期 1年以内	期日一括償還	原則として、基金協 会保証。必要に応じ
ティー資金	者等	ネルギー利用等	エネルギー利用の 上限は1億円	展期10年 最長25年以内 据置3年以内	元金均等償還 元利均等償還	て個人保証。
アグリV	組合が担い手 と認定した組 合員等	①農業経営に必要な設備 資金および中・長期運転 資金 ②農地取得および農地の 借地料等の支払に必要と なる資金	100万円以上 2000万円以内 かつ、所要額以内	1年以上20年以内 うち据置2年以内	元金均等償還	原則として、基金協 会の債務保証。必要 により連帯保証人。
一般生活資金	組合員及び個	生活に必要な資金 ただし見積書等で確認で	500万円以内で	短期 1年以内	期日一括償還	必要により基金協会 の債務保証又は保証
双工作及业	A	きること	所要資金の範囲内	長 10年以内 期 据置1年以内	元金均等償還 元利均等償還	担保
教育資金	組合員及び個 人	就学子弟の入学金授業料 など学費及び生活費等	所要資金の範囲内	据置期間を含め、最長 15年以内(在学期間 +9年以内)	元利均等償還	必要により基金協会 の債務保証又は保証 担保
住宅資金	組合員及び個 人	敷地の購入、住宅の新 築、中古購入、増改築等 に必要な資金並びに他行 住宅ローンの借換資金	所要資金の範囲内	4 0 年以内 うち据置期間 2 年以内	元金均等償還 元利均等償還	必要により基金協会 の債務保証又は保証 担保
一般事業資金	事業者 員外者の場合 は、地区内に	事業に必要な資金 賃貸住宅資金融資要項の	所要資金の範囲内	短期 1年以内	原則期日一括償還	連帯保証人、物的担 保、協会保証のうち
M 7 A M 2	住所または事 務所を有する もの	範囲外の賃貸住宅建設等 にかかる資金を含む		設備資金:35年 長 以内うち据置2年 期 以内 運転資金:5年以内	元金均等償還 元利均等償還	1種以上
賃貸住宅資金	賃貸住宅を建 設する、または 現に賃貸住で を所有して る組合員	賃貸住宅の建設、増改築 等に必要な資金並びに他 行賃貸住宅資金の借換資 金とそれに伴う諸費用	所要資金の範囲内	35年以内 うち据置期間1年以内	元金均等償還 元利均等償還	必要により基金協会 の債務保証又は保証 担保
地方公共団体	地区内の地方 公共 は な共 は	短 一般財政調整資金または起債および補助金のつなぎ資金等	当等のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	1年以内	期日一括償還	(1)地方公共団体に対する貸付の場合は保証、担保は徴求しない。 (2)土地開発公社および地方道路公社に対する貸出の場合は、設立団体の地方公共
等資金	で、法令、定 款の定めによ る	①地方公共団体の地方 債で、法令に定めるもの ②公社の事業資金で、 法令に定めるをの ③その他営利を目的区とないまたは大会で、法令の地方はたい、 での業資金で、	所要ない。大学のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、は、一般では、は、一般では、は、一般では、は、一般では、は、一般では、は、一般では、は、一般では、は、一般では、一般で	地方公共団体またる構成員 公共団体が主たる構成員 もしくはも近資者となの基本 いるかもし過半を拠出 財産の額営利法人は30 年以内、その他貸出先は 10年以内	元金均等償還	団体の債務保証を徴求するか、または損失補償を徴求するがまたは損失補償を徴求の他の公社に対する貸出の場合は、地方公共団体の損失補償を徴求。
負債整理資金	組合員及び農 業者	経営の維持再建と生活の 維持、安定に必要な資金	所要資金の範囲内	20年以内うち据置2 年以内	元金均等償還 元金不均等償還 元利均等償還	基金協会の債務保証 又は連帯保証人2名 以上及び必要により 担保

[※] 農業近代化資金等各種農業制度資金をお取扱いしています。

貸出の種類	ご利用頂ける方	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	償還方法	保証および担保
多目的ローン	満18才以上で その他一定の要 件を満たしてい る方	ご自由です ただし見積書等で確認で きること	1 0万円以上 5 0 0万円以内 ただし、所要額の範囲内	6か月以上 10年以内	元利均等償還	基金協会保証
教育ローン	満20才以上で その他一定の要 件を満たしてい る方	ご子弟の入学金授業料な ど学費及び生活費等	10万円以上 1000万円以内 ただし、所要額の範囲内	据置期間を含め 最長15年以内 (在学期間+9年 以内)	元利均等償還	基金協会保証
マイカーローン	満18才以上の 組合員でその他 一定の要件を満 たしている方	自動車等購入及び他金融 機関からの借換資金	10万円以上 1000万円以内 ただし、所要額の範囲内	6か月以上 10年以内	元利均等償還	基金協会保証 ただし新卒予定者で入社 前の借入人の場合は連帯 保証人 1 名以上
農機具ローン 団信付農機具ローン	満18歳以上の 組合員でその他 一定の要件を満 たしている方	農機具等購入資金	1800万円以内、かつ所 要資金の範囲内	1年以上 10年以内 耐用年数が10 年に満たない場 合は、その年数 以内	元金均等償還 元利均等償還	基金協会保証
住宅ローン	満20才以上の 組合員でその他 一定の要件を満 たしている方	住宅の新築、土地又は住 宅等の購入資金住宅の増 改築、車庫等の取得、他 行からの借換に必要な資 金	10万円以上 1億円以内	3年以上 40年以内	元金均等償還 元利均等償還	融資対象物件の担保及び 基金協会保証
住宅ローン (100%応援型)	満20才以上の 組合員でその他 一定の要件を満 たしている方	住宅の新築、住宅の購入、住宅の増改築、車庫等の取得に必要な資金	10万円以上 1億円以内	3年以上 40年以内	元金均等償還 元利均等償還	融資対象物件の担保及び 基金協会保証
住宅ローン(借換応援型)	満20才以上の 組合員でその他 一定の要件を満 たしている方	他金融機関から住宅資金 の借換と借換にあわせた 増改築等に必要な資金	10万円以上 1億円以内	3年以上 39年以内	元金均等償還 元利均等償還	融資対象物件の担保及び 基金協会保証
リフォームローン	満20才以上の 組合員でその他 一定の要件を満 たしている方	住宅の増改築等に必要な資金	10万円以上 100万円以内	1年以上15年 以内	元利均等償還	基金協会保証
賃貸住宅ローン	満20才以上の 組合員でその他 一定の要件を満 たしている方	賃貸住宅の建設、増改 築・補改修に要する資金	100万円以上 所要額以内 ただし、上限4億円	1年以上30年 以内、対象物件 の法定耐用年数 以内	元利均等償還	土地・建物の担保及び基 金協会保証

	貸出の種類	ご利用頂ける方	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	償還方法	保証および担保
	住宅ローン (新築・購入 コース)	満20才以上の組 合員でその他一定 の要件を満たして いる方	住宅の新築、土地又 は住宅等の購入資金 住宅の増改築資金	10万円以上 1億円以内	3年以上 40年以内	元金均等償還 元利均等償還	融資対象物件の担保 及び協同住宅ローン (株)保証
	住宅ローン (借換コー ス)	満20才以上の組合員でその他一定の要件を満たしている方	他金融機関から住宅 資金の借換に必要な 資金	10万円以上 1億円以内	3年以上 40年以内	元金均等償還 元利均等償還	融資対象物件の担保 及び協同住宅ローン (㈱保証又
協	アパート	満20才以上の組合員でその他一定	賃貸住宅の建設、増 改築・補改修に要す	100万円以上1億円	(非堅固建物) 1年以上 25年以内	元金均等償還	融資対象物件の担保及び協同住宅ローン
同住宅ロー	ローン	の要件を満たしている方	る資金	以内ただし所要額以内	(堅固建物) 1年以上 35年以内	元利均等償還	(株)保証
ン	リフォーム ローン	満20才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方	住宅の増改築等に必 要な資金	1 0 万円以上 1 5 0 0 万円以内	6ヶ月以上 15年以内	元利均等償還	協同住宅ローン保証
	教育ローン	満20才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方	ご子弟の入学金・授 業料など学費及びア パート家賃等	1 0 万円以上 5 0 0 万円以内	据置期間を含め 最長6ヶ月以上14年 以内 (在学期間+6ヶ月+ 6年6ヶ月以内)	元利均等償還	協同住宅ローン保証
	マイカーローン	満18歳以上でそ の他一定の要件を 満たしている方	自動車等購入資金	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 7年以内 (1ヶ月単位)	元利均等償還	協同住宅ローン保証
	住宅借換	満20才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方	公庫等公的及び民間 住宅ローンの借換	5 0 万円以上 2 0 0 0 万円以内	6ヶ月以上 20年以内	元利均等償還	ジャックス保証
	リフォーム	満20才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方	住宅の増改築等に必 要な資金	1 0 万円以上 1 5 0 0 万円以内	6ヶ月以上 20年以内	元利均等償還	ジャックス保証
ジャックス	マイカー	満18才以上でその他一定の要件を 満たしている方	自動車等購入資金	10万円以上 1000万円以内	6ヶ月以上 10年以内 (1ヶ月単位)	元利均等償還	ジャックス保証
提携ローン	教育	満20才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方	ご子弟の入学金・授 業料等の費用	10万円以上 1000万円以内	6ヶ月以上16年10 カ月以内 入学前7ヶ月十在学期 間+卒業後3ヶ月のみ 据置可	元利均等償還	ジャックス保証
	J A住宅ロー ン利用者向け 目的ローン	満20才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方 JA住宅ローンを 利用の方	ご自由です ただし見積書等で確 認できること	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内 (1ヶ月単位)	元利均等償還	ジャックス保証
	住宅所有者向けフリーローン	満20才以上でその他一定の要件を 満たしている方 住宅を所有の方	ご自由です	10万円以上 500万円以内	6 ヶ月以上 1 0 年以内 (1ヶ月単位)	元利均等償還	ジャックス保証
全国	住宅ローン	満18才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方	住宅の新築、土地又は 住宅等の購入資金住宅 の増改築、借換等に必 要な資金	100万円以上 1億円以内	最長35年	元金均等償還 元利均等償還	全国保証㈱保証
保証提携ロー	教 育 (当座貸越)	満20才以上でその他一定の要件を 満たしている方	ご子弟の入学金・授 業料等の費用	極度額10万円単位 300万円以内	就学期間+ 6ヶ月以内 ただし就学終了後 3ヶ月以内	随時償還	全国保証㈱保証
ン	教 育 (証書貸付)	満65才未満でそ の他一定の要件を 満たしている方	ご子弟の入学金・授 業料等の費用	1万円以上 300万円以内	在学期間+10年以内 (ただし最長16年)	元利均等償還 元金均等償還	全国保証㈱保証

	貸出の種類	ご利用頂ける方	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	償還方法	保証および担保
	マイカー	満18才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方	自動車等購入 資金 借換資金	10万円以上 1000万円以内	6ヶ月以上10年以内	元利均等償還	三菱UFJニコス ㈱保証
	教育 (一般型)	満20才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方 関する全ての ご資金		10万円以上 1000万円以内	据置期間を含め6か月 以上15年以内(在学 期間を含む)	元利均等償還	三菱UFJニコス (株)保証
三菱UFJ-	教育 (カード型)	満20才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方	就学されるご 子弟の教育に 関する全ての ご資金	10万円以上 700万円以内 (10万円単位)	1年毎に自動更新 貸越期間終了後の約定 返済期間は最長7年	毎月25日に 利用額に応じ て約定返済 任意返済	三菱UFJニコス (株)保証
コス提携ロ	リフォーム	満20才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方	リフォームの 他同時に購入 する家具購入 資金も可	10万円以上 1500万円以内	1年以上15年以内	元利均等償還	三菱UFJニコス (株)保証
ーン	フリー	満20才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方	ご自由です	1 0万円以上 5 0 0万円以内	6ヶ月以上10年以内	元利均等償還	三菱UFJニコス (株)保証
	カード	満20才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方	ご自由です	10万円以上 500万円以内 (10万円単位)	契約期間1年 1年毎に自動更新	毎月25日に 利用額に応じ て約定返済 任意返済	三菱UFJニコス (株)保証

貸出の種類	ご利用頂ける方	お使いみち	ご融資金額			ご融資期間	償還方法	保証および担保
カードローン	満20才以上でそ の他一定の要件を 満たしている方	ご自由です				契約期間1年 1年毎に自動更新	約定返済 任意返済	基金協会保証
営農ローン	満18才以上の組合員でその他一定の要件を満たしている方		300万円限度 10万円きざみ			契約期間1年 1年毎に自動更新	随時	基金協会保証
サポートA	満18才以上の組 合員でその他一定 の要件を満たして いる方		個人1000万円以内法 人3000万円以内			契約期間 1 年	一括返済	原則として、 基金協会の債 務保証。必要 により保証、 担保。
農業経営改善促進資金	認定農業者	農業経営改善 計画の達成に	認定農業者	個人	一般経営 500万円 畜産又は施設園 芸を含む経営 2000万円	契約期間 1 年	手形貸付 ・期日一括償 還	原則として、 基金協会の債 務保証。必要
(スーパーS)		必要な短期運 転資金	1 - 1	法人	一般経営 200万円 畜産又は施設園	大利朔 间「牛	当 本体学技	伤味証。必要により保証、 担保。
					芸を含む経営 8000万円			

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、 当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確 実・迅速にできる内国為替のお取り扱いを行っています。

◇国債・投資信託

JA貯金以外にも、国債・投資信託などの資産運用商品を取り揃えて、小口・大口資金を問わず多様化するお客さまの資産運用ニーズにお応えいたします。

◇その他のサービス業務

〇当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の払い出し入れや銀行、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

○多彩なサービス特典の付いたJAカードの取り扱いをしています。

◇各種サービス一覧

		ービス	の種類		サービスの内容
	内	国	為	替	県内、全国のJAはもとより国内の各銀行等への振込・送金・代金取立などを安全・確実・迅速に行うサービスです。
為	自	動	受	取	給料やボーナス、年金などがご指定の貯金口座に自動的に振り込まれますので、安心してご利用いただけます。
替サ	自	動	支	払	電気料、電話料、NHK受信料などの各種公共料金、クレジットカード利用代金など月々のお支払を、ご指定口座から自動的に振り替えますので支払のわずらわしさが解消します。
ービ	登	録 総	合 掤	 込	給与など毎月のまとまった振込を一度当組合に登録すれば、当組合で毎 月振込依頼書を作成してお届けいたしますので、大変便利にご利用いただ けます。
ス	定	時 自	動り	集 金	回収先、回収条件を当組合に登録していただきますと、自動的に一定額 を集金する便利なシステムです。新聞購読料、PTA会費などの集金に大 変便利です。
	定	額自	動造	送 金	毎月決まった日に、決まった先に、自動的に一定額を送金する便利なシステムです。学費の仕送りや家賃・各種会費等のお支払いにお役にたちます。
+	ヤッ	ッシュ	サー	ビス	当組合のカードー枚で、当組合のキャッシュサービスコーナーはもちろん、JA、全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行、コンビニATM等のキャッシュサービスコーナーがご利用いただけます。
J,	Αネ	ットバこ	ンクサ-	ービス	いつでも、どこでも、手軽で便利。窓口やATMに出向くことなく、インターネットに接続されているパソコン、スマートフォン、携帯電話からアクセスするだけで、平日・夜間を問わず、残高照会や振込、振替等の各種サービスが24時間いつでもお気軽にご利用いただけます。
J		ゝ゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙	— トカー		JAグループが発行する「JAカード」は、日本国内はもちろん世界各国でご利用いただけます。また、24時間・年中無休のロードサービスがついた「ロードサービス付JAカード」、ICキャッシュカードとクレジットカードが1枚になった「JAカード(一体型)」もお選びいただけます。 さらに、Aコープ店やガソリンスタンドなどでのご利用ポイントが溜まる、JA佐渡総合ポイントサービスが一体となったカードも取り扱っております。
デ	ビッ	トカー	ドサー	-ビス	当組合のカードー枚でお買い物ができる便利なサービスです。全国のJ-Debit加盟店でのお支払いにご利用いただけます。

◇ 手 数 料 一 覧

〇ATM手数料(当組合のATMをご利用いただいた場合の手数料)

曜	日	稼 働 時 間	当組合 他JA	JFマリン バンク	三菱東京 UFJ銀行	ゆうちょ 銀行	他金融機関	
			お引出・預入		お引き出し			
		8:00~ 8:45			110円	220円	220円	
平	日	8:45~18:00	無料	無料	無料	110円	110円	
		18:00~21:00			110円	220円	220円	
		8:00~ 9:00				220円		
土	曜日	9:00~14:00	無料	無料	110円	110円	220円	
		14:00~21:00				220円		
日	・祭日	8:00~21:00	400 1/4	4m. 1/4	1100	220円	0.00	
年	末	8:00~19:00	無料	無料	110円	該当する曜日	220円	

[※]ATMによりご利用時間が異なります。

〇ATM手数料(JAのキャッシュカードで各金融機関のATMをご利用の場合)

曜日	稼 働 時 間	県内他JA	県外他JA	JFマリン バンク	三菱東京 U F J 銀行	ゆうちょ 銀行	コンビニ ATM	イオン銀行	
		お引き出し	預け入れ	お引き出し		お引き出し	預け入れ	お引き出し	
	7:00~ 8:00	-	_	_	1	_	220円	_	
	8:00~ 8:45				110円	110円	2200	220円	
平 日	8:45~18:00	無料	無料	無料	料 無料	無料	無料	110円	110円
	18:00~21:00				110円	110円	220円	220円	
	21:00~23:00	_	_	_	-	_	2200	_	
	7:00~ 9:00	l	ı	_	1	ı	220円	_	
	9:00~14:00		無料	無料	110円	110円		220円	
土曜日	14:00~17:00	無料						2200	
	17:00~19:00							_	
	19:00~23:00	_	_	_	_	_		_	
	7:00~ 9:00	_	_	_		_		_	
日 曜	9:00~17:00	無料	無料	無料	110円	110円	2200	220円	
祝祭日	17:00~19:00	////					220円		
	19:00~23:00	l	_	_	_	_			

[※]その他提携金融機関の場合、ご利用いただける時間・手数料は金融機関によって異なりますので、詳しくはご利用先の金融機関へお問い合わせください。

〇為替手数料

	O 荷目于数付							
	手数料種別	同一店内	当農協 本支店あて	系統金融 機関あて	他金融機関あて			
	送金手数料	_	無料	440円/件	普通扱い(送金小切手) 660円/件			
	窓口利用				文書扱い 電信扱い			
	5万円未満	110円/件	110円/件	220円/件	600円/件 600円/件			
	5 万円以上	110円/件	110円/件	440円/件	770円/件 770円/件			
	機械利用							
	5 万円未満	5 5 円/件	5 5 円/件	110円/件	380円/件			
	5 万円以上	55円/件	55円/件	330円/件	5 5 0 円/件			
振	ATM利用							
振込手	5万円未満	無料	無料	110円/件	270円/件			
	5 万円以上			330円/件	4 4 0 円/件			
数料	インターネット							
17	バンキング利用	無料	無料					
	5万円未満	<i>አ</i> ለ ተተ	<i>አ</i> ለ ተተ	110円/件	270円/件			
	5万円以上			330円/件	4 4 0 円/件			
	法人ネットバンク利用							
	(振込・総合振込)	無料	無料					
	5万円未満	71V 1'T	711 717	110円/件	220円/件			
	5 万円以上			110円/件	330円/件			

代金取立手数料	同一交換地域内	遠隔地	普通扱い	至急扱い			
1(並以立于奴科	220円/通	280円/通	500円/通	7 2 0 円/通			
	送金・振込の組戻料		500円/件				
	ただし、当組合の店内	については無料、本支店	間の組戻については11	0円/件となります。			
	不渡手形返却料		500円/通				
その他諸手数料	取立手形組戻料		500円/通				
ての心面子数杯	取立手形店頭呈示料		500円/通				
	ただし、660円	を超える取立費用を要	する場合はその実費	を申し受けます。			
	地方税の収納機関への	の振込	330円/通				
	ただし、新潟県内	分はお支払いただく必	要はありません。				

[※]コンビニA T M (セブン銀行、ローソンA T M、イーネットA T M等) ※イオン銀行では、 $1/1 \sim 1/3$ 及び $5/3 \sim 5/5$ (日曜日が重なる日は除く) はご利用いただけません。

〇その他の諸手数料

対 象 項 目	単位	金額	対 象 項 目	単位	金額
貯金残高証明書	1通	220円	貸出金証明書		
取引履歴明細作成手数料			貸出金残高証明書	1通	220円
3カ月以上遡っての作成	1口座	550円	融資証明書	1通	220円
3カ月以上遡り、平成15年10 月13日以前に及ぶ場合	1口座	1, 100円	利息に関する証明書	1通	220円
再発行手数料			再発行手数料		
貯金通帳	1 冊	550円	ローンカード	1枚	550円
貯金証書	1通	550円	貸出金償還年次表	1通	550円
ICキャッシュカード	1枚	1, 100円	住宅ローン(住宅資金)取扱手数 料		
JAカードー体型 I Cキャッシュ カード (磁気カードからの再発行)	1件	0円	新潟県農業信用基金協会によ る保証	-	33,000円
口座振替手数料	1件	帳票 110円 記憶媒体55円	協同住宅ローン㈱・全国保証による保証	-	55,000円
貯蓄貯金振替サービス取扱手数 料	ı	_	個人保証(住宅資金)	1	55,000円
手形等用紙代			固定変動金利選択型		
小切手帳	1 冊	440円	金利再選択時、固定金利選択	1	5, 500円
約束手形	1 冊	550円	全額繰上償還 (返済元金500万円以上)	_	22,000円
自己宛小切手	1枚	550円	条件変更手数料 (住宅ローン・住宅資金)		
			金利引下げ・融資期間・返済 日・その他返済方法の変更	-	3, 300円

[※] 貯金ネット、為替及びその他の諸手数料の金額には、消費税及び地方消費税の10%を含みます。

[共済事業]

◇ JA共済の仕組み

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

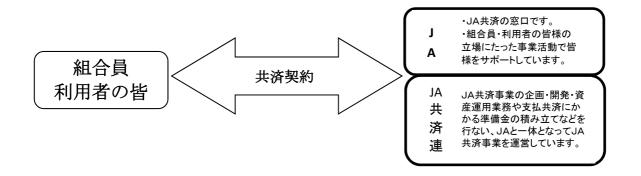
JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇ JA共済の種類

種類	保 障 内 容
終 身 共 済	長い人生のベースとなる一生涯の万一保障。
定 期 生 命	掛け捨てタイプで一定期間の万一保障。
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一保障。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一保障。
医療 共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる医療保障。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障。
が ん 共 済	すべてのがんに対する一生涯のがん保障。
介 護 共 済	一生涯にわたって備えられる介護保障。
生活障害共済	身体に障害を負って働けなくなったときに備える保障。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他の生活習慣病に備える保障。
認 知 症 共 済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障。
建物更生共済・My家財	火災はもちろん地震にも備えられる建物や家財の保障。
予定利率変動型年金共済	自分で準備する将来の年金保障。
火 災 共 済	掛け捨ての火災共済。
自動車共済・自賠責共済	自動車事故に対する確かな保障。
農業者賠償責任共済	農業における賠償リスクを保障。

◇JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



〔農業関連事業〕

◇ 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。

特に、当JAでは「日本一安心・安全でおいしい農産物の島『佐渡』の実現を」を農業ビジョンに掲げ、生物多様性農業を推進し、自然環境を活かした「佐渡ブランド確立」に取り組み、その特産品を全国に向け発信・販売しています。

また、「地産地消」の取り組みとして、地元青果物市場はもとより農産物直売所2店舗と各Aコープ店の「とれたて直売コーナー」で地元農産物の提供を行っています。また、学校給食や福祉施設への食材提供も行いながら、佐渡の農業振興に取り組んでいます。

農産物販売センターでは、おけさ柿など季節の特産品を紹介し、全国の消費者にお届けしています。

〇JA佐渡の主な特産品

佐渡	=	シ	ヒカ	ו י	佐渡金山と共に栄えた伝統の米づくりと、島ならではの豊かな水と土に育くまれたお米です。 特に、島特有の海洋性気候により、佐渡米は時間をかけてじっくりと稔ります。だから、噛めば噛むほど"コク"と"うま味"が口中に広がり、食べた人皆を満足させてくれる美味しいお米です。 農薬や化学肥料を慣行の5割以上(佐渡地区慣行栽培比)削減して栽培するコシヒカリを中心に、生きものを育む農法による佐渡市認証米「朱鷺と暮らす郷」など、これからも佐渡米生産は環境にやさしい生物多様性に取り組んでいきます。
お	け		خ	杮	佐渡を代表する秋の果物です。種がなく、軟らかい果肉ととろけ るような甘さが特徴です。
お 加け エさ	あ	ん	ぽ	柿	自然なおけさ柿の甘みを活かし、ゼリーのような食感の半生状の 干柿です。
品柿の	Ŧ			柿	柿の自然な風味を閉じ込めました。白く散りばめられた糖質と飴 色が特徴です。
4	佐 佐 渡	渡低	生 脂肪生	乳	佐渡で生産されている牛乳はすべてクリーンミルク生産農場から 出荷された安心・安全なものになります。
乳・乳製品	ナチ	ュラ	ルチ	ーズ	佐渡の自然の中で育ち、厳選された牛乳を原料にした、お薦めの 手作りナチュラルチーズです。「カマンベール」と「ゴーダ」 「モッツァレラ」のほかALL JAPANナチュラルチーズコンテストで優 秀賞を受賞した「クリームチーズ」などがあります。モッツァレラ チーズは島内のイタリアンレストランでも使用され大人気です。
	そ	(か	他	佐渡産生乳を使用したソフトクリームも人気です。

◇ 購買事業

農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を供給しています。

予約肥料の早期納品奨励や自己引取の推進に取り組んでいるほか、大口予約奨励、直送対策等担い 手、生産組織等の大口需要者へのコスト低減対策の普及に努めています。農薬については、大型規格 農薬の活用による生産コスト低減への提案を行っています。

各窓口では営農指導員による野菜づくり等のアドバイスも行っています。

◇ 農機事業

大小農機具の供給をはじめとして整備・修理も行っています。また、農業生産における機械コスト 低減にも目を向け、レンタル事業・保管事業などにも取り組み、農機巡回サービス員による相談機能 の充実と提案型の事業展開を進めています。

〇機械コスト低減への提案

農機レンタル (短期間有料貸出)	春期:トラクター、乗用田植機、コンポキャスタ 秋期:コンバイン、ブロキャス、プラソイラー装着トラク ター
現有機械の長期使用促進	事前点検及び使用後の格納整備の強化
中古機械の活用	展示会での紹介、JA佐渡ホームページへの掲載
担い手支援対策の活用	大型農機保管事業に係る格納整備料金助成【大型農機整備助成はR1で終了しました。】

[生活関連事業]

◇ 店舗事業 (Aコープ)

組合員・地域利用者が身近で安心して利用できる店舗をめざしています。地場農産物の「とれたてコーナー」は、新鮮で安心・安全なJAらしい店舗として人気です。現在は連結会社である株式会社JA・エーコープ佐渡が運営しております。Aコープ店は現在各地に7店舗あり、佐渡病院内にも売店を設置しております。

それ以外の地域にも、地域の方が運営するJA委託店があり、組合員・地域の方の日常生活の拠り所となっています。

◇ 自動車事業

自動車事業では、国内各メーカーの自動車を取り扱っています。中央車両センターでは、車両販売のほか車検・点検整備、板金などを充実のスタッフ体制で承っています。

各地区の車両センターでは、組合員・地域の方の身近な整備工場として、販売・整備のほか 安全なカーライフのための活動や情報提供を行っています。

JAの自賠責共済、自動車共済や自動車ローンとも連携していますので、フルサポートでご利用いただけます。

また、環境にやさしい電気自動車の普及活動にも取り組んでおり、2カ所(両津・金井)に 急速充電器を設置しております。

◇ 燃料事業

島内に3カ所(両津・佐和田・金井)のセルフスタンドを有しており、低コスト運営により、本土に比べ非常に高い佐渡の燃料価格の引き下げに貢献しております。その他各地に7カ所の給油所を設置し、農業機械、自動車用燃料のほか家庭用の灯油などの供給および、配送も行っています。

LPガス事業においては、安全化システムネットワークにより、高齢の方の一人暮らしでも 安心してご利用いただけるよう体制整備に努めております。

〔 営農・生活相談事業 〕

◇ 営農指導相談

営農指導事業はJAの最も重要な事業です。 安全・安心、高品質・良食味の佐渡産農畜産物 生産のため、作目ごとに生産者部会等を組織し、現地研修会などで佐渡ブランド確立に向けた 技術指導を行っています。

地域に出向く取り組みを中心に、農機燃料部門、金融部門、関係機関と連携し、担い手支援 並びに新規就農者の育成支援に努めてまいります。

また、農業従事者の高齢化が進む中、担い手対策として集落営農や法人化などを推進し、組織の立上げを支援しています。

◇ くらしの相談活動など

JAおよび子会社等では、組合員・地域の人たちのくらしの相談活動にも取り組んでいます。

金融事業部では、各支店での年金相談会をはじめとして、土日営業の融資センターでの融資相談会、ローン相談会などに取り組んでいます。

総務部では、女性部など組織による料理教室や生活文化活動など自主的活動の支援や、助け合い組織などのボランティア活動の支援にも取り組んでいます。

(2) 系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法 (農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法 律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方 針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」 といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2019年3月末における残高は1,706億円となっています。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

	次			*		(単位:十円)
	<u>資</u>	A110 F #		産	A100 F #	
科目	(숙	令和2年度 3和3年2月28日)	(4	令和3年度 令和4年2月28日)
1.信用事業資産			112,806,509			112,446,649
(1) 現 金		523,647			490,705	
(2)預 金		95,532,170			95,308,500	
系統預金	95,356,180			95,219,460		
系統外預金	175,990			89,040		
(3) 有価証券		3,874,840			4,562,285	
国債	301,590			100,480		
地方債	521,210			517,060		
社債	2,676,050			3,083,910		
受益証券	375,990			860,835		
(4) 貸出金		12,300,088			11,572,613	
(5) その他の信用事業資産		579,307			561,195	
未収収益	547,428			550,774		
その他の資産	31,878			10,420		
(6) 債務保証見返		229,688			89,158	
(7) 貸倒引当金		△ 233,233			△ 137,807	
2.共済事業資産			609			506
(1) その他の共済事業資産		609			506	
3.経済事業資産			2,934,871			3,003,740
(1) 経済事業未収金		1,081,889			1,119,249	
(2) 経済受託債権		3,963			114,050	
(3) 棚卸資産		537,663			514,989	
購買品	370,610			346,545		
販売品	45,371			37,783		
加工品	3,554			2,908		
その他の棚卸資産	118,126			127,751		
(4) 経済預け金		1,153,639			1,140,317	
(5) その他の経済事業資産		193,447			146,808	
(6) 貸倒引当金		△ 35,731			△ 31,675	
4.雜資産			383,583			356,744
(1) 雑資産		384,906			358,753	
(2) 貸倒引当金		△ 1,323			△ 2,008	
5.固定資産			4,261,916			4,157,500
(1) 有形固定資産		4,183,834			4,092,954	
建物	9,241,253			9,304,332		
機械装置	2,656,691			2,690,294		
	1,492,189			1,486,280		
生物	116,522			116,233		
リース資産	33,327			33,327		
建設仮勘定	330			330		
その他の有形固定資産	2,661,960			2,714,560		
減価償却累計額	△ 12,018,441	70.000		△ 12,252,403	04.545	
(2)無形固定資産		78,082	F 140 000		64,545	E 111000
6.外部出資		4707.001	5,140,680		4 707 00 1	5,114,803
(1) 系統出資		4,767,604			4,767,604	
(2) 系統外出資		299,691			273,814	
(3) 子会社等出資		73,385			73,385	
7.繰延税金資産			21,916			16,016
資 産 合 計			125,550,088			125,095,961

科目						
–		令和2年度			令和3年度	
<i>。</i>	(4	令和3年2月28日		(수	3和4年2月28日	
1.信用事業負債		447.440.000	117,980,705		447.005.004	117,652,811
(1) 貯 金		117,419,809			117,005,064	
(2) 借入金		89,231			79,898	
(3) その他信用事業負債	07.444	241,975		10011	478,690	
未払費用	27,441			16,041		
その他の負債	214,534	000 000		462,649	00.150	
(4) 債務保証 2.共済事業負債		229,688	500 1 10		89,158	500.000
		001 700	563,146		000 405	532,669
(1) 共済資金		321,728			298,425	
(2) 未経過共済付加収入		240,842			233,536	
(3) 共済未払費用		430			537	
(4) その他共済事業負債		144	602.425		169	E20 625
3.経済事業負債 (1) 経済事業未払金		201 710	603,435		250.020	539,635
(2)経済爭某木払並 (2)経済受託債務		391,712 34,792			352,239	
(3)その他の経済事業負債		,			6,623	
4.雑負債		176,930	276,604		180,771	015 071
(1) 未払法人税等		F 640	270,004		2 200	215,271
(2) リース債務		5,648 24,051			2,290 18,390	
(3) 資産除去債務		24,031			13,029	
(4) その他負債		246,904				
5.諸引当金		240,904	409,683		181,561	433,184
(1) 賞与引当金		24,965	409,003		24,169	433,104
(2) 退職給付引当金		357,011			384,351	
(3) 役員退職慰労引当金		17,789			15,525	
(4) ポイント引当金		9,917			9,137	
負債合計		9,917	119,833,576		9,137	119,373,571
1.組合員資本			5,741,290			5,798,413
(1) 出資金		2,374,740	3,741,290		2,323,737	3,790,413
(2) 資本準備金		224			2,323,737	
(3) 利益剰余金		3,380,417			3,492,363	
利益準備金	1,788,000	3,360,417		1,828,000	3,492,303	
その他利益剰余金	1,788,000			1,664,363		
(再評価積立金)	(71)			(71)		
(農業応援積立金)	(80,000)			(100,000)		
(米穀流通対策積立金)	(72,564)			(72,564)		
(災害対策積立金)	(50,000)			(50,000)		
(リスク管理積立金)	(110,000)			(160,000)		
(税効果調整積立金)	(21,916)			(16,016)		
(特別積立金)	(1,018,895)			(1,088,895)		
(当期未処分剰余金)	(238,969)			(176,815)		
《うち当期剰余金》	(194,120)			(123,689)		
(4) 処分未済持分	(101,120)	△ 14,092		(120,000)	△ 17,911	
2.評価•換算差額等		_ : :,552	△ 24,777		,,,,,,,	△ 76,022
(1) その他有価証券評価差額金		△ 24,777			△ 76,022	
純 資 産 合 計			5,716,512		70,022	5,722,390
負債及び純資産合計			125,550,088			125,095,961

2. 損益計算書

(単位:千円)

		人知0左左			人和0左左	(単位:千円)
科目	(会和2年3月	令和2年度 引1日~令和3年2	令和3年度 月28日) (令和3年3月1日~令和4			9日28日)
1. 事 業 総 利 益	(13412-40)	<u> 11 11 11 12 12 12 13 13 </u>	2,793,370	(13440-0	7,114 1,141-7-2	2,679,779
事業収益		7,490,299	2,700,070		7,559,095	2,070,770
事業費用		4,696,929			4,879,316	
(1) 信用事業収益		963.244			870,468	
資金運用収益	827,244	903,244		820,020	670,406	
(うち預金利息)	(515,028)			(514,020)		
(うち有価証券利息)	(49,130)			(43,274)		
(うち貸出金利息)	(163,799)			(156,610)		
(うちその他受入利息)	(99,285)			(106,115)		
<u> </u>	43,333			41,484		
その他経常収益	92,667			8,964		
(2)信用事業費用		202,390			109,609	
資金調達費用	30,213			18,673		
(うち貯金利息)	(27,303)			(15,849)		
(うち給付補填備金繰入)	(1,568)			(1,644)		
(うち借入金利息)	(206)			(174)		
(うちその他支払利息)	(1,135)			(1,005)		
	8,605			8,626		
その他経常費用	163,570			82,308		
(うち貸倒引当金繰入額(戻入益))	(△3,811)			(△91,691)		
信用事業総利益			760,854			760,859
(3)共済事業収益		653,643			625,446	
共済付加収入	601,392			582,108		
共済貸付金利息	22			_		
その他の収益	52,227			43,337		
(4)共済事業費用		42.094		·	37.248	
共済推進費	25,316	,		19,573	·	
共済保全費	1,942			2,065		
その他の費用	14,835			15,610		
共済事業総利益	,		611,549	10,010		588,197
(5)購買事業収益		5,071,900	011,010		5,291,266	555,.57
購買品供給高	4,493,796	3,371,000		4.746.766	0,201,200	
修理サービス料	268,823			265,185		
その他の利益	309,280			279,314		
(6)購買事業費用	000,200	4,019,295		270,014	4,302,878	
購買品供給原価	3,732,709	7,010,200		4,022,132	7,002,070	
	144,540			145.555		
その他の費用	142,045			135,190		
	(1.775)			(∆2,924)		
(うち貸倒引当金繰入額(戻入益)) 購買事業総利益	(1,770)		1 052 605	(44,824)		000 207
		255.060	1,052,605		225.004	988,387
(7)販売事業収益	74.005	355,969		70 100	335,924	
販売品販売高	74,265			73,186		
販売手数料	211,172			190,385		
その他の収益	70,531	105 700		72,353	100.004	
(8)販売事業費用	00.404	185,708		74.00=	190,921	
販売品販売原価	69,481			74,367		
販売費	41,012			41,254		
その他の費用	75,214			75,299		
(うち貸倒引当金繰入額(戻入益))	(△399)			(△277)		
販売事業総利益			170,260			145,003
(9) 保管事業収益		108,806			103,425	
(10)保管事業費用		14,329			18,087	
(うち貸倒引当金繰入額(戻入益))		(15)			(△20)	
保管事業総利益			94,476			85,337

(単位:千円)

<u></u>	人和0 左连			単位:十円)
科目	令和2年度 (令和2年3月1日~令和3年	2月28日)	令和3年度 (令和3年3月1日~令和4年	2月28日)
(11) 加工事業収益	34,693	2,,,2011,	34,267	27,120 117
(12)加工事業費用	27,936	+	28,832	
(うち貸倒引当金戻入益(繰入額))		+	(0)	
加工事業総利益		6,757	(0)	5,434
(13)利用事業収益	169,996	0,707	171,694	0,404
(14)利用事業費用	103,023		107,367	
(うち貸倒引当金戻入益(繰入額))	(826)		(△846)	
利 用 事 業 総 利 益	(820)	66,973	(△040)	64 226
(15)農業経営事業収益	96,358	00,973	125,769	64,326
(16)農業経営事業費用	81,273	+	92,638	
農業経営事業総利益	81,273	15,085	92,030	22 121
(17)その他事業収益	50,662	13,063	36,450	33,131
(18)その他事業収益 (18)その他事業費用			,	
-	49,877		35,467	
(うち貸倒引当金戻入益(繰入額))	(116)	705	(△116)	000
その他事業総利益	00.450	785	07.000	983
(19)指導事業収入	39,459		37,360	
(20)指導事業支出	25,438		29,242	
(うち貸倒引当金繰入額(戻入益))	_	44004	(132)	0 11-
指導事業収支差額		14,021		8,118
2. 事業管理費		2,617,700		2,595,982
(1)人件費	1,923,009		1,882,165	
(2)業務費	110,488		114,433	
(3)諸税負担金	59,440		62,409	
(4)施設費	508,253		517,881	
(5)その他事業管理費	16,508		19,092	
事 業 利 益		175,670		83,796
3. 事業外収益		229,983		230,645
(1)受取雑利息	2,273		2,193	
(2)受取出資配当金	71,506		74,383	
(3)賃貸料	133,832		129,998	
(4)雑収入	22,370		24,070	
4. 事 業 外 費 用		156,114		167,361
(1)貸倒損失	35		_	
(2)寄付金	1,512		1,530	
(3)賃貸関連施設費用	130,883		136,593	
(4)雑損失	24,026		29,237	
(5)貸倒引当金繰入額(戻入益)	△ 343		(685)	
経 常 利 益		249,539		147,081
5. 特 別 利 益		26,439		12,575
(1)固定資産処分益	_		329	
(2)一般補助金	23,300		500	
(3)その他の特別利益	3,139		11,745	
6. 特 別 損 失		37,161		27,776
(1)固定資産処分損	9,459		1,598	
(2)固定資産圧縮損	23,300		500	
(3)減損損失	_		9,270	
(4) その他の特別損失	4,401		16,408	
税引前当期利益		238,816		131,880
法人税・住民税及び事業税	11,930		2,290	
法人税等調整額	32,765		5,900	
法人税等合計		44,696		8,190
当期剰余金		194,120		123,689
当期首繰越剰余金		12,083		47,224
税効果調整積立金取崩額		32,765		5,900
当期未処分剰余金		238,969		176,815

⁽注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. 注記表

令和2年度 令和3年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式: 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの :期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部 純資産直入法により処理、売却原

価は移動平均法により 算定)

・時価のないもの ・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

肥料・飼料・農薬・・・総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

生産資材…売価環元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法) 農機・車両本体…個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法) 農機・車両本体以外…売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

石油・LPガス本体および用品・・総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

石油・LPガス本体および用品以外…売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

上記以外の購買品…売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

販売品…最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

……… 有機センター(商品)…総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法) その他の加工品…最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

その他の棚卸資産

柿選果場…先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

精液・生物・・・個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

上記以外のその他の棚卸資産…最終什入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております(生物を除く)。ただし、平成10年4月1日以降に取得した 建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及 ど構築物については、定額法を採用しております。 生物については、定額法を採用しております。 なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額の減価償却資産については、法人

税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

② 無形固定資産 定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償

却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(「実質破綻先」という。)に係る 債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと 認められる債務者(「破綻懸念先」という。以下同じ)に係る債権については、債権額 から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額の うち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上していま す。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合 理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価 報知、出用保の加公可能自い発取が保証による同収可能自込るを対除し、社業等上の 額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との

最からになっていません。 差額を引当てています。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に 関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(令和2 年3月17日))に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権について は、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の - 定期間における平均値に基づき損失率を求めて、これに将来見込み等必要な修

正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施 し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 (1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式: 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部 純資産直入法により処理、売却原

価は移動平均法により 算定)

・時価のないもの ・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

肥料・飼料・農薬・・・総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法) 生産資材…売価環元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

農機・車両本体…個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法) 農機・車両本体以外…売価環元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

石油・LPガス本体および用品・・終平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

石油・LPガス本体および用品以外…売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

上記以外の購買品…売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

販売品…最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

-----有機センター(商品)…総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法) その他の加工品…最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

その他の棚卸資産 柿選果場…先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

精液・生物・・・個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

上記以外のその他の棚卸資産…最終什入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております(生物を除く)。ただし、平成10年4月1日以降に取得した 建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及 建物については、定額法を採用しております。 生物については、定額法を採用しております。 生物については、定額法を採用しております。 なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額の減価償却資産については、法人

税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

② 無形固定資産 定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償

却・引当基準に削り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(「実質破綻先」という。)に係る つ。) 「味る頃権及びてれと同寺の仏がにのる頃特有(「美貝破綻だ」) に味る 債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込 額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと 認められる債務者(「破綻懸念先」という。以下同じ)に係る債権については、債権額

から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額の うち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上していま フス、 RATA E V A LIMB 2 C RO E BIN C T BIN C RATA C RO E BIN C T BIN C RATA C R 額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との 最初の日本の人が日本の人が日本の人が、 差額を引当てています。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に

関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(令和2 年3月17日))に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権について は、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて、これに将来見込み等必要な修

正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施 し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

令和2年度

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負 担分を計上しております

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金 資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しており

・・・。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属 させる方法については、給付算定式基準によっています。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存

動務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、契約職員の退職功労金の支給に備えて、契約職員退職功労金制度実施 要領に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額 を計上しております。

⑤ ポイント引当金

JA事業の利用拡大および組合員加入促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末 において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定 資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っており

(6) 記載金額の端数処理

記載金額は、百万円又は千円未満切り捨てて表示しており、金額百万円又は千円 未満の科目については「0」で表示しております。

令和3年度

② 當与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負 担分を計上しております

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金 資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しており

・・・。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属 させる方法については、給付算定式基準によっています。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存

動務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、契約職員の退職功労金の支給に備えて、契約職員退職功労金制度実施 要領に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額 を計上しております。

⑤ ポイント引当金

JA事業の利用拡大および組合員加入促進を目的とする総合ポイント制度に基づ き、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末 において将来使用されると見込まれる額を計上しております

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

(3) 州景代及い地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定 資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っており

(6) その他の計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する注記 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行って おりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も 含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行 規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

がいる。 当組合は、生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代 金と販売に要する経費をブール計算することで生産者に支払いをする共同 計算を行っております。 そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行

っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売に ついて生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算 金、仮精算金を計上しております。 また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上してお

ります

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管 料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精 算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済 受託債務の 相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

追加情報 改正企業会計基準第24号会計方針の開示。会計上の変更及び誤謬 の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項及び米共同計算に関する事項をその他 計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しております

(7) 記載金額の端数処理

記載金融(大百万円又は千円未満切り捨てて表示しており、金額百万円又は千円 未満の科目については「0」で表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

会計方針の変更に関する注記はありません。

会計方針の変更に関する注記はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

表示方法の変更に関する注記はありません。

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積 りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、 当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損、貸倒引当金に 関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

令和2年度 令和3年度

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りに関する注記はありません。

- (1)繰延税金資産の回収可能性
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 16,016千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

公 云市 エの見付りの内谷に関する理解に見する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能 な課税所得の見積額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年2月に作成した中期経 営計 画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を

合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の

影響を受けます。 よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影

電子与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度 以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える 可能性があります

- (2) 固定資産の減損
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 9.270千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、該当資産グループの割引

前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループ についての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、 他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッ シュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位とし

ぬります。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについて は、令和4年2月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算 出しております

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受 け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります

- 当事業年度の計算書類に計上した金額 (1)
- 貸倒引当金 171,491千円 ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 1) 算定方法

「11 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に掲載しております。

2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」で あります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務 者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

算書類に与える影響個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた 仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貨倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

会計上の見積りの変更に関する注記はありません。

会計上の見積りの変更に関する注記はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧 縮記帳額は1,311,820千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 561,979千円 建物付属設備 130,048千円 構築物 56,930千円 機械·装置 396,931千円 車両運搬具 18,161千円 器具·備品 66,581千円 生物 79,288千円 無形固定資産 1,897千円

(2) 担保に供している資産

定期預金1,700,000千円を為替決済の担保に供しています。

- (3) 子会計等に対する金銭債権の総額 63.222 千円 365,687 千円 子会社等に対する金銭債務の総額
- (4) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額 64,920 千円 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債務はありません。
- (5) 貸出金のうち破綻先債権額は、4.965千円、延滞債権は、525.475千円です なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続しているこ とその他の事中により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして 未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項 第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸 出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の 経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸 出金です

田並です。 賞出金のうち、3か月以上延滞債権額は、ありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、3,895千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞

破綻先債権額 延滞債権額 3か日以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の 合計額は534,336千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金

- (1) 国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧 縮記帳額は1,303,780千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 692,528千円 機械装置 396,931千円 生物 79,288千円 無形固定資産 1,897千円 その他有形固定資産 133,134千円
- (2) 担保に供している資産

定期預金1,700,000千円を為替決済の担保に供しています。

- (3) 子会計等に対する金銭債権の総額 63.159 千円 393.886 千円 子会社等に対する金銭債務の総額
- (4) 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債務はありません。
- (5) 貸出金のうち破綻先債権額は、4.591千円、延滞債権は、390.967千円です なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続しているこ とその他の事中により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして 未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項 第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸 出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の 経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸 出金です。

田並です。 賞出金のうち、3か月以上延滞債権額は、ありません。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、2,661千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者 に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞

破綻先債権額 延滞債権額 3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の 合計額は398,220千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金

令和2年度	令和3年度
-------	-------

7. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引による収益総額	463,240 千円
うち事業取引高	345,457 千円
うち事業取引以外の取引高	117,782 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	124,403 千円
うち事業取引高	4,176 千円
うち事業取引以外の取引高	120,226 千円

(3)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する注記 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行ってお りません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて 表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則 にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(1) 子会社等との取引による収益総額 482,009 千円 うち事業取引高 358,063 千円 うち事業取引以外の取引高 123,946 千円 (2) 子会社等との取引による費用総額 96.996 千円 うち事業取引高 3,367 千円 うち事業取引以外の取引高 93,629 千円

(3)減損損失に関する注記

7 減損損失を認識し当事業年度に減損を計上した固定資産は次のとおりです。

なお、当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施し 結果、営業店舗については事業拠点ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産 と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としてお

ります。 中央営農農機センター等の農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、次のとおりです。

1)市場従業員宿舎

(単位·千円)

	種類	ALLIA A	区	分	資産名称	所在地	帳簿価額	減損額	減損俊 帳簿価額
	建物	Ŋ	賃	貸	木造2階建 291 ㎡	新穂支店 管内	2,975	2,975	0
ſ	機械装置	報	賃	貸	営業用機器類	"	0	-	0
ſ	合計						2,975	2,975	0

2)金泉営業所

(単位:千円)

種 類	区	分	資産名称	所在地	帳簿価額	減損額	減損後 帳簿価額
土地	賃	貸	北狄930-5ほか1 筆 381.97㎡	相川支店 管内	3,459	1,909	1,550
建物	賃	貸	木造2階建 556 ㎡	"	1,699	1	1,699
構築物	賃	貸	外構工事	"	0	-	0
機械装置等	賃	貸	営業用機器類	"	0	-	0
			合計	5,159	1,909	3,250	

3)、1A吉井店

(単位·千円)

種 類	種 類 区 分		資産名称	所在地	帳簿価額	減損額	減損後 帳簿価額
土 地 賃貸		吉井43 366.88㎡	金井支店 管内	4,000	3,999	0	
建物	建物賃貸		木造平屋 86.14 ㎡	"	261	261	0
構築物	構築物 賃 貸		駐車場	"	0	-	0
無形固定資産	賃	貸	下水道負担金	"	123	123	0
			合計		4,385	4,385	0

② 減損損失の認識に至った経緯

② 級機様大の総線しまりた経程 1) 市場従業員宿舎 同施設は令和3年9月末をもって住人退去により、今後新規入居者の見込みもないことから、減損損失を計上し帳簿価額を備忘価格まで引き下げました。 2) 金泉営業所 同施設は土地の時価が著しく下落しており、今後の事業損益の試算による将来

キャッシュ・フローによっても帳簿価額回収が見込めないため、減損損失を計上し帳簿価額を現在価値(回収可能額)まで引き下げました。

- 3) JA吉井店
- 3) JAHHIE 同施設は令和4年2月末をもって休業し、営業継続について受託者の見通しが たっていないため、減損損失を計上し帳簿価額を備忘価格まで引き下げました。 ③ 特別損失に計上した減損損失の金額 9.270千円 ④ 回収可能価格の算定方法

- 9 国状引能画材の非たが元 1) 市場従業員宿舎およびJA吉井店の固定資産の回収可能額は正味売却価額 を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。 2) 金泉営業所の固定資産の回収可能額は使用価値を採用しており、適用した割 引率は2%です。

令和2年度 令和3年度

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域 内の個人、企業、団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連 合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券 による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金 及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用

リスクに晒されます。 また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、その他有価証券で保有して います。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスク に晒されています。さらに営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リス クに晒されています

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1)信用リスクの管理

ー 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を 当報合は、他別の里要条件人は入口条件にごかては理事芸においく対応力計を 決定しています。また、適常の貸出取引については、終務部及び融資センターにお いて各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引 先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など 厳格な審査基準を設けて、与信制定を行っております。「貸出取引において資産の健 全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権に ついては管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づ き必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

2)市場リスクの管理

2/11/14/タンの日生 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロール することにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性 維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度 分析などを実施し、金融情勢の変化に機動に対応できる柔軟な財務構造の構築に 努めております

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析 及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催し て、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリ スクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報 告しております。

(市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品で す。当組合において、主要なリスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価 証券のうちその他有価証券に分類している債券、投資信託、株式、貸出金及び貯金

・)。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の 合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあ たっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標

となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が12,205千円減少す とはる並利が1070上升した日かと必定とし、毎日には、柱月間性が12,200 111mルクァるものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその

他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超え

る影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額につ いても含めて計算しています

資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作 当和日では、東西ボックペントこんではな、進州・副は上しんで人みのり、重由 回ざ下 成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、 投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を 把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、 市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準する価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりで

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含 めず③に記載しています。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域 による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金 及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用 ルスクトにはよっていた。 リスクに晒されます。 また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、その他有価証券で保有して

います。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスク に晒されています。さらに営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リス クに晒されています

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1)信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を 当組合は、他別の里要条件入は入口条件については理事芸においく対応力計を 決定しています。また、通常の貸出取引については、終務部及の融資センターにお いて各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引 先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など 厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健 全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権に

2)市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロー することにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に 努めております

すめてのります。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析 及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催し で、上ボガヨ」とからこい、 被告指・消水 からに対する 選用部門 (制度) で、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。 選用部門は、理事会で決定した を選用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、 有価証券の売買やり スクヘッジを行っています。 運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報 告しております。

(市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品で す。当組合において、主要なリスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価 証券のうちその他有価証券に分類している債券、投資信託、株式、貸出金及び貯金

3組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の 合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあ たっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標

となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,486千円減少す

となる重視がより、 もものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその 他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超え

る影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額につ

いても含めて計算しています

資金調達に係る流動性リスクの管理

3) 貝重耐味に除る加到にソヘクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、 投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を 把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、 並取的間の場所には今間には小されている。 市場価格がない場合には合理的に算定された価額にれに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりで

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含 めず③に記載しています。

令和2年度

(単位・古万四)

			(平位:日711)
	貸借対照表計 上額	時 価	差額
預金	95,532	95,535	3
有価証券			
その他の有価証券	3,874	3,874	-
貸出金	12,300		
貸倒引当金(*1)	△233		
貸倒引当金控除後	12,066	12,399	333
外部出資	130	130	-
資産計	111,604	111,940	336
貯金	117,419	117,453	33
負債計	117,419	117,453	33

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資 産】

1) 預金

満期の無い預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスク フリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金 額として算定しています。

有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格によっています。

3) 貸出金

賞出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出 先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似している ことから当該帳簿価額によっています

・方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに 金の合計額をリスクフリーレートである円にbor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円にbor・スワップ に本夫打報も百め15元刊歌の音計報をリスクノリーレートである内に1807スワップ レートで割り引いた額に、帳簿価額の未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合 を乗じ、貨倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額 から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

1) 貯金

マストリー 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価と みなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来の キャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現 在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、 これらは①の金融商品の情報には含まれていません。

(単位:百万円) 外 部 出 資 (*1) 5,010

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが 極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

					(単化	立:百万円)
	1年以内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5年以内	5 年 超
預金	95,532	-	-	-	-	-
有価証券(*4)						
その他の有価証券の うち満期があるもの	200	304	-	305	99	2,965
貸出金(*1,2,3)	2,143	2,015	719	598	506	5,998
合 計	97,875	2,319	719	903	605	8,963

- (*1)貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)373百万円については「1年以内」に含めています。 また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
- (*2)貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を損失した債権等293百万円は償還の予 定が見込まれないため、含めていません。
- (*3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付実行金額の一部実行案件24百万円は償還日が特定 できないため含めていません
- (*4) 有価証券のうち、期限のない場合は「5年超」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位・古万四)

					(+ E	L. [[7]]
	1年以内	1 年 超 2年以内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5年以内	5 年 超
貯金(*1)	98,891	8,485	8,928	524	488	101

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(当4:51年四)

						(平位.	ロハロ/
	貸借計	対照上	表額	時	価	差	額
預金		95,3	308		95,309		1
有価証券							
その他の有価証券		4,5	62		4,562		-
貸出金		11,5	572				
貸倒引当金(*1)		Δ 1	137				
貸倒引当金控除後		11,4	134		11,749		314
外部出資		1	104		104		-
資産計		111,4	109		111,725		315
貯金		117,0	005		117,017		12
負債計		117,0	005		117,017		12

令和3年度

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資 産】

1) 預金

河東 満期の無い預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿 価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスク フリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格によっています。

3) 貸出金

賃出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出 先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似している ことから当該帳簿価額によっています

方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及り期間に基づく区分ことに、元利金の合計額をリスクリーレートであるOISのレートで割り引した額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額の未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価と みなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来の キャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時 価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、 これらは①の金融商品の情報には含まれていません。

					(単位:百万円)
外	部	出	資	(*1)	5,010

(*1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが 極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

					(単作	位:百万円)
	1年以内	1 年 超 2年以内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5年以内	5 年 超
預金	95,308	-	-	-	-	-
有価証券(*4)						
その他の有価証券の うち満期があるもの	300	-	300	100	100	3,760
貸出金(*1,2,3)	2,543	875	730	623	544	6,166
合 計	98,152	875	1,030	723	644	9,926

- (*1)貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)353百万円については「1年以内」に含めています。 また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
- (*2)貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を損失した債権等55百万円は償還の予 定が見込まれないため、含めていません。
- (*3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付実行金額の一部実行案件33百万円は償還日が特定 できないため含めていません。
- (*4) 有価証券のうち、期限のない場合は「5年超」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年 超 2年以内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5 年 以内	5 年 超
貯金(*1)	99,234	9,122	7,532	481	495	139

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

令和2年度 令和3年度

9. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、 有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれております。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表 計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

					(単位:日万円)
区	分		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額
	株式	外部出資	130	118	12
貸借対照表計	7	株式計	130	118	12
上額が取得原	/主	国債	301	299	1
価又は償却原	债券	地方債	521	500	20
価を超えるもの	-51	社債	506	499	7
	債券·	受益証券計	1,329	1,300	29
小	計		1,459	1,418	41
貸借対照表計 上額が取得原	债券	社債	2,169	2,211	△42
価又は償却原 価を超えないも	受	益証券	375	400	△24
回を組えないも	债券	受益証券計	2,545	2,611	△66
小	計		2,545	2,611	△66
合	計		4,005	4,030	△24

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

			(単位:百万円)
区分	売却額	売却益	売却損
受益証券	616	81	_

- (3) 減損処理を行った外部出資については次のとおりです。
- ① 株式会社 農協観光 減損処理額1百万円 ② 減損損失の認識に至った経緯

ジ 減損損失の診論に至りに経解 株式会社農協観光の外部出資については、同社の二期連続赤字は必至の状況であり、出資金の実質価格は取得時の実質価格に比べて50%以上低下しているため、資産査定事務要領に基づき減損処理としました。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、 有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれております。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表 計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位·百万円)

					(単位:日カロ)
区	分		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額
貸借対照表計	債	国債	100	99	0
上額が取得原 価又は償却原	券	地方債	517	500	16
価を超えるもの		社債	1,410	1,398	11
画と起えるのの	債券	受益証券計	2,028	1,999	28
小	計		2,028	1,999	28
	株式	外部出資	104	118	△ 14
貸借対照表計	株式計		104	118	△ 14
上額が取得原 価又は償却原 価を超えないも	债券	社債	1,673	1,714	△41
o o	受	益証券	860	910	△49
	債券	受益証券計	2,534	2,625	△90
小	計		2,638	2,743	△104
合	計		4,666	4,742	Δ76

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

			(単位:百万円)
区分	売却額	売却益	売却損
受益証券	100	0	-

10. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する事項

勤務費用

利息費用

① 採用している退職給付制度

○ 採用している返帳和り制度 職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会及び全国共済農業協同組合連合会との契約による退職金共済制度を採用しています。

1,756 百万円

110 百万円

0 百万円

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務

△ 49 百万円
△ 183 百万円
1,634 百万円
1,307 百万円
10 百万円
△0 百万円
48 百万円
19 百万円
△ 133 百万円
1,251 百万円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,634 百万円
特定退職金共済制度	△ 837 百万円
確定給付型年金制度	△ 414 百万円
未積立退職給付債務	383 百万円
未認識数理計算上の差異	△ 26 百万円
貸借対照表計上額純額	357 百万円
退職給付引当金	357 百万円
⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	110 百万円
利息費用	0 百万円
期待運用収益	△ 10 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	35 百万円
合計	136 百万円

(1) 退職給付に関する事項

勤務費用

利息費用

期末における年金資産

① 採用している退職給付制度

○ 休用している返極和行制度 職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会及び全国共済農業協同組合連合会との契約による退職金共済制度を採用しています。

1,634 百万円

104 百万円

△4百万円

1,280 百万円

3 百万円

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務

数理計算上の差異の発生額

退職給付の支払額	△ 62 百万円
期末における退職給付債務	1,676 百万円
③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	1,251 百万円
期待運用収益	9 百万円
数理計算上の差異の発生額	△0 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	46 百万円
確定給付型年金共済制度への拠出金	19 百万円
退職給付の支払額	△ 45 百万円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,676 百万円
特定退職金共済制度	△ 857 百万円
確定給付型年金制度	△ 423 百万円
未積立退職給付債務	395 百万円
未認識数理計算上の差異	△ 11 百万円
貸借対照表計上額純額	384 百万円
退職給付引当金	384 百万円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	104	百万円
利息費用	3	百万円
期待運用収益	△ 9	百万円
数理計算上の差異の費用処理額	10	百万円
合計	109	百万円

令和2年度

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。 全国農林漁業団体共済会(特定退職金共済制度)

債券 63 % 在金保障投資 25 % 現金及び預金 6 % その他 6 % 100 %

全国共済農業協同組合連合会(確定給付型年金制度)

一般勘定 100 % 合計 100 %

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産 の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収 益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

0.00%~0.83 % 割引率

(2) 特例業務負担金の将来見込額

- 人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組 合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要す る費用に充てるため拠出した特例業務負担金26百万円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務 負担金の将来見込額は、334百万円となっております。

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

令和3年度

全国農林海業団休共済全(特定退職会共済制度)

債券	64	%
年金保険投資	27	%
現金及び預金	4	%
その他	5	%
合計	100	%
全国共済農業協同組合連合会(確定給付型年金制度)		
一般勘定	100	%
合計	100	%

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産 の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収 益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00%~0.99	%
長期期待運用収益率	0.76	0/6

(2) 特例業務負担金の将来見込額 人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組 合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要す る費用に充てるため拠出した特例業務負担金26百万円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務 負担金の将来見込額は303百万円となっております。

11. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の主な内訳は次のとおりです。

	(単位:百万円)
区 分	
繰 延 税 金 資 産	
退職給付引当金	98
役員退職慰労引当金	4
貸倒引当金超過額	62
貸出金非定型未収利息計上額	10
賞与引当金	6
減損損失	109
外部出資評価損	13
法定福利費	1
未払事業税	0
借地造成償却費	35
その他	26
繰延税金資産小計	371
評価性引当額	△349
繰延税金資産合計	21

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %	ó
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.82 %	ó
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.48 %	ó
住民税等均等割等	0.95 %	ó
評価性引当額の増減	△ 6.38 %	ó
その他	0.14 %	ó
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.71 %	ó

(1) 繰延税金資産の主な内訳は次のとおりです。

(単位·百万円)

	(単位:日カロ)
区 分	
繰 延 税 金 資 産	
退職給付引当金	106
役員退職慰労引当金	4
貸倒引当金超過額	36
貸出金非定型未収利息計上額	6
賞与引当金	6
減損損失	110
資産除去債務	3
外部出資評価損	13
法定福利費	1
未払事業税	_
借地造成償却費	38
その他	10
繰延税金資産小計	338
評価性引当額	△322
繰延税金資産合計	16

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66	%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.10	%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 8.24	%
住民税等均等割等	1.73	%
評価性引当額の増減	△ 20.69	%
還付法人税	3.27	%
	30.71	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.21	%

12. その他の注記

(1) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務 当JAは、施設等の事業用資産に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時に おける 原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等の事業用資産は当組 合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。 また、移転が行われたとしても除去費用見積額に金額的重要性はないことから当該 義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(1) 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

(1) 当(A)は、施設等の事業用資産に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等の事業用資産は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定し

また、移転が行われたとしても除去費用見積額に金額的重要性はないことか

ら当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。 ② 当事業年度末における該当資産除去債務の総額の増減 期首残高 有害物質除去債務の認識に伴う増加 13,029千円

期末残高 13,029千円 ③ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

③ 資借対照表に計上している以外の資産除去債務 当」Aは、施設の土地に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における 原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続す る上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が 行われる予定もないことから資産除去債務の履行時期を合理的に見積ること ができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務(計上していませ

4. 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1 当期未処分剰余金	238,969,420	176,815,038
2 剰余金処分額	191,744,527	126,466,234
(1)利益準備金	40,000,000	25,000,000
(2)特別積立金	70,000,000	50,000,000
(3)農業応援積立金	20,000,000	-
(4)リスク管理積立金	50,000,000	40,000,000
(5)税効果調整積立金	_	-
(6)出資配当金	11,744,527	11,466,234
3 次期繰越剰余金	47,224,893	50,348,804

〇 任意積立金における目的別積立金の積立目的、積立目標額および取崩基準は次のとおりです。

①農業応援積立金

・積立目的 地域農業の維持・振興のために活用できる資金として積み立てる。

•積立目標額 1億円

・取崩基準 積立目的に照らして地域農業の維持・振興のために意欲のある生産者・組織が行う農業経営計画について資金助成等によってより効果が期待されると経営管理委員会が認めた場合。

②米穀流通対策積立金

・積立目的 主食用米の調整保管・販売米対策を円滑に推進するため。

•積立目標 1億円

・取崩基準 主食用米の保管経費に充当する場合又は米の消費拡大・流通対策費等、諸流通対策費相当額を取り崩す。

③災害対策積立金

・積立目的 自然災害等の発生にかかる義援金・見舞金の受入、支払に資するため。

·積立目標額 5千万円

・取崩基準 管内で発生した災害による損害に対して、組合員等へ支出する場合、および管内以外の地域で発生した災害による損害による 損害に対して支出する場合、それぞれの対策経費相当額。

④税効果調整積立金

・積立目的 自己資本比率の維持向上、信用事業を中心とした事業が円滑に運営されるための基盤強化に資するため。

・積立基準 毎事業年度末の税効果会計により発生した税効果相当額とし、次により計算する。

毎事業年度積立額=アーイ

ア: 当年度末における税務上の一時差異の金額×法定実効税率

イ:前年度末積立金額

ただし、積立初年度においては過年度税効果調整額及び初年度分の税効果調整額の合計額を積み立てるものとする。

・取崩基準 1 事業年度末において、上記の計算式でイの額がアの額を上回った場合(当年度末の税効果相当額が前年度末の税効果相 当額を下回り、繰延税金資産を取り崩す場合)は、当該上回った金額

2 事業年度末に欠損金があり、特別積立金を取り崩して補てんした後、なお、残額がある場合にその当該金額

⑤リスク管理積立金

・積立目的 貸出金等不良債権処理、有価証券運用のリスク負担、遵守が求められる会計諸施策(退職給付会計、固定資産の減損損失等) の適用に関するリスク及び農産物の販売流通リスク等に対応し、経営の健全性を維持し、損失発生へのてん補に備えるため。

•積立目標額 2億円

・積立基準 毎事業年度の剰余金処分により目的積立金として、目標額に達するまで積み立てるものとする。

・取崩基準 次の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取り崩しとして、以下の限度額により取り崩すことができるものとする。

1) 不良債権の処理

貸出金、未収金等の不良債権を処理(直接償却及び間接償却)することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当年度の発生額を限度に取り崩す。

2) 有価証券の処理

有価証券の処分損及び評価損を計上することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当該有価証券の運用に対するネット額を限度に取り崩す。

3) 預け金の損失等

預け金で損失を計上し、当該損失額を処理することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額を限度に取り崩す。

4) 外部出資の損失

外部出資について損失引当金または減損損失及び譲渡損失を計上することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額を限度に取り崩す。

5) 固定資産の減損損失、資産除去債務

固定資産で減損損失、資産除去債務を計上し、当該損失額を処理することにより、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額を限度に取り崩す。

6) 農産物販売流通リスク

販売・流通に関して偶発的に発生した農産物等(加工品含む)の回収、廃棄、補償費用や販売先の経営破綻等による販売代金の回収不能 -

より、その年度に発生する費用が多額である場合、当該損失額を限度に取り崩す。

7) その他

5. 部門別損益計算書(令和2年度)

(単位:百万円)

区分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益 ①	7,545	963	653	3,095	2,793	39	
事業費用 ②	4,751	202	42	2,378	2,102	25	
事業総利益③ (①-②)	2,793	760	611	716	690	14	
事業管理費④=⑤+⑥	2,617	507	471	928	549	160	
うち直課分⑤	(2,617)	(403)	(384)	(783)	(460)	(144)	(440)
人件費	(1,923)	(350)	(366)	(543)	(352)	(134)	(176)
減価償却費	(224)	(9)	(5)	(172)	(17)	(4)	(15)
うち共通管理費⑥		(103)	(87)	(145)	(88)	(15)	(<u>Δ</u> 440)
人件費		(44)	(36)	(51)	(37)	(6)	(<u>Δ</u> 176)
減価償却費		(3)	(3)	(4)	(3)	(0)	(<u>Δ</u> 15)
事業利益8=3-4	175	253	139	△ 212	140	△ 146	
事業外収益⑨	229	20	17	24	163	3	
※うち共通分⑩		(20)	(17)	(23)	(17)	(3)	(<u>A</u> 81)
事業外費用⑪	156	27	23	30	70	4	
※うち共通分⑩		(27)	(23)	(30)	(22)	(4)	(Δ 108)
経常利益(3=8+9-11)	249	247	133	△ 218	234	△ 147	
特別利益⑭	26	6	5	7	5	1	
※うち共通分⑮		(6)	(5)	(7)	(5)	(1)	(<u>Δ</u> 26)
特別損失⑯	37	9	7	10	7	1	
※うち共通分⑪		(9)	(7)	(10)	(7)	(1)	(<u>Δ</u> 37)
税引前当期利益 ⑱=⑪+⑭-⑯	238	244	131	△ 221	231	△ 147	
営農指導事業分 配賦額⑩		23	16	88	18	△ 147	
営農指導事業分 配賦後税引前 当期利益⑩=⑱-⑲	238	220	114	△ 309	212		

※うち共通は各事業に直課できない部分

(注

- 1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
- (1) 共通管理費等 (事業総利益割+部門職員割+事業管理費割(人件費除く))÷3の基準で各部門へ配賦。
- (2) 営農指導事業 管理部門を除く全部門に対して見立て割合で配賦。

2 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区分	信用事業	共済事業	農業関 連事業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	合 計
共通管理費等	23.50%	19.80%	33.00%	20.10%	3.60%	100.00%
営農指導事業	16.00%	11.30%	60.00%	12.70%		100.00%

5. 部門別損益計算書(令和3年度)

(単位:百万円)

区分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通管理費等
事業収益 ①	7,647	870	625	3,126	2,988	37	
事業費用 ②	4,968	109	37	2,415	2,376	29	
事業総利益③ (①-②)	2,679	760	588	711	611	8	
事業管理費④=⑤+⑥	2,595	501	445	934	548	165	
うち直課分⑤	(2,595)	(383)	(350)	(762)	(425)	(147)	(526)
人件費	(1,882)	(329)	(333)	(522)	(331)	(138)	(226)
減価償却費	(232)	(9)	(5)	(170)	(4)	(3)	(39)
うち共通管理費⑥		(118)	(94)	(172)	(123)	(18)	(Δ 526)
人件費		(53)	(42)	(65)	(55)	(8)	(<u>Δ</u> 226)
減価償却費		(9)	(7)	(11)	(10)	(1)	(<u>A</u> 39)
事業利益8=3-4	83	259	142	△ 223	62	△ 157	
事業外収益⑨	230	20	16	26	164	3	
※うち共通分⑩		(20)	(16)	(25)	(21)	(3)	(Δ86)
事業外費用⑪	167	28	22	34	77	4	
※うち共通分⑫		(28)	(22)	(34)	(30)	(4)	(<u>Δ</u> 120)
経常利益(3=8+9-11)	147	251	136	△ 231	149	△ 158	
特別利益⑭	12	2	2	3	3	0	
※うち共通分⑮		(2)	(2)	(3)	(3)	(0)	(<u>Δ</u> 12)
特別損失⑯	27	2	2	12	10	0	
※うち共通分⑪		(2)	(2)	(12)	(10)	(0)	(△ 27)
税引前当期利益 ⑱=⑪+⑭-⑯	131	251	136	△ 240	142	△ 158	
営農指導事業分 配賦額⑲		25	17	95	20	△ 158	
営農指導事業分配賦後税引前 当期利益⑩=⑱-⑲	131	226	118	△ 335	122		

※うち共通は各事業に直課できない部分

(注)

- 1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
- (1) 共通管理費等 (事業総利益割+部門職員割+事業管理費割(人件費除く))÷3の基準で各部門へ配賦。
- (2) 営農指導事業 管理部門を除く全部門に対して見立て割合で配賦。

2 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区分	信用事業	共済事業	農業関 連事業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	合 計
共通管理費等	22.40%	18.00%	32.70%	23.50%	3.40%	100.00%
営農指導事業	16.00%	11.30%	59.90%	12.80%		100.00%

6. 会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標(直近の5事業年度における主要な業務の状況)

					(単位:日万円)
	平成29年度	平成30年度	2019年度	令和2年度	令和3年度
事 業 収 益	7,916	8,517	8,028	7,545	7,647
信用事業収益	958	1,020	991	963	870
共 済 事 業 収 益	754	720	684	653	625
農業関連事業収益	2,981	3,458	3,243	3,095	3,126
その他事業収益	3,222	3,318	3,108	2,832	3,025
経 常 利 益	△ 168	113	87	249	147
当 期 剰 余 金	△ 230	77	72	194	123
出 資 金	2,505	2,460	2,422	2,374	2,323
(出資口数)	(2,505,373口)	(2,460,883□)	(2,422,190□)	(2,374,740□)	(2,323,737□)
純 資 産 額	5,683	5,670	5,703	5,716	5,722
総 資 産 額	122,384	123,101	123,140	125,550	125,095
貯 金 残 高	113,471	114,464	114,597	117,419	117,005
貸出金残高	13,786	13,179	12,990	12,300	11,572
有価証券残高	5,588	5,903	4,804	3,874	4,562
剰 余 金 配 当 高	_	12	11	11	11
出 資 配 当 額	-	12	11	11	11
利用高配当額		_	_		
職 員 数(人)	441人	443人	438人	441人	436人
単体自己資本 比率(%)	12.46%	12.04%	11.56%	11.74%	11.79%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 - 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 - 3. 信託業務の取り扱いは行っておりません。
 - 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	増 減
資 金 運 用 収 支	797	801	4
役務取引等収支	35	33	△ 2
その他信用事業収支	△ 71	△ 73	△ 2
信用事業粗利益	760	834	74
(信用事業粗利益率)	0. 69%	0. 75%	
事 業 粗 利 益	2, 793	2, 658	△ 135
(事業粗利益率)	2. 02%	1. 90%	
事 業 純 益	118	62	△ 56
実 質 事 業 純 益	118	62	△ 56
コア事業純益	118	62	△ 56
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	36	62	26

- (注) 1 信用事業粗利益=信用事業収益(除くその他経常収益) -信用事業費用(除くその他経常費用) +金銭の信託見合費用
 - 2 信用事業粗利益率=信用事業粗利益/信用事業資産平均残高(除く債務保証見返)×100
 - 3 事業粗利益は各事業の総利益合計です。
 - 4 事業粗利益率=事業粗利益/総資産平均残高 (除く債務保証見返)

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円)

		令和2年度		令和3年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	109, 636	727	0. 66%	110, 372	713	0. 65%
うち 預 金	92, 832	515	0. 55%	94, 190	514	0. 55%
うち 有 価 証 券	4, 337	49	1. 13%	4, 397	43	0. 98%
うち 貸 出 金	12, 466	163	1. 31%	11, 784	156	1. 32%
資 金 調 達 勘 定	115, 904	29	0. 03%	116, 560	17	0. 01%
うち 貯金・定期積金	115, 809	27	0. 02%	116, 476	15	0. 01%
うち 譲渡性貯金	_	_	-	_	_	_
うち 借 入 金	94	0	0. 00%	84	0	0. 01%
総資金利ざや	-	-	0. 64%	-	_	0. 63%

- (注)
- 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

	令和 2 年度増減額	令和3年度増減額
受 取 利 息	△ 19	△ 14
うち 預 金	14	Δ 1
うち 有 価 証 券	△ 14	Δ 6
うち 貸 出 金	△ 19	Δ 7
支 払 利 息	Δ 8	△ 12
うち 貯 金	Δ 8	△ 12
うち 譲渡性貯金	_	_
うち 借 入 金	0	0
差引	Δ 11	Δ 2

- (注)
- 増減は前年対比です。
 受取の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等 奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円・%)

			令和 2 年度		令和3年	F度	増	減		
流	動	性	貯	金	57, 040	(49. 3)	60, 547	(52. 0)		3, 507
定	期	性	貯	金	58, 769	(50. 7)	55, 928	(48. 0)		Δ 2, 841
そ	の	他の	貯	金	ı	(0.0)	ı	0		-
		計			115, 809	(100.0)	116, 476	(100.0)		667
譲	渡	性	貯	金	-	1	ı	-		-
	合		計		115, 809	(100.0)	116, 476	(100.0)		667

- (注) 1 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 - 2 定期性貯金=定期貯金+定期積金3 ()内は構成比です。

2 定期貯金残高

(単位:百万円・%)

				令和2年度		令和3年	F度	増	減
定	期	貯	金	56, 889	(100.0%)	52, 909	(100.0%)		△ 3, 980
	うち固定	金利定	.期	56, 884	(99.9%)	52, 904	(99.9%)		△ 3, 980
	うち変動	金利定	!期	5	(0.1%)	4	(0.1%)		Δ 1

- (注) 1 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金 2 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金 3 ()内は構成比です。

(2)貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(<u>単位:百万円)</u>

				令和 2 年度	令和3年度	増減
手	形	貸	付	23	16	△ 7
証	書	貸	付	10, 348	9, 696	△ 652
当	座	貸	越	419	395	△ 24
金	融機	関 貸	付	1, 680	1, 680	0
割	引	手	形	-	-	-
	合	計		12, 471	11, 788	△ 683

② 貸出金の金利条件別内訳残高

										<u> </u>	- · H/J/ //
						令和 2 年度		令和3年	度	増	減
固	定	金	利	貸	出	8, 363	(68.0%)	7, 715	(66. 7%)		△ 648
変	動	金	利	貸	出	3, 216	(26. 1%)	3, 414	(29.5%)		198
そ		0	D		他	720	(5. 9%)	442	(3.8%)		△ 278
	쉳	7	į	 		12, 300	(100.0%)	11, 572	(100.0%)		△ 728

⁽注) 1 ()内は構成比です。

[「]その他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分が困難なものです。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	増減
貯金・定期積金等	224	223	Δ 1
有 価 証 券	1	1	_
動産	1	1	_
不 動 産	228	197	△ 31
その他担保物	96	81	△ 15
計	549	502	△ 47
信用基金協会保証	6, 227	6, 279	52
その他保証	1, 456	1, 547	91
計	7, 683	7, 826	143
信用	4, 066	3, 244	△ 822
合計	12, 300	11, 572	△ 728

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	_
有 価 証 券	1	1	_
動産	1	1	_
不 動 産	1	1	_
その他担保物	ı	I	ı
計	1	ı	-
信用	229	89	△ 140
合 計	229	89	△ 140

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円・%)

			令和2年度		令和3	3年度	増	減	
設	備	資	金	11, 740	(95. 4%)	11, 109	(96.0%)		△ 631
運	転	資	金	555	(4. 5%)	459	(4.0%)		△ 96
合			計	12, 300	(100.0%)	11, 572	(100.0%)		△ 728

⁽注) ()内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円・%)

	A = -				(平位:日7月17 707
	令和 2 年度		令和3年度		増減
農業・林業	1, 917	(15. 6%)	1, 788	(15. 5%)	△ 129
水	136	(1. 1%)	93	(0.8%)	△ 43
製 造 業	299	(2.4%)	288	(2.5%)	Δ 11
鉱業	30	(0.2%)	28	(0. 2%)	△ 2
建設・不動産業	1, 575	(12.8%)	1, 678	(14. 5%)	103
電気・ガス・熱供給 水道業	108	(0.9%)	124	(1. 1%)	16
運 輸 • 通 信 業	328	(2. 7%)	355	(3. 1%)	27
金融・保険業	1, 703	(13.8%)	1, 702	(14. 7%)	Δ 1
卸売・小売・サービス・飲食業	3, 108	(25. 3%)	3, 172	(27. 4%)	64
地方公共団体	1, 933	(15. 7%)	1, 181	(10. 2%)	△ 752
非 営 利 法 人	_	(0.0%)	_	(0.0%)	_
個人・その他	1, 157	(9.4%)	1, 159	(10.0%)	2
合 計	12, 300		11, 572		△ 728

⁽注) ()内は構成比です。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高(法定)

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

	種類	令和2年度 貸 出 金 額	令和3年度 貸 出 金 額	増減
農	業	1,588	1,482	△106
	榖作	1,131	1,053	△78
	野菜・園芸	3	2	Δ1
	果樹・樹園農業	52	49	Δ3
	工芸作物	1	0	Δ1
	養豚・肉牛・酪農	95	84	Δ11
	養鶏・養卵	7	6	Δ1
	養蚕	_	-	-
	その他農業	296	285	Δ11
農業関	連団体等	16	18	2
슫	計	1,605	1,501	△104

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な 資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
 - なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 - 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 - 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

(2)資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種類	令和2年度 貸 出 金 額	令和3年度 貸 出 金 額	増減
プロパー資金	1,388	1,319	△69
農業制度資金	216	181	△35
農業近代化資金	127	101	△26
その他制度資金等	89	79	Δ10
合 計	1,605	1,501	△104

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 - 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 - 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種類	令和2年度 貸 出 金 額	令和3年度 貸出金額	増減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	_	_	-
合 計	_	_	_

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減
破 綻 先 債 権 額	4	4	-
延滞債権額	525	390	△135
3ヵ月以上延滞債権額	-	_	_
貸出条件緩和債権額	3	2	Δ1
合 計	534	398	△136

(注)

1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金をいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄 その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該 当しない貸出金をいいます。

9 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

		(十四:日7311/
債 権 区 分	令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	95	55
危 険 債 権	434	340
要管理債権	3	2
小 計 (A)	534	398
保 全 額 (合 計) (B)	512	356
担保	125	108
保証	186	142
引当	200	105
保全率(B/A)	95. 88%	89. 45%
正常債権	12, 017	11, 279
合 計	12, 551	11, 677

(注)上記の債権区分は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6号に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準拠する債権

法的破産等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況には陥っていないが、財政状態の悪化等により元本及び利息の回収ができない可能性の 高い債権

③ 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権及び貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

										<u> </u>	7777
			令和 2 年度					令和3年度			
		期首 期 中 期中減少額 期末			期首	期中	期中源	域少額	期末		
		残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒	引当金	37	36	-	37	36	36	35	-	36	35
個別貸倒	引当金	235	233	0	234	233	233	135	3	230	135
合	計	272	270	0	272	270	270	171	3	266	171

① 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	項			目		令和2年度	令和3年度
貸	出	金	償	却	額	-	0

(3) 内国為替取扱実績

(単位:百万円、件)

						\+	<u>四.日/川、</u> IT/	
括		類		令和 2	2年度	令和3年度		
	種			仕 向	被仕向	仕 向	被仕向	
送金	・振込為替	件	数	58, 290	221, 201	53, 352	214, 388	
运並	* 派込荷官	金	額	21, 561	43, 115	21, 141	42, 002	
44 全	取立為替	件	数	9	47	12	32	
16 35	双丛荷首	金	額	4	15	14	7	
雑	為替	件	数	876	631	685	566	
不比	何 百	金	額	153	120	111	173	
合	計	件	数	59, 175	221, 879	54, 049	214, 986	
	ĀΙ	金	額	21, 719	43, 251	21, 266	42, 183	

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種	類	Į	令和2年度	令和3年度	増 減
玉		債	315	111	△204
地	方	債	793	500	△293
政	府保証	債	-	1	-
金	融	債	-	1	-
短	期 社	債	_	-	_
社		債	2, 676	3, 109	433
株		式	_	_	_
そ	の他証	券	552	676	124
合	計	_	4, 337	4, 397	60

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

							- · 🗀 // /		
1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超	期間の定め のないもの	合 計		
令和2年度									
200	100	1	-	_	_	_	300		
_	100	1	-	_	400	_	500		
_	-	1	-	_	_	_	_		
_	-	1	-	_	_	_	_		
_	-	1	-	_	_	_	_		
_	100	1	300	100	2, 200	_	2, 700		
_	_	1	_	_	-	_	_		
_	_	1	-	_	375	_	375		
100	-	-	-	_	_	_	100		
100	-	-	-	_	400	_	500		
_	-	-	-	_	-	_	-		
_	-	-	-	_	-	_	-		
_	-	1	-	_	_	_	_		
100	-	300	100	100	2, 500	_	3, 100		
_	_	_	_	_	-	_	_		
_	_	ı	ı	_	375	484	860		
	200 - - - - - - - 100 100 - 100 -	200 100 - 100 - 100 - 100 - 100 100 - 100 - 100 - 	T年以内 2年以内 3年以内 200 100 -	T 年以内 2 年以内 3 年以内 4 年以内 200 100 - - -	T 年以内 2 年以内 3 年以内 4 年以内 5 年以内 200 100 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	1年以内 2年以内 3年以内 4年以内 5年以内 5年起 200 100 - - - - 400 - - - 400 - - - - - - - - -	1年以内 1年超 2年超 3年超 4年以内 3年超 5年以内 5年超 期間の定めのないもの 200 100 - - - - - 100 - - - 400 - - 100 - - - 400 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -		

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

(単位:百万円)

但右	· 区分		令和2年度		令和3年度			
本 行	区刀	取得価格	時 価	評価損益	取得価格	時 価	評価損益	
売 買	目 的	_	_	_	_	_	_	
満期保	有目的	_	_	_	_	_	_	
そ (の 他	3, 911	3, 874	△ 36	4, 624	4, 562	△ 62	
合	計	3, 911	3, 874	△ 36	4, 624	4, 562	△ 62	

- (注)1. 時価は期末時における市場価格等によっております。
 - 2. 取得価格は取得原価又は償却原価によっています。
 - 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 - 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 - 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引 該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高·長期共済保有高

(単位:百万円)

	1 #	米古	令和 2	2 年度	令和:	3 年度
	種類		新契約高	保有高	新契約高	保有高
	終	身 共 済	2, 213	99, 530	2, 047	93, 202
	定其	期生命共済	724	1, 787	403	2, 099
生	養る	老 生 命 共 済	320	33, 105	341	28, 255
命	う	ち こども共済	225	9, 332	201	8, 186
総合	医	療共済	53	2, 612	176	2, 072
共	が	ん 共 済	-	158	ı	153
済	定其	期医療共済	-	253	ı	238
	介	護 共 済	239	1, 750	353	2, 072
	年	金 共 済	-	286	-	254
建	物	更生共済	21, 344	205, 130	17, 946	197, 973
	合	計	24, 896	344, 614	21, 268	326, 322

金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額 等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:百万円)

種	類	令和 2	2年度	令和3年度			
生	矨	新契約高	保有高	新契約高保有高			
医 療	共 済	1	40	0	33		
がん	· 共 済	0	12	0	12		
定期	医療共済	_	0	ı	0		
合	計	2	53	0	46		

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

					\ <u>+</u>		
種	類	令和 2	2 年度	令和3年度			
性 類		新契約高	保有高	新契約高	保有高		
介 護	共 済	352	2, 742	475	3, 153		
生活障害共済	(一時金型)	443	617	713	1, 313		
生活障害共済	(定期年金型)	10	52	8	59		
特定重度	疾病共済	515	515	232	740		

(注)金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済は 特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位・五万四)

								(年位・ログリリ)		
	種		類		令和 2	2 年度	令和 3	令和3年度		
	任里		块	!	新契約高	保有高	新契約高保有高			
年	金	開	始	前	320	2, 394	128	2, 425		
年	金	開	始	後	-	1, 177	_	1, 154		
	合		計		320	3, 571	128	3, 579		

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあたっては、最低保障年金額) を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

/#/L ====

					<u>(単位:白力円)</u>		
種	類	令和:	2 年度	令和3年度			
任里	類	金額	掛 金	金額	掛 金		
火 災	共 済	35, 906	40	36, 294	39		
自 動	車共済		459		454		
傷害	共 済	16, 946	4	17, 891	4		
定額定其	胡生命共済	4	0	4	0		
賠償責	1 任 共 済		0		0		
自 賠	責 共 済		30		30		
合	計		535		530		

1. 金額は、保障金額をを表示しております。 2. 自動車共済、賠償責任共済・自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績(生活資材含む)

(単位:百万円)

			令和		令和(3年度
	種	類	取扱高	手 数 料	取扱高	手 数 料
	肥	料	522	90	548	94
	農	薬	340	39	379	45
上	飼	料	120	5	125	5
産	農業	機械	826	135	777	132
生産資材	自動(除くご] 車 二輪)	503	56	483	60
171	燃	料	1, 218	166	1, 396	132
	そ の	他	369	52	359	51
	計	-	3, 901	545	4, 069	521
生	家 庭	燃料	562	209	646	197
生活資材	そ の	他	30	6	30	6
材	計	-	592	215	677	203
	合	計	4, 493	761	4, 746	724

(2)受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

							(年位:日7月17
	種	類		令和:	2 年度	令和:	3 年度
	任里	块		取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
	÷	*		4, 608	161	4, 116	140
麦	· 豆	· 雑	榖	8	0	2	0
野			菜	228	25	234	26
果			実	614	16	569	15
花	卉	• 花	木	7	0	6	0
畜	ß	産	物	338	5	357	6
林	<u> </u>	童	物	20	0	25	0
そ	0	D	他	41	1	40	1
	合	計		5, 869	211	5, 353	190

(3)買取販売品取扱実績

(単位:百万円)

	種類		令和 2 年度			令和3年度							
	作里 親		Ħ.	取	扱	高	粗収益		取	扱	高	粗収益	
加	エ	椎	茸			2	0)			2		0
		米				72	4	ļ			70		Δ 1
	合	計				74	4	<u>.</u>			73		Δ 1

(4)保管事業取扱実績

	項			目		令和 2 年度	令和3年度
収	保		管		料	82	78
	荷		役		料	1	2
١.,	そ		の		他	24	22
益			計			108	103
費	そ	の	他	費	用	14	18
用			計			14	18

(5) 利用事業取扱実績

(単位:百万円)

種	 類	令和 2	2 年度	令和:	3 年度
1里	块	収 益	費用	収 益	費用
機械	利用	30	27	29	27
カントリー	エレヘ゛ーター	93	49	100	55
選	果場	11	_	6	-
大 豆	施設	0	1	1	2
ライス	センター	17	12	17	11
その	他利用	16	11	15	10
合	計	169	103	171	107

(6) 加工事業取扱実績

(単位:百万円)

種	類	令和 2	2 年度	令和 3 年度			
作里	块	収 益	費用	収 益	費用		
農産	カ エ	0	0	0	0		
温湯	消毒	10	6	9	6		
有機セ	ンター	4	2	3	2		
T N	M R	19	19	21	20		
合	計	34	27	34	28		

(7)農業経営事業取扱実績

(単位:百万円)

種	類	令和 2 年度				令和:	3年度		
生	块	収	益	費	用	収	益	費	用
和牛セ	ンター		37		33		33		12
大型和牛繁	殖支援施設		59		47		91		79
合	計		96		81		125		92

(8) その他の農業関連事業の取扱実績

(単位:百万円)

種	米石	令和 2 年度				令和3年度			
作里	類	収	益	費	用	収	益	費	用
農地利用	調整事業		50		49		36		35
合	計		50		49		36		35

4. 指導事業

			(+B.D711)
	項 目	令和 2 年度	令和3年度
	賦 課 金	14	14
	指導事業補助金	0	0
収	実 費 収 入	20	18
	人 工 授 精 収 入	3	3
入	家 畜 登 録 収 入	0	0
	その他指導雑収入	0	0
	計	39	37
支	営農改善費	11	13
	組織活動費	11	12
	人 工 授 精 支 出	2	3
出	計	25	29

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

			<u> </u>
項目	令和2年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0. 18%	0. 10%	△0.08%
資 本 経 常 利 益 率	4. 44%	2. 56%	△1.88%
総資産当期純利益率	0. 14%	0. 09%	△0.05%
資本 当期純利益率	3. 45%	2. 15%	△1.30%

- (注) 1 総資産経常利益率=経常利益/総資産平均残高(債務保証見返を除く)×100
 - 2 資本経常利益率=経常利益/純資産額平均残高×100
 - 3 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産平均残高(債務保証見返を除く)×100
 - 4 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産額平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

	区	分		令和2年度	令和3年度	増減	
85	岱	率	期 末	10. 47%	9. 89%	△0. 58%	
知	貯貸率		期中平均	10. 76%	10. 12%	△0. 64%	
85	≑π	率	期末	3. 29%	3. 89%	0. 60%	
知	貯証	1 4 1	*	期中平均	3. 74%	3. 77%	0. 03%

- (注) 1 貯貸率(期 末)=貸出金残高/貯金残高×100
 - 2 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 - 3 貯証率 (期 末) =有価証券残高/貯金残高×100
 - 4 貯証率 (期中平均) =有価証券平均残高/貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり指標

(単位:百万円)

										\+ \+ \+ \+ \+ \+ \+ \+ \+ \+ \+ \+ \+ \
		項		目					令和2年度	令和3年度
信	用	事	*	貯	金	残	5	高	1, 878	1, 863
16	т	7	業	貸と	<u>ዘ</u>	金	残	鴠	798	809
共	済	事	業	長 期	共》	斉 保	有	⋼	4, 759	4, 519
経		事	*	購買	品	取	扱	高	31	32
水土	íЯ	尹	業	販 売	品	取	扱	高	174	160

- (注) 1 職員一人当たり=各実績値/各部門期末職員数
 - 2 貯金残高、貸出金残高は年度末残高により算出しました。

4. 一店舗当たり指標

		<u> </u>
項目	令和2年度	令和3年度
貯金残高	11, 741	11, 700
貸出金残高	1, 230	1, 157
長期共済保有高	34, 461	32, 632
購買品供給高	449	474

- (注) 1 一店舗当たり=貯金・貸出金/信用事業店舗数(本支店10店舗)
 - 2 店舗数 信用・共済: (本支店10店舗) 購買(本支店10店舗)
 - 3 貯金残高、貸出金残高は年度末残高により算出しました。

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円 %)

項目	令和 2 年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5, 729, 545	5, 786, 947
うち、出資金及び資本準備金の額	2, 374, 964	2, 323, 961
うち、再評価積立金の額	71	71
うち、利益剰余金の額	3, 380, 346	3, 492, 291
うち、外部流出予定額 (Δ)	11, 744	11, 466
うち、上記以外に該当するものの額	△14, 092	△17, 911
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	36, 521	35, 982
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	36, 521	35, 982
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコ ア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	5, 766, 067	5, 822, 929
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	56, 484	46, 692
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	56, 484	46, 692
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	56, 484	46, 692

(単位:千円 %)

項目	令和 2 年度	令和3年度
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5, 709, 582	5, 776, 237
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	43, 619, 542	44, 054, 782
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2, 528, 361	△2, 528, 361
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2, 528, 361	△2, 528, 361
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4, 990, 963	4, 935, 001
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	48, 610, 506	48, 989, 783
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	11. 74%	11. 79%

⁽注)
1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、 オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

		令和2年度		令和3度				
項目	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
現金	523	-	-	490	-	_		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	301	_	1	100	_	_		
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	_	I	-	_	-		
国際決裁銀行等向け	-	_	1	-	_	_		
我が国の地方公共団体向け	2, 442	-	I	1, 687	-	_		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	ı		I	-	_	-		
国際開発銀行向け	-	_	I	-	_	_		
地方公共団体金融機構向け	_	-	_	-	-	_		
我が国の政府関係機関向け	99	9	0	99	9	0		
地方三公社向け	_	_	1	-	_	_		
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	96, 033	19, 206	768	95, 818	19, 163	767		
法人等向け	3, 041	1, 681	67	3, 370	1, 698	68		
中小企業等向け及び個人向け	1, 077	535	21	1, 122	528	21		
抵当権付住宅ローン	82	28	1	70	24	1		
不動産取得等事業向け	38	38	2	31	31	1		
三月以上延滞等	7	7	0	6	8	0		
取立未済手形	29	5	0	10	2	0		
信用保証協会等保証付	6, 247	607	24	6, 292	613	25		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_	_	-	_	_	_		
共済約款貸付	-	-	ı	-	-	_		
出資等	1, 055	1, 055	42	1, 173	1, 173	47		
(うち出資等のエクスポージャー)	1, 055	1, 055	42	1, 173	1, 173	42		
(うち重要な出資のエクスポージャー)	_	_	-	-	-	_		
上記以外	13, 954	22, 653	906	13, 893	22, 578	903		
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	1, 685	4, 213	169	1, 685	4, 213	169		
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象 資本調達手段に係るエクスポージャー)	4, 078	10, 196	408	4, 078	10, 196	408		
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー)	43	108	4	33	84	3		
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	_	-	-	-	-		
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達 手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクス ポージャー)	-	-	-	-	_	-		
(うち上記以外のエクスポージャー)	8, 146	8, 134	325	8, 095	8, 083	323		
証券化	-	_	1	-	-			
(うちSTC要件適用分)	-	-	1	-	-	-		
(うち非STC要件適用分)	-	-	1	-	-	-		
再証券化	-	_	-	-	-			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクス ポージャー	400	88	4	910	662	26		
複数の資産を裏付とする資産(いわゆるファンド)		_	_	_	_			
のうち、個々の資産の把握が困難な資産 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される					_			
ものの額 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクス ボージャーに係る経過措置によりリスク・アセット	_	2, 528	101	_	2, 528	101		
の額に算入されなかったものの額 (△) 票準的手法を適用するエクスポージャー別計								
宗学的子法を週用するエクスホーンヤーが問 WAリスク相当額÷8%	_	_		_	_			
JVAリスク相ヨ級〒010 中央精算機関関連エクスポージャー		_	_	_	_			
	105 222	42 200	1 700	105 070	42.066	1 750		
†(信用リスク・アセットの額)	125, 333	43,389 ・リスク相当額を8%	1, 736	125,078 43,966 オペレーショナル・リスク相当額を8%		1, 759		
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の 額	で除して	て得た額	所要自己資本額	で除して	所要自己資本額			
〈基礎的手法〉		4 000	b = a × 4 %		4 025	b = a × 4 %		
		4, 990	200		4, 835	19		
					武市白口次士 校			
所要自己資本額計	リスクアセッ	ト (分母) 合計 2a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスクアセッ	2 (万年) 百計	所要自己資本額 b = a × 4 %		

⁽注)

^{1. 「}リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及

ぴ

第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部また は

全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にか か

かる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額
直近3年間のうちの粗利益が正の値であった年数

・8%

直近3年間のうちの粗利益が正の値であった年数

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出 しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用す る格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ 使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関									
株式会社格付投資情報センター(R&I)									
株式会社日本格付研究所(JCR)									
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)									
S&Pグローバル・レーティング(S&P)									
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)									

- (注) 「リスク・ウエイト」とは、該当資産を保有するために必要な自己資本額 を算出するための掛目のことです。
- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

				ヘ和2年は	F	令和3年度						
		令和2年度 ===============================					= B :					
		信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残	うち貸出金 等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	三月以上 延滞エクス ポージャー	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残	うち貸出金 等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	延滞エクスポージャー	
		高					高					
[国内	125,397	11,930	3,521	_	38	124,392	11,216	3,723	_	41	
	国 外	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
地垣	域別残高計	125,397	11,930	3,521	_	38	124,392	11,216	3,723	_	41	
	農業	272	260	_	-	3	265	251	_	_	_	
	林業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
	水産業	120	120	_	_	-	81	81	_	-	-	
	製造業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
	鉱業	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
	建設·不動 産業	563	31	302	_	_	416	24	302	_	_	
法	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	308	_	308	-	_	308	-	308	_	_	
人	運輸•通信 業	1,318	_	1,206	_	_	1,544	-	1,407	_	_	
	金融・保険業	102,695	1,685	-	_	-	102,556	1,685	-	-	-	
	卸売・小売・ 飲食・サービス 業	509	9	499	-	-	504	5	500	-	-	
	日本国政 府·地方公 共団体	2,743	1,940	803	-	-	1,787	1,185	602	-	-	
	上記以外	847	373	400	-	_	998	322	603	_	_	
個	人	7,904	7,509	_	_	20	8,032	7,661	_	_	28	
そ	の他	8,111	_	_	_	13	7,896	_	_	_	13	
業科	重別残高計	125,397	11,930	3,521	_	38	124,392	11,216	3,723	_	41	
14	年以下	97,311	695	201	-		97,656	1,287	301	-		
14	年超3年以下	2,293	1,973	302	_		924	608	302	_		
34	年超5年以下	1,129	726	402	-		933	732	200	-		
54	年超7年以下	1,251	849	401	-		1,399	998	401	-		
74	年超10年以下	1,168	868	300	-		1,129	826	302	-		
10	年超	8,385	6,472	1,913	-		8,844	6,629	2,215	-		
期	限の定めないもの	13,858	344	-	-		13,504	133	-	-		
残存	字期間別 高計	125,397	11,930	3,521	_		124,392	11,216	3,723	_		

(注)

^{(1.} 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

びが主角の取りの与信和自殺を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクス

ポージャーをいいます。

^{5. 「}その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

									<u> </u>	
		ŕ	3和2年			令和3年度				
区 分	期首 期 中		期中減少額		期末	期首	期中	期中減少額		期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	37	36	-	37	36	36	35		36	35
個別貸倒引当金	235	233	0	234	233	233	135	3	230	135

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

		令和 2 年度					令和3年度						
		期首 残高	期 中 増加額	期中源目的使用	越少額 その他	期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期 中 増加額	期中源目的使用	載少額 その他	期末 残高	貸出金 償却
	国 内	235	233	0	234	233		233	135	3	230	135	
	国 外	-	_	-	-	-		-	_	-	_	_	
地	域別計	235	233	0	234	233		233	135	3	230	135	
	農業	-	1	-	-	1	-	1	4	-	1	4	_
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
	水産業	92	93	-	92	93	-	93	53	-	93	53	_
	製造業	0	_	-	0	1	_	-	_	-	-	-	_
法	鉱業	-	_	-	-	1	_	-	_	-	-	-	_
	建設·不動産 業	66	73	-	66	73	-	73	37	-	73	37	-
人	電気・ガス・熱. 供給・水道業	-	_	_	-	-	_	-	_	_	_	-	-
	運輸·通信業	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-
	金融•保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	22	23	-	22	23	-	23	3	3	20	3	-
	上記以外	-	_	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_
	個 人	52	42	0	52	42	_	42	35	0	42	35	_
業種別計		235	233	0	234	233	-	233	135	3	230	135	-

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

							<u> エ・日刀口/</u>
		令和2年度		令和3年度			
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	リスクウエイト0%	-	9, 339	9, 339	-	8, 411	8, 411
信用リスク削減	リスクウエイト2%	-	-	-	-	-	-
効果勘案後残高	リスクウエイト4%	_	_	_	_	-	-
	リスクウエイト10%	ı	99	99	-	99	99
	リスクウエイト20%	-	96, 562	96, 562	-	96, 531	96, 531
	リスクウエイト35%	_	81	81	_	70	70
	リスクウエイト50%	ı	1, 948	1, 948	-	2, 251	2, 251
	リスクウエイト75%	-	557	557	-	522	522
	リスクウエイト100%	_	11, 949	11, 949	_	11, 601	11, 601
	リスクウエイト150%	ı	6	6	-	5	5
	リスクウエイト200%	-	-	-	-	-	-
	リスクウエイト250%	_	4, 121	4, 121	_	4, 112	4, 112
	その他	ı	456	456	-	957	957
	リスクウエイト1250%	ı	-	1	-	-	-
	計	_	125, 124	125, 124	_	124, 564	124, 564

(注)

⁽元) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与 信相当額を含みます。 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーの リスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用し

ています。

^{3.} 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るも

の、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポー ジャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代 えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。 当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のため に第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引に ついて信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし,証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について,被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和 2 年度			令和3年度				
	適格金融資 産担保	保証	クレジッ ト・デリバ ティブ	自行預金と の相殺	適格金融資 産担保	保証	クレジッ ト・デリバ ティブ	自行預金と の相殺
地方公共団体金融機構向け	_	_	ı	_	_	_	ı	-
我が国の政府関係機関向け	_	_	I	_	_	_	ı	-
地方三公社向け	_	_	-	_	_	_	-	-
信用保証協会、農業信用基金協会 及び漁業信用基金協会保証付	-	-	-	175	-	-	_	159
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-	-	-	_	-
法人等向け	-	-	_	0	-	-	_	0
中小企業等向け及び個人向け	6	308	-	220	1	379	-	224
抵当権住宅ローン	_	_	-	1	_	_	-	-
不動産取得等事業向け	_	_	ı	0	_	-	ı	0
三月以上延滞等	_	_	-	_	_	_	-	0
証券化	_	_	-	_	_	_	-	-
上記以外	_	10	ı	5	_	15	ı	4
슴 計	78	304	_	419	1	394	-	389

(注)

- 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や 有価証券等が該当します。
- 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポー
- ジャー 及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクス ポージャーのことです。
- 3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・ 国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
- 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクショ
 - の買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産な

- 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当する取引はありません。
- 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 該当する取引はありません。

- 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
 - ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの 把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。 運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。
- ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

			令和2	2年度	令和3年度			
			貸借対照表計上額 時価評価額		貸借対照表計上額	時価評価額		
上		場	130	130	104	104		
非	上	場	5, 010	5, 010	5, 010	5, 010		
合		計	5, 140	5, 140	5, 114	5, 114		

- (注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。
- ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益該当する取引はありません。
- ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和2	年度	令和3年度		
評価益	評価損	評価益	評価損	
29	66	28	90	

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

			(
令和2	年度	令和3年度			
評価益	評価損	評価益	評価損		
_	1	-	-		

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

		,, , ,,
	令和2年度	令和3年度
ルックスル一方式を適用するエクスポージャー	受益証券	受益証券
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	_
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	_	_

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動 することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にか かる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リス ク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理を しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整 備などにより厳正な管理に努めています

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリ スク削減に努めています。

金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、 月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(⊿EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールド カーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現 在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動 ショックの設定上は不変としています
- ・内部モデルの使用等、∠EVEおよび∠NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

- ◇⊿EVEおよび⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
 - 金利ショックに関する説明
 - リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVEおよび ⊿NIIと大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRR	BB1:金利リスク				
項			∠EVE ∠NII		
番		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	37	42	136	144
2	下方パラレルシフト	△ 216	△ 235	0	0
3	スティープ化	327	344		
4	フラット化	-	△53		
5	短期金利上昇	-	△68		
6	短期金利低下	-	44		
7	最大値	327	344	136	144
		前其		当其	
8	自己資本の額		5, 709		5, 776

Ⅵ 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

JA佐渡グループは、当JA、子会社4社、関連会社1社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 4社です。 また、金融業務を営む関連法人はありません。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となるグループと連結財務諸表規則に基づき連結の範 囲に含まれる会社に、相違ありません。

JA佐渡

〔金融店舗〕本店、6支店

〔営農機店舗〕 中央営農農機センター 1店舗、中央車両センター 1店舗 営農センター 9店舗、農機センター 9店舗

子会社(連結子会社4社)

〔株式会社コープ佐渡〕

事業内容:食品の製造・加工・販売、葬祭用具の販売・貸出

ホール葬、米穀事業及び建材事業

[株式会社佐渡乳業]

事業内容:牛乳、乳製品製造及び販売

[株式会社ジェイエイ・エーコープ佐渡]

事業内容:食料品・加工食品の製造・販売及び酒類等の販売

〔株式会社JAファーム佐渡〕 事業内容:農業生産

関連会社(持分法対象会社1社)

[新印佐渡中央青果株式会社] 事業内容:野菜・果実等の卸売業

(2) 子会社等の状況

① 子会社等数の増減

					当 期 首	当 期 末	増 減 (△)
子		会		社	4	4	-
子	法		人	等	-	-	-
関	連	法	人	等	1	1	-
合				計	5	5	-

② 子会社等の概況

会社名	主たる営業所 又は 事務所の所在地	設立年月	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権 に対する 当組合 の保有 割合(%)	役員の 兼任等 (人)	議決権に対 する当組合 及び他の子 会社等の保 有割合(%)
株式会社 コープ佐渡	新潟県佐渡市 金井新保118	昭和59年6月	20, 000	食品の製造・加 エ・販売等	99. 00	6	99. 00
株式会社 佐渡乳業	新潟県佐渡市 中興122-1	平成16年6月	40, 000	牛乳・乳製品製造 及び販売	92. 50	3	92. 50
株式会社 ジェイエイ・エーコープ佐渡	新潟県佐渡市 新穂潟上2202-4	平成18年7月	20, 000	食料品・加工食品 の製造・販売等	98. 00	4	98. 00
株式会社 JAファーム佐渡	新潟県佐渡市 新穂潟上2202-4	平成24年7月	30, 000	農業生産	99. 00	4	99. 00
新印佐渡中央青果株式会社	新潟県佐渡市 新穂潟上2202-4	昭和63年3月	30, 000	野菜果実等の販売	29. 00	1	29. 00

③ 子会社等の財務内容

(単位:百万円)

会社名	決算日	売 上 高	経常利益	当期利益	総資産	純資産
株式会社 コープ佐渡	R4. 2. 28	690	37	27	508	414
株式会社 佐渡乳業	R4. 2. 28	353	4	4	71	19
株式会社 ジェイエイ・エーコープ佐渡	R4. 2. 28	2, 870	13	6	338	125
株式会社 JAファーム佐渡	R4. 2. 28	39	Δ 4	Δ 5	36	11
新印佐渡中央青果株式会社	R4. 3. 31	583	2	1	76	38

(3) 連結事業概況(令和3年度)

① 事業の概況

令和3年度、当組合の連結決算は、子会社4社を連結し、関連法人1社に対して持分法を適用しております。 内容は、連結経常利益 198百万円、連結当期剰余金156百万円、連結純資産6,184百万円、連結総資産125,497百万円、連結自己資本比率12,21%となっており 内容は、連結経常利益 ます。

以下、子会社4社の事業概況について報告します。

② 連結子会社の事業概況

〔株式会社 コープ佐渡〕

新型コロナウイルスによる新規感染者数の急増を背景に、消費を中心に社会や経済活動に大きな影響を及ぼしており、当社の事業 活動に於いてさまざまな影響を受けています。

このような環境の下、当年度の売上高は、6億7,826万円と計画および前年度未達の結果となりました。収支では、米穀事業は売上 高が伸びず今年度も赤字計上となりましたが、3事業合計の当期利益は、計画および前年度を上回る2,781万円を計上することが出来 ました

いららに。 まん延防止等重点措置の適用が解除され、経済活動が回復すると予測されますが、今後、新たな変異株の出現による防疫措置再強化 や半導体の供給不足・原油や非鉄金属など資源価格の高騰による仕入価格の上昇など、厳しい状況が続くものと思われます。当社で は、より強固な経営基盤を築くため、米穀事業の経営課題に取り組んでまいります。

〔株式会社 佐渡乳業〕

令和3年度は、終息が見えないコロナ禍の状態が続いており、ワクチン接種等により若干回復の兆しが見られた観光関連産業及び飲食 業ですが、コロナ禍以前の状況には程遠く、業務用商品の受注が以前のような回復には至らない状況でした。又それらの影響により

電油をはじめとした燃料費が高騰し、製品製造原価を圧迫してコストが上昇し、収益減となりました。 販売高は伸び悩みましたが、メディア等での紹介により、バターは依然として好評であり、10月に開催された "第13回オールジャパンナチュラルチーズコンテスト"に於いて "農場クリームチーズ"が優秀賞を受賞し、商品に関しては、高評価を維持することが できました。

全国的な増頭等による余乳が心配されましたが、佐渡地域においては、生産者が3名減になり、生乳生産量が年間で1,426トンと前 年対比で84トンの減産となった為、その問題は発生しませんでした

また取扱量についても、取り扱いの8割強を占める飲用向けが1,058トン(前年比96.7%)乳製品向けが161トン(前年比92.9%)とな る結果となりました。

売上については、昨年同様前年度割れとなりましたが、商品コストの見直し及び製造ロスの削減等に社員一丸となり取り組み、昨 年に続いての黒字決算となりました

売上高は3億5,382万円(計画比92.9%、前年比97.5%)、売上原価が2億8,351万円(計画比94.5%、前年比101.6%)、販売・管理費は 6,604万円(計画比96.9%、前年比97.1%)となり人件費を含むコスト削減に努めましたが、原油高等の影響で動力費が増加した結果、当期純利益は427万円(計画比33.4%、前年比38.6%)となりました。

〔株式会社 ジェイエイ・エーコープ佐渡〕

令和3年度(第16期)は、売上29億3,140万円、手数料7億2,392万円の計画で取り組みました。本年度は、昨年同様に新型コロナウイルスの発生により売上及び客数の減少で、売上高28億5,630万円(計画比97.4%)で計画比、前年比とも達成する事ができませんでした。しかし、部門別では、青果、惣菜については、計画比、前年比とも達成しました。

売上では、計画比、前年比とも達成したのは金井店で、計画比1,327万円増となりました。また、前年比を達成した店舗は畑野店と なりました。病院売店については、売上及び客数が大幅に減となりました。 手数料については、手数料率24.74%、(計画24.70%、前年24.62%) 粗

(計画24.70%、前年24.62%) 粗利益高7億660万円 (計画比97.6%、前年比98.8%) と前年 より率0.12%増になり、金額で859万円の減となりました。客数・売上の減により前年を達成することが出来ませんでした。

〔株式会社 JAファーム佐渡〕

令和3年産の稲作では、水利が困難な圃場をトキビオトープや保全管理に変更する等労働力の削減と作業効率アップに取り組みまし た。収量的には各品種すべて増収に繋がりましたが、米価下落の影響を受け販売高は減少しました。おけさ柿に至っては4月上中旬の晩霜被害に遭い約4ヘクタールで収穫皆無の園地が発生しました。選果場への出荷は計画には程遠い約500ケースの出荷に止まりました。併せて加工柿は、自己原料の減少と調達原料の不足により計画の約3割に当たる3万パックの製造数に止まりました。

このような中で、水稲・柿・加工柿及び園芸等による安定的な複合経営の確立を目指して取り組んでまいりましたが、令和3年度決 算では582万円の赤字決算となりました。

今年度も、JA 佐渡の協力を頂きJA ファーム佐渡経営検討会を開催し、経営改善に取り組む中で次年度に向けた課題を検討しました。水稲の基本的技術を遵守するとともに確実な収量確保とおけさ柿の品質向上及び出荷量の増加を目指します。加工柿では、品 質向上を目標に安心、安全な製品づくりに取り組み持続可能な経営改善に取り組みます。

③ 連結グループ内の資金・自己資本の移動の制限等

令和2年度、令和3年度とも該当ありません。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円)

		平成29年度	平成30年度	2019年度	令和2年度	令和3年度
連	結 事 業 収 益	11, 912	12, 454	11, 977	11, 366	11, 315
	信用事業収益	958	1, 018	990	962	869
	共済事業収益	754	719	683	652	624
	農業関連事業収益	2, 981	3, 458	3, 243	3, 095	3, 126
	その他事業収益	7, 217	7, 257	7, 061	6, 655	6, 695
連	結 経 常 利 益	△ 118	138	133	297	198
連	結当期剰余金	△ 202	63	105	227	156
連	結 純 資 産 額	6, 078	6, 046	6, 031	6, 137	6, 184
連	結 総 資 産 額	122, 810	123, 561	123, 631	125, 978	125, 497
連	結自己資本比率	12. 78%	12. 36%	11. 85%	12. 10%	12. 21%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省 告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

				(単位:千円)
科目	令和2		令和3	
	(令和3年2月	28日現在)	(令和4年2月	28日現在)
(資産の部)		110 000 150		110 445 044
1.信用事業資産	00.000.000	112, 802, 152	05 000 010	112, 445, 344
(1)現金及び預金	96, 088, 299		95, 832, 216	
(2)有価証券	3, 874, 840		4, 562, 285	
(3)貸出金	12, 263, 130		11, 538, 187	
(4) その他の信用事業資産	579, 307		561, 195	
(5)債務保証見返	229, 688		89, 158	
(6)貸倒引当金	△233, 113		△137, 698	
2. 共済事業資産		609		506
(1) その他の共済事業資産	609		506	
3. 経済事業資産		3, 192, 516		3, 288, 480
(1) 受取手形及び経済事業未収金	1, 167, 848		1, 219, 070	
(2)棚卸資産	712, 483		699, 736	
(3) その他の経済事業資産	1, 351, 051		1, 401, 176	
(4)貸倒引当金	△38, 867		△31, 503	
4. 雜資産		462, 620		386, 799
5.固定資産		4, 404, 188		4, 299, 023
(1)有形固定資産	4, 325, 321	4, 404, 100	4, 233, 075	4, 200, 020
(建物)	(9, 583, 307)		(9, 646, 606)	
(機械装置)	(2, 802, 346)		(2, 822, 673)	
	(2, 802, 346)			
(土 地)	1,000,102		(1, 583, 493)	
(リース資産)	(36, 083)		(35, 256)	
(建設仮勘定)	(330)		(330)	
(生物・その他の有形固定資産)	(2, 864, 461)		(2, 924, 225)	
(減価償却累計額)	(\(\Delta 12, 550, 610 \)		(\triangle 12, 779, 510)	
(2)無形固定資産	78, 867		65, 947	
(その他の無形固定資産)	(78, 867)		(65, 947)	
6. 外部出資		5, 050, 176		5, 024, 509
(1)外部出資	5, 050, 176	, ,	5, 024, 509	
7. 繰延税金資産	, ,	66, 239	, ,	52, 784
資産の部合計		125, 978, 503		125, 497, 448
(負債の部)		120, 370, 000		120, 437, 440
		117 000 401		117 071 000
1.信用事業負債	117 071 505	117, 632, 431	110 000 000	117, 271, 039
(1)貯 金	117, 071, 535		116, 623, 292	
(2)借入金	89, 231		79, 898	
(3) その他の信用事業負債	241, 975		478, 690	
(4) 債務保証	229, 688		89, 158	
2. 共済事業負債	220, 000	563, 146	33, 103	532, 669
(1)共済資金	321, 728	000, 110	298, 425	332, 333
(2) その他の共済事業負債	241, 418		234, 243	
3. 経済事業負債	241, 410	744, 777	234, 243	675, 124
(1)支払手形及び経済事業未払金	533, 054	744, 777	487, 713	075, 124
			407,713	
(2)その他経済事業負債	211, 722	007 400	187, 411	007 007
4. 雑負債	10 700	387, 403	10.044	307, 907
(1) 未払法人税等	10, 766		12, 044	
(2)リース債務	27, 027		20, 473	
(3) 資産除去債務	_		13, 029	
(4) その他の負債	349, 608		262, 359	
5.諸引当金		512, 917		526, 558
(1)賞与引当金	41, 769		40, 886	
(2)退職給付に係る負債	432, 248		448, 663	
(3)役員退職慰労引当金	28, 982		27, 869	
(4) ポイント引当金	9, 917		9, 137	
負債の部合計	,	119, 840, 675	,	119, 313, 299
(純資産の部)		, -,		, .,
1.組合員資本		6, 182, 537		6, 268, 793
(1)出資金	2, 374, 740	5, .52, 007	2, 323, 737	2, 223, 700
(2)資本剰余金	295		295	
(3) 利益剰余金	3, 831, 809		3, 973, 169	
(4) 処分未済持分	△14, 092		△17, 911	
	△10, 216		△17, 911 △10, 498	
(5)子会社の所有する親組合出資金	△ 10, ∠10	V 40 600	△ 10, 490	A 0.4 011
2.評価・換算差額等	A 04 777	△43, 620	A 70 000	△84, 211
(1) その他有価証券評価差額金	△24, 777		△76, 022	
(2) 退職給付に係る調整累計額	△18, 842		△8, 198	
3 非支配株主持分		△1,089		△422
純資産の部合計		6, 137, 828		6, 184, 149
負債・純資産の部合計		125, 978, 503		125, 497, 448

(6) 連結損益計算書

	<u> </u>	A		1	A ==	(単位:千円)
科目		令和2年度			令和3年度	
	令和2年3	月1日~令和3年		令和3年3	月1日~令和4年	T
1. 事業総利益			3, 713, 450			3, 572, 160
(1)信用事業収益		962, 204			869, 330	
資金運用収益	826, 541			819, 149		
(うち預金利息)	(515, 028)			(514, 020)		
(うち有価証券利息)	(49, 130)			(43, 274)		
(うち貸出金利息)	(163, 096)			(155, 739)		
(うちその他受入利息)	(99, 285)			(106, 115)		
役務取引等収益	43, 333			41, 484		
その他経常収益	92, 330			8, 697		
(2)信用事業費用		202, 218			109, 453	
資金調達費用	30, 162			18, 627		
(うち貯金利息)	(27, 251)			(15, 802)		
(うち給付補てん備金繰入)	(1,568)			(1,644)		
(うち借入金利息)	(206)			(174)		
(うちその他支払利息)	(1, 135)			(1,005)		
役務取引等費用	8, 605			8, 626		
その他経常費用	163, 450			82, 199		
(うち貸倒引当金戻入益)	(Δ3, 931)			(<u></u> <u></u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>		
信用事業総利益			759, 985			759, 877
(3) 共済事業収益		652, 878			624, 747	
共済付加収入	600, 628			581, 410		
その他の収益	52, 250			43, 337		
(4) 共済事業費用		42, 094			37, 248	
共済推進費及び共済保全費	27, 259			21, 638		
その他の費用	14, 835			15, 610		
共済事業総利益			610, 784			587, 498
(5)購買事業収益		8, 895, 667			8, 976, 457	
購買品供給高	8, 304, 452			8, 419, 355		
購買手数料	11, 756			11, 502		
その他の収益	579, 458	0.001.017		545, 600	7 004 000	
(6)購買事業費用	0.010.010	6, 921, 347		0.004.000	7, 094, 008	
購買品供給原価	6, 613, 610			6, 824, 982		
購買品供給費	97, 842			85, 075		
その他の費用	209, 895		1 074 010	183, 950		1 000 440
購買事業等総利益		000	1, 974, 319		225 224	1, 882, 449
(7)販売事業収益	74 005	355, 969		70 100	335, 924	
販売品販売高	74, 265			73, 186		
販売手数料	211, 172			190, 385		
その他の収益	70, 531	105 700		72, 353	100 001	
(8)販売事業費用	00 101	185, 708		74.007	190, 921	
販売品販売原価	69, 481			74, 367		
販売費	41, 012			41, 254		
その他の費用	75, 214		470 000	75, 299		445 000
販売事業等総利益			170, 260			145, 003
(9) その他事業収益		499, 978			508, 967	
(10) その他事業費用		301, 878			311, 635	
その他事業等総利益			198, 099			197, 331

科 目 令和2年3月1日~令和3年2月28日 令和3年3月1日 2. 事業管理費 3,407,602 (1) 人件費 2,584,638 2,5 (2) その他の事業管理費 822,964 8 事業利益 305,847 3. 事業外収益 138,409 (1) 受取雑利息 2,234	13 年度
令和2年3月1日~令和3年2月28日 令和3年3月1日 2. 事業管理費 3,407,602 (1) 人件費 2,584,638 2,5 (2) その他の事業管理費 822,964 8 事業利益 305,847 3. 事業外収益 138,409 (1) 受取雑利息 2,234	3, 395, 791 540, 074 355, 716 176, 369 146, 405 2, 152 74, 386
(1)人件費 2,584,638 2,5 (2)その他の事業管理費 822,964 8 事業利益 305,847 3.事業外収益 138,409 (1)受取雑利息 2,234	540, 074 355, 716 176, 369 146, 405 2, 152 74, 386
(2) その他の事業管理費 822,964 8 事業利益 305,847 3.事業外収益 138,409 (1)受取雑利息 2,234	355, 716 176, 369 146, 405 2, 152 74, 386
事 業 利 益 305,847 3.事業外収益 138,409 (1)受取雑利息 2,234	176, 369 146, 405 2, 152 74, 386
3. 事業外収益 138, 409 (1) 受取雑利息 2, 234	146, 405 2, 152 74, 386
(1) 受取雑利息 2,234	2, 152 74, 386
	74, 386
(0) 采取山洛和平今	,
(2)受取出資配当金 71,508	180
(3) 持分法による投資益 732	TU3
(4) その他の事業外収益 63,933	69, 377
4. 事業外費用 146,737	123, 967
(1)支払雑利息 84	93
(2) その他の事業外費用 146,652 1	123, 873
経 常 利 益 297,520	198, 806
5. 特別利益 26, 563	14, 803
(1)固定資産処分益 –	329
(2) その他の特別収益 26,563	14, 473
6. 特別損失 40,987	30, 680
(1) 固定資産処分損 13,084	3, 357
(2) 固定資産圧縮損 23,300	-
(3) 減損損失 –	9, 270
(4) その他の特別損失 4,601	18, 053
税金等調整前当期利益 283,097	182, 929
法人税、住民税及び事業税 21,495	16, 827
法人税等調整額 32,787	9, 384
法人税等合計 54, 282	26, 211
当期利益 228,814	156, 717
非支配株主に帰属する当期利益 1,171	666
当期剰余金 227, 642	156, 051

(7)連結キャッシュ・フロー計算書

		<u> </u>
科 目	令和2年度 自:令和2年3月 1日 至:令和3年2月28日	令和3年度 自:令和3年3月 1日 至:令和4年2月28日
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	283, 097	182, 929
減価償却費	236, 367	306, 807
減損損失	-	9, 270
貸倒引当金の増減額	Δ2, 810	△102, 779
賞与引当金の増減額	△25, 127	△882
退職給付に係る負債の増加額	△62, 792	16, 415
その他引当金等の増減額	5, 614	△1,892
信用事業資金運用収益	△826, 541	△819, 149
信用事業資金調達費用	30, 162	18, 627
共済貸付金利息	△22	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△73, 710	△76, 498
支払雑利息	84	93
有価証券関係損益	△81, 951	Δ1
固定資産売却損益	13, 084	3, 027
持分法による投資損益	△732	△489
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	686, 215	724, 942
預金の純増減	△3, 018, 000	1, 495, 000
貯金の純増減	2, 759, 138	△448, 242
信用事業借入金の純増減	△9, 112	△9, 333
その他の信用事業資産の純増減	△169, 570	161, 873
その他の信用事業負債の純増減	△73, 338	107, 898
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	590	-
共済資金の純増減	△19, 042	△23, 303
未経過共済付加収入の純増減	Δ716	△7, 306
その他の共済事業資産の純増減	Δ113	103
その他の共済事業負債の純増減	△390	132
(経済事業活動による資産及び負債の増減)	00.054	A F1 001
受取手形及び経済事業未収金の純増減	88, 254	△51, 221
経済受託債権の純増減	4, 663	△110, 086
棚卸資産の純増減	4, 846	12, 747
支払手形及び経済事業未払金の純増減 	△72, 510	△45, 341
経済受託債務の純増減	△181, 531	△28, 152
その他の経済事業資産の純増減	△21, 466	59, 961
その他の経済事業負債の純増減	3, 645	3, 841

		<u> </u>
科 目	令和2年度 自:令和2年3月 1日 至:令和3年2月28日	令和3年度 自:令和3年3月 1日 至:令和4年2月28日
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	70, 792	75, 781
その他の負債の純増減	195, 858	△40, 189
未払消費税等の増減額	△64, 162	△24, 029
信用事業資金運用による収入	812, 809	815, 581
信用事業資金調達による支出	△43, 169	△30, 004
共済貸付金利息による収入	22	-
小計	448, 434	2, 176, 129
雑利息及び出資配当金の受取額	73, 743	76, 538
雑利息の支払額	△84	△93
法人税等の支払額	△18, 923	△15, 549
事業活動によるキャッシュ・フロー	503, 169	2, 237, 024
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△486, 790	△1, 215, 538
有価証券の売却償還による収入	1, 229, 011	501, 085
固定資産の取得による支出	△247, 408	△215, 914
固定資産の売却による収入	147, 099	329
補助金の受入れによる収入	23, 300	1, 645
外部出資による支出	△136, 835	△201
外部出資の売却等による収入	20, 405	_
投資活動によるキャッシュ・フロー	548, 783	△928, 593
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	41, 865	44, 799
出資の払戻しによる支出	△89, 315	△95, 802
持分の取得による支出	△14, 092	△17, 911
持分の譲渡による収入	13, 216	14, 092
出資配当金の支払額	△14, 913	△14, 692
財務活動によるキャッシュ・フロー	△63, 239	△69, 514
4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	988, 712	1, 238, 916
5. 現金及び現金同等物の期首残高	2, 096, 287	3, 084, 999
6. 現金及び現金同等物の期末残高	3, 084, 999	4, 323, 916

(8) 連結注記表

令和2年度 令和3年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1)連結の範囲に関する事項

連結される子会社

- ・株式会社 コープ佐渡
- •株式会社 佐渡乳業
- ・株式会社 ジェイエイ・エーコープ佐渡
- ・株式会社 JAファーム佐渡

連結される関連法人等

•新印佐渡中央青果株式会社

(2)持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等

•新印佐渡中央青果株式会社

- (3)連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - ·(株)コープ佐渡 R2.3.1~R3.2.28
 - ·(株)佐渡乳業 R2.3.1~R3.2.28
 - ・(株)ジェイエイ・エーコープ佐渡 R2.3.1~R3.2.28
 - ・(株)JAファーム佐渡 R2.3.1~R3.2.28
 - ·新印佐渡中央青果㈱ R2.4.1~R3.3.31
- (4)のれんの償却方法及び償却期間 該当事項はありません。
- (5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づい て作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 ①現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」 及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。 ②現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に標記 されている科目の 金額との関係

現金及び預金勘定 96 088 百万円 別段預金、定期性預金及び譲渡性預金 △ 93,003 百万円 3084 百万円 現金及び現金同等物

(1)連結の範囲に関する事項 連結される子会社

- ・株式会社 コープ佐渡
- •株式会社 佐渡乳業
- ・株式会社 ジェイエイ・エーコープ佐渡
- ・株式会社 JAファーム佐渡

連結される関連法人等

•新印佐渡中央青果株式会社

(2)持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等

•新印佐渡中央青果株式会社

- (3)連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - ・(株)コープ佐渡 R3.3.1~R4.2.28
 - ·㈱佐渡乳業 R3.3.1~R4.2.28
 - ・(株)ジェイエイ・エーコープ佐渡 R3.3.1~R4.2.28
 - ・(株)JAファーム佐渡 R3.3.1~R4.2.28
 - ·新印佐渡中央青果㈱ R3.4.1~R4.3.31
- (4)のれんの償却方法及び償却期間 該当事項はありません。
- (5)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づい て作成しています。

(6)連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 ①現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」 及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。 ②現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に標記されている科目の 金額との関係

現金及び預金勘定 95 832 百万円 別段預金、定期性預金及び譲渡性預金 △ 91,508 百万円 4,323 百万円 現金及び現金同等物

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法 ①子会社株式及び関連会社株式 :移動平均法による原価法 ②その他有価証券
 - 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産 直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

- (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ①購買品
- ·肥料·飼料·農薬

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

•生産資材

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

·農機·車両本体

個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法)

•農機•車面本体以外

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

- (1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法 ①子会社株式及び関連会社株式 :移動平均法による原価法 ②その他有価証券
 - 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産 直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

- (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ①購買品
 - ·肥料·飼料·農薬

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

•生産資材

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・農機・車面本体

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

農機・車面本体以外

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

令和2年度

・石油・LPガス本体および用品

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・石油・LPガス本体および用品以外

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・上記以外の購買品

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

②販売品 最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

③加工品

有機センター(商品)

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・その他の加工品

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

④その他の棚卸資産

•柿選果場

先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

•精液•生物

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・上記以外のその他の棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(3)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております(生物を除く)。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

生物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。 ②無形固定資産

定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(「破綻懸念先」という。以下同じ)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(令和2年3月17日))に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を 実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査 定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

令和3年度

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・石油・LPガス本体および用品以外

・石油・LPガス本体および用品

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・上記以外の購買品

売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

②販売品 最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

③加工品

有機センター(商品)

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

その他の加工品

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

④その他の棚卸資産

•柿選果場

先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

•精液•生物

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

・上記以外のその他の棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(3)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております(生物を除く)。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております

生物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。 ②無形固定資産

定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産 の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(「破綻懸念先」という。以下同じ)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号(令和2年3月17日))に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を 実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査 定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事 業年度負担分を計上しております。

令和2年度

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間 に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、 それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、契約職員の退職功労金の支給に備えて、契約職員退職功労金制度 実施要領に基づく期末要支給額を計上しております。

4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要 支給額を計上しております。

⑤ポイント引当金

JA事業の利用拡大および組合員加入促進を目的とする総合ポイント制度 に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備え るため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、 固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却 を行っております。

(6)記載金額の端数処理

記載金額は、百万円又は千円未満切り捨てて表示しており、金額百万円又は千円未満の科目については「0」で表示しております。

令和3年度

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を 計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間 に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、 それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、契約職員の退職功労金の支給に備えて、契約職員退職功労金制度 実施要領に基づく期末要支給額を計上しております。

4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要 支給額を計上しております。

⑤ポイント引当金

JA事業の利用拡大および組合員加入促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、 固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却 を行っております。

(6)その他の計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する注記

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②米共同計算

当組合は、生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、 販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする 共同計算を行っております。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

(7)記載金額の端数処理

記載金額は、百万円又は千円未満切り捨てて表示しており、金額百万円又は千円未満の科目については「0」で表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

会計方針の変更に関する注記はありません。

会計方針の変更に関する注記はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

表示方法の変更に関する注記はありません。

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の 見積りの開示に関する会計基準」・(企業会計基準第31号 2020年3月31日) を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資・産の減 損、貸倒引当金に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注 記」に記載しています。 令和2年度 令和3年度

5. 会計上の見積りに関する注記

表示方法の変更に関する注記はありません。

- (1)繰延税金資産の回収可能性
- ①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 52,784千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

能な課税所得の見積額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年2月に作成した中期 経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金 額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 9,270千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、該当資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年2月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3)貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 170,867千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

1) 算定方法

- 「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に掲載しております。
- 2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

3) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1)国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,343,340千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 561,979千円 建物付属設備 130,048千円 構築物 56,930千円機械・装置 428,251千円 車両運搬具 18,161千円 器具・備品66,781千円生物 70,988千円 無形周室資産 1,807千円

生物 79,288千円 無形固定資産 1,897千円

定期預金1,700,000千円を為替決済の担保に供しています。

(2)担保に供している資産

(3)経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額 64,920 千円 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債務はありません。

(1)国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,336,445千円であり、その内訳は、次のとおりです。 建物 692,528千円 機械装置 429,396千円 生物 79,288千円無形固定資産 1,897千円 その他有形固定資産 133,334千円

(2)担保に供している資産

定期預金1,700,000千円を為替決済の担保に供しています。

(3)経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額 106,757 千F 経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債務はありません。

令和2年度

(4)貸出金のうち破綻先債権額は、4,965千円、延滞債権は、525,475千円で

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続して いることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがな いものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除 く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40 年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4 号に規定する事由が生じている貸出金であります

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債 務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出 金以外の貸出金です

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は、ありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日 から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない ものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、3,895千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目 的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その 他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及 び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債 権額の合計額は534,336千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当 金控除前の金額です。

令和3年度

(4)貸出金のうち破綻先債権額は、4,591千円、延滞債権は、390,967千円で

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続して いることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがな いものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除 く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40 年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4 号に規定する事由が生じている貸出金であります

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債 務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出 金以外の貸出金です

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は、ありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日 から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない ものです

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、2,661千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目 的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その 他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及 び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債 権額の合計額は398,220千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当 金控除前の金額です。

7. 連結損益計算書に関する注記

(1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する注記

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っ ておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取 引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施 行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(1)減損損失に関する注記

①減損損失を認識し当事業年度に減損を計上した固定資産は次のとおりで

なお、当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については事業拠点ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位と しております。

中央営農農機センター等の農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成 に寄与していることから、共用資産と認識しております。

1) 巾场促業貝佰

(畄位: 壬四)

ı	奎					\ -	2. 113/
	種 類	区分	資産名称	所在地	帳簿価額	減損額	減損後 帳簿価額
	建物	賃貸	木造2階建 291㎡	新穂支店 管内	2,975	2,975	0
	機械装置等	賃貸	営業用機器類	"	0	-	0
			合 計	2,975	2,975	0	

2) 金泉営業所

(単位:千円)

種 類	区分	資産名称	所在地	帳簿価額	減損額	減損後 帳簿価額
土地	賃貸	北狄930-5ほか1筆 381.97㎡	相川支店 管内	3,459	1,909	1,550
建物	賃貸	木造2階建 556㎡	"	1,699	-	1,699
構築物	賃貸	外構工事	"	0	-	0
機械装置等	賃貸	営業用機器類	"	0	-	0
		合 計	5,159	1,909	3,250	

2) IA ± # rb

(出位,工四)

L	3) UF	107	十冶				(平1	4. TD)
	種	類	区 分	資産名称	所在地	帳簿価額	減損額	減損後 帳簿価額
	± :	压	賃貸	吉井43 366.88㎡	金井支店 管内	4,000	3,999	0
	建:	物	賃貸	木造平屋 86.14㎡	"	261	261	0
	構築	物	賃貸	駐車場	"	0	-	0
	無形固定	È資産	賃貸	下水道負担金	"	123	123	0
				合 計	•	4,385	4,385	0

②減損損失の認識に至った経緯

1) 市場従業員宿舎

同施設は令和3年9月末をもって住人退去により、今後新規入居者の見込み もないことから、減損損失を計上し帳簿価額を備忘価格まで引き下げました。

2) 金泉営業所

同施設は土地の時価が著しく下落しており、今後の事業損益の試算による 将来キャッシュ・フローによっても帳簿価額回収が見込めないため、減損損失 を計上し帳簿価額を現在価値(回収可能額)まで引き下げました。

令和2年度 令和3年度

3) JA吉井店

同施設は令和4年2月末をもって休業し、営業継続について受託者の見通しがたっていないため、減損損失を計上し帳簿価額を備忘価格まで引き下げました。

- ③特別損失に計上した減損損失の金額 9百万円
- ④回収可能価格の算定方法
- 1) 市場従業員宿舎およびJA吉井店の固定資産の回収可能額は正味売却 価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されていま す。
- 2) 金泉営業所の固定資産の回収可能額は使用価値を採用しており、適用した割引率は2%です。

8. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員 や地域内の個人、企業、団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農 業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信 託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する 貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によっても たらされる信用リスクに晒されます。また、有価証券は、主に債券、投資信託、 株式であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されます。さらに営業 債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。 ③金融商品に係るリスク管理体制

1)信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務部及び融資センターにおいて各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

2)市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクへッジを行っています。運用部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、投資信託、株式、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の 金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リス クの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、 指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 12百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク 変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考 慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額 を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員 や地域内の個人、企業、団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農 業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信 託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する 貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によっても たらされる信用リスクに晒されます。また、有価証券は、主に債券、投資信託、 株式であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されます。さらに営業 債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。 ③金融商品に係るリスク管理体制

1)信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応 方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務部及び融資 センターにおいて各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査 にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うと ともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っておりま す。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査 定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践 し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引 当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び 財務の健全化に努めております。

2)市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が近近な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しております。(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、投資信託、株式、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の 金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リス クの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、 指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 4百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク 変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考 慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

令和2年度

3)資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際にに検討を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計 上額	時 価	差額
預金	95,533	95,536	3
有価証券			
その他の有価証券	3,874	3,874	_
貸出金	12,263		
貸倒引当金(*1)	△233		
貸倒引当金控除後	12,030	12,363	333
外部出資	130	130	-
資産計	111,568	111,904	336
貯金	117,071	117,105	33
負債計	117,071	117,105	33

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

1) 預金

満期の無い預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づ く区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引い た現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

2) 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格によっています。

3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状況が大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額の未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負 債】

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和3年度

3)資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金 計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性 リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ご とに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に に検討を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

			(羊位・日ガロ
	貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差額
預金	95,322	95,323	1
有価証券			
その他の有価証券	4,562	4,562	_
貸出金	11,538		
貸倒引当金(*1)	△137		
貸倒引当金控除後	11,400	11,715	314
外部出資	104	104	1
資産計	111,568	111,904	315
貯金	116,623	116,636	12
負債計	116,623	116,636	12

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

1) 預金

満期の無い預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づ く区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に 代わる金額として算定しています。

2) 有価証券及び外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格によっています。

3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状況が大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるIOSのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。なお、分割実行案件で未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるIOSのレートでで割り引いた額に、帳簿価額の未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等について、 帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 【負 債】

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるIOSのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和2年度

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の情報には含まれていません。

外 部 出 資 (*1)

4.919 百万円

(*1)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて 困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

					(平四.	
	1年以内	1年超	2 年 超	3 年 超	4 年 超	5年超
	一十以內	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	3十四
預金	95,533	-	-	-	-	-
有価証券(*4)						
その他の有価証券の うち満期があるもの	200	304	-	305	99	2,965
貸出金(*1,2,3)	2,106	2,015	719	598	506	5,998
合 計	97,839	2,319	719	903	605	8,963

- (*1)貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)373百万円については「1年以内」に含めています。 また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
- (*2)貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を損失した債権等293百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付実行金額の一部実行案件24百万円は償還日が特定できないため含めていません。
- (*4)有価証券のうち、期限のない場合は「5年超」に含めています。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年 超 2年以内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5年以内	5年超
貯金(*1)	98,543	8,485	8,928	524	488	101

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

令和3年度

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の情報には含まれていません。

外 部 出 資 (*1)

4,920 百万円

(*1)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて 困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

					(T-12-)	H / 3 1/
	1年以内	1 年 超 2年以内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5年以内	5年超
預金	95,322		-	-	-	-
有価証券(*4)						
その他の有価証券の うち満期があるもの	300	-	300	100	100	3,760
貸出金(*1,2,3)	2,509	875	730	623	544	6,166
合 計	98,131	875	1,030	723	644	9,926

- (*1)貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)353百万円については「1年以内」に含めています。 また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
- (*2) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を損失した債権等55百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (*3) 賞出金の分割実行案件のうち、賞付実行金額の一部実行案件33百万円は償還日が特定できないため含めていません。
- (*4)有価証券のうち、期限のない場合は「5年超」に含めています。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年 超 2年以内	2 年 超 3年以内	3 年 超 4年以内	4 年 超 5年以内	5年超
貯金(*1)	98,852	9,122	7,532	481	495	139

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

9. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれております。
- ①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対 照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

/。 (単位:百万円)

				(.	半位.日刀口/
区	分		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額
45 (H 1 177 - 1 1	株式	外部出資	130	118	12
貸借対照表計 上額が取得原		株式計	130	118	12
価又は償却原		国 債	301	299	1
価を超えるも の		地 方 債	521	500	20
	,,	社 債	506	499	7
	債券	•受益証券計	1,329	1,300	29
小	計	•	1,459	1,418	41
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原	债券	社 債	2,169	2,211	△42
価を超えない	3	受益証券	375	400	△24
もの	債券	•受益証券計	2,545	2,611	△66
小	計	•	2,545	2,611	△66
合	計		4,005	4,030	△24

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	区	分		売却額	売却益	売却損
受	益	証	券	616	81	-

- (1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、 有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれております。
- ①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

					(.	辛四.6717
区	分			貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	評価差額
貸借対照表計	/ =	国	債	100	99	0
上額が取得原 価又は償却原	债券	地 方	債	517	500	16
価を超えるも	,,	社	債	1,410	1,398	11
Ø	債券	•受益証	券計	2,028	1,999	28
小	計	•		2,028	1,999	28
25.111.1	株式	外部出	資	104	118	△14
貸借対照表計 上額が取得原		株式計		104	118	△14
価又は償却原 価を超えない もの	债券	社	債	1,673	1,714	△41
	3	经益証券		860	910	△49
	債券	・受益証	券計	2,534	2,625	△90
小	計			2,638	2,743	△104
合	計	•		4,666	4,742	△76

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	区	分		売却額	売却益	売却損
受	益	証	券	100	0	-

令和2年度		令和3年度	
3)減損処理を行った外部出資については次のと ① 株式会社 農協観光 減損処理額1百 ② 減損損失の認識に至った経緯 株式会社農協観光の外部出資については、 必至の状況であり、出資金の実質価格は取終 て50%以上低下しているため、資産査定事務 理としました。	万円 同社の二期連続赤字は 导時の実質価格に比べ		
	10. 退職給	 計付に関する注記	
1) 退縮給付に関する事項 D採用している退職給付制度 職員の退職給付に充てるため、退職給与規程 制度を採用しています。また、この制度に加え、「 付の一部に充てるため一般財団法人全国農林、 国共済農業協同組合連合会との契約による退職 います。	司規程に基づき退職給 魚業団体共済会及び全	(1) 退縮給付に関する事項 ①採用している退職給付制度 職員の退職給付に充てるため、退職給与規程 制度を採用しています。また、この制度に加え、 付の一部に充てるため一般財団法人全国農林 国共済農業協同組合連合会との契約による退 います。	同規程に基づき退職総 漁業団体共済会及び全
②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整	表	②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整	表
期首における退職給付債務	1,756 百万円	期首における退職給付債務	1,634 百万円
勤務費用	110 百万円	勤務費用	104 百万円
利息費用	0 百万円	利息費用	3 百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 49 百万円	数理計算上の差異の発生額	△ 4 百万円
退職給付の支払額	△ 183 百万円	退職給付の支払額	△ 62 百万円
期末における退職給付債務	1,634 百万円	期末における退職給付債務	1,676 百万円
年金資産の期首残高と期末残高の調整表		③年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	1,307 百万円	期首における年金資産	1,251 百万円
期待運用収益	10 百万円	期待運用収益	9 百万円
数理計算上の差異の発生額	△0 百万円	数理計算上の差異の発生額	ŷ 百万 P △0 百万 P
特定退職金共済制度への拠出金	48 百万円	特定退職金共済制度への拠出金	46 百万円
確定給付型年金制度への拠出金	19 百万円	確定給付型年金制度への拠出金	19 百万円
退職給付の支払額	△ 133 百万円	退職給付の支払額	△ 45 百万円
期末における年金資産	1,251 百万円	期末における年金資産	1,280 百万円
退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸付 た退職給付引当金の調整表	昔対照表に計上され	④退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸 た退職給付引当金の調整表	借対照表に計上され
退職給付債務	1,744 百万円	退職給付債務	1,798 百万円
特定退職金共済制度	△ 897 百万円	特定退職金共済制度	△ 926 百万円
確定給付型年金制度	△ 414 百万円	確定給付型年金制度	△ 423 百万円
未積立退職給付債務	432 百万円	未積立退職給付債務	448 百万円
未認識数理計算上の差異	△ 111 百万円	未認識数理計算上の差異	△ 11 百万円
貸借対照表計上額純額	321 百万円	貸借対照表計上額純額	437 百万円
退職給付引当金	321 百万円	退職給付引当金	437 百万円
の退職給付及びその内訳項目の金額		(5)退職給付及びその内訳項目の金額	
勤務費用	123 百万円	勤務費用	118 百万円
利息費用 期待運用収益	0 百万円 △ 10 百万円	利息費用 期待運用収益	3 百万P △ 9 百万P
		対付連用収益 数理計算上の差異の費用処理額	
数理計算上の差異の費用処理額	35 百万円		10 百万円
合 計	149 百万円	合計	123 百万円
年金資産の主な内訳		⑥年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は	は、次のとおりです。	年金資産合計に対する主な分類ごとの比率	は、次のとおりです。
全国農林漁業団体共済会(特定退職金共)	斉制度)	全国農林漁業団体共済会(特定退職金共	済制度)
債券	63 %	債券	64 %
年金保険投資	25 %	年金保険投資	27 %
現金及び預金	6 %	現金及び預金	4 %

一般勘定

合計

100 %

100 %

全国共済農業協同組合連合会(確定給付型年金制度)

100 %

100 %

全国共済農業協同組合連合会(確定給付型年金制度)

一般勘定

合計

令和2年度

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率

0.00%~0.83%

長期期待運用収益率

0.80%

(2)特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26百万円を含めて計上しております。

なお、同組合より示され令和2年3月現在における令和14年3月まで の特例業務負担金の将来見込額は、334百万円となっております。

令和3年度

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率

0.00%~0.99%

長期期待運用収益率

0.76%

(2)特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金26百万円を含めて計上しております。

なお、同組合より示され令和3年3月現在における令和14年3月まで の特例業務負担金の将来見込額は、303百万円となっております。

11. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の内訳は次のとおりです。

(単位:百万円)

繰 延 税 金 資 産	JA佐渡	コープ佐渡	JAI-コープ 佐渡
退職給付引当金	98	8	4
役員退職慰労引当金	4	0	-
貸倒引当金超過額	62	1	-
貸出金非定型未収利息計上額	10	_	-
賞与引当金	6	1	3
減損損失	109	30	-
外部出資評価損	13	_	-
法定福利費	1	-	-
未払事業税	0	-	0
借地造成償却費	35	_	-
その他	26	0	3
繰延税金資産小計	371	42	12
評価性引当額	△349	Δ17	-
繰延税金資産合計	21	24	12

(2)法定実効税率と法人税等負担金率との差異の主な原因

	JA佐渡	コープ佐渡	JAI-コープ 佐渡
法定実効税率	27.66%	36.37%	26.18%
(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.82%	0.00%	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.48%	-	-
住民税等均等割等	0.95%	0.54%	1.18%
評価性引当額の増減	△6.38%	_	-
その他	0.14%	△16.26%	6.63%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.71%	20.65%	34.00%

・佐渡乳業とJAファームについては該当ありません。

(1) 繰延税金資産の内訳は次のとおりです。

(単位:百万円)

繰 延 税 金 資 産	JA佐渡	コープ佐渡	JAエーコープ 佐渡
退職給付引当金	106	8	5
役員退職慰労引当金	4	0	-
貸倒引当金超過額	36	0	-
貸出金非定型未収利息計上額	6	_	-
賞与引当金	6	1	3
減損損失	110	28	-
資産除去債務	3	_	-
外部出資評価損	13	-	-
法定福利費	1	_	-
未払事業税	-	-	Δ0
借地造成償却費	38	-	-
その他	10	1	0
繰延税金資産小計	338	40	9
評価性引当額	△322	△15	-
繰延税金資産合計	16	24	9

(2)法定実効税率と法人税等負担金率との差異の主な原因

	JA佐渡	コープ佐渡	JAエーコープ 佐渡
法定実効税率	27.66%	36.37%	17.67%
(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.10%	0.00%	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.24%	-	-
住民税等均等割等	1.73%	0.23%	1.49%
評価性引当額の増減	△20.69%	-	-
還付法人税	3.27%	-	-
その他	1.38%	△8.99%	33.62%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.21%	27.61%	52.78%

・佐渡乳業とJAファームについては該当ありません。

令和3年度 「産除去債務に関する会計基準」に基づく注記 産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 3資産除去債務の概要 日合の一部建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産 責務を計上しています。 事業年度末における該当資産除去債務の総額の増減 「残高 - 円 「残高 13,029千円 「残高 13,029千円 「対照表に計上している以外の資産除去債務・当JAは、施設の土地して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であいますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないこ。資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのた 4該義務に見合う資産除去債務は計上していません。
i産除去債務に関する会計基準」に基づく注記 産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 指資産除去債務の概要 組合の一部建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産 責務を計上しています。 事業年度末における該当資産除去債務の総額の増減 は高。 -円 に対していませ。 13,029千円 14,029千円 15,029
産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 指資産除去債務の概要 混合の一部建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産 責務を計上しています。 事業年度末における該当資産除去債務の総額の増減 「残高 -円 「物質除去債務の認識に伴う増加 13,029千円 「残高 13,029千円 世対照表に計上している以外の資産除去債務・当」Aは、施設の土地 して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務 ないますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であ に時点では除去は規定していません。また、移転が行われる予定もないこ の資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのた

(9) 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和3年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	224	224
2. 資本剰余金増加高	_	_
3. 資本剰余金減少高		-
4. 資本剰余金期末残高	224	224
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	3, 619, 081	3, 831, 809
2. 利益剰余金増加高	227, 642	156, 051
当期剰余金	227, 642	156, 051
3. 利益剰余金減少高	14, 913	14, 692
配当金	14, 913	14, 692
4. 利益剰余金期末残高	3, 831, 809	3, 973, 169

(10)連結事業年度のリスク管理債権の状況

(単位:百万円)

								(TE: 17717)
						令和2年度	令和3年度	増減
破	綻	先	債	権	額	4	4	-
延	滞	ſ	責	権	額	525	390	△135
3	カ 月	以上	延清	请	権額	-	-	_
貸	出 条	件系	爰 和	債	権額	3	2	Δ1
	î	_	į	計		534	398	△136

(注)

1 破綻失信権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(<u>単位:百万円)</u>

事	業業の) 種 類	Ä	和	1		目	令和2年度	令和3年度
				事	業	収	益	963	870
信	用	事	業	経	常	利	益	247	251
				資	産	の	額	116, 167	115, 799
				事	業	収	益	653	625
共	済	事	業	経	常	利	益	133	136
				資	産	の	額	1, 258	1, 253
				事	業	収	益	3, 775	3, 762
農	業 関	連 事	業	経	常	利	益	△ 198	△ 217
				資	産	の	額	3, 540	3, 526
				事	業	収	益	5, 974	6, 056
そ	の他] 事	業	経	常	利	益	115	28
				資	産	の	額	5, 011	4, 917

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和4年2月末における連結自己資本比率は、12.21%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項目	内容				
発行主体	佐渡農業協同組合				
資金調達手段の種類	普通出資				
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	2, 313百万円(前年度2, 364百万円)				

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

		(単位:千円 %)
項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6, 167, 793	6, 254, 326
うち、出資金及び資本準備金の額	2, 364, 819	2, 313, 534
うち、再評価積立金の額	71	71
うち、利益剰余金の額	3, 831, 738	3, 973, 097
うち、外部流出予定額(△)	14, 744	14, 466
うち、上記以外に該当するものの額	△14, 092	△17, 911
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	△1,089	△422
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	37, 634	37, 340
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	37, 634	37, 340
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の 額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の 額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額 のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る調整項目の額に含まれ る額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	6, 204, 338	6, 291, 244
コア資本に係る調整項目	<u>.</u>	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の 額の合計額	57, 120	47, 714
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	57, 120	47, 714
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの の額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	57, 120	47, 714

	1	(単位:十円 %)
項 目	令和2年度	令和3年度
自己資本	-	
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	6, 147, 218	6, 243, 530
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	44, 035, 491	44, 451, 569
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2, 528, 361	△2, 528, 361
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2, 528, 361	△2, 528, 361
うち、土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6, 743, 047	6, 656, 066
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	50, 778, 539	51, 107, 636
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	12. 10%	12. 21%

◇BIS規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 該当する子会社等は、ありません。

⁽注)
1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループでは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法
よ を、 オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。 3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和2年度		令和3年度		
項目	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	523	_	_	490	_	_
我が国の中央政府及び中央銀行向け	301	1	1	100	22	1
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	-	_	_
国際決裁銀行等向け	_	_	_	_	_	_
我が国の地方公共団体向け	2, 442	_		1, 687	_	1
地方公共団体金融機構向け	2, 442	_		1,007	_	-
我が国の政府関係機関向け	99	9	0	99	9	0
地方三公社向け		3	-	- 33	_	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	96. 033	19, 206	768	95, 818	19, 163	767
法人等向け	,	,		3, 370	,	
	3, 041	1, 681	67	-,	1, 698	68
中小企業等向け及び個人向け	1, 077	559	22	1, 122	566	23
抵当権付住宅ローン	82	28	1	70	24	1
不動産取得等事業向け	38	38	2	31	31	1
三月以上延滞等	/	27	1	6	34	1
取立未済手形	29	5	0	10	2	0
信用保証協会等保証付	6, 247	607	24	6, 292	613	25
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	_	_	_	_	_
共済約款貸付		-	I			ı
出資等	1, 055	964	39	1, 173	1, 082	43
(うち出資金等のエクスポージャー)	1. 055	964	39	1, 173	1.082	43
(うち重要な出資のエクスポージャー)	,	-	-	,	,	
上記以外	13, 954	23. 116	925	13, 893	22, 980	919
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段の	10, 304	20, 110	320	10, 030	22, 300	313
(アラロの立施版関等の対象員本等調度予核の うち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調 達手段に該当するもの以外のものに係るエクス ポージャー)	1, 685	4, 213	169	1, 685	4, 213	169
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の 対象普通出資等係るエクスポージャー)	4, 078	10, 196	408	4, 078	10, 196	408
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない 部分に係るエクスポージャー)	43	108	4	33	84	3
(うち総株主等の決議権の百分の十を超える決 議権を保有している他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポー ジャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の決議権の百分の十を超える決議権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	8, 146	8. 597	344	8, 095	8, 485	339
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	_	_	_	_	_	_
	_	1	1	_	_	
(うち非STC要件適用分)						_
再証券化	_	_	1	_	_	_
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクス ポージャー	400	88	4	910	662	26
経過措置によりリスク・アセットの額に算入される						
ものの額	_	_	_	-	_	_
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクス ポージャーに係る経過措置によりリスク・アセット の額に算入されなかったものの額(Δ)	_	2, 528	101	-	2, 528	101
上記以外	_	_	_	_	_	_
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	l	1	-	-	1
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	_	-
中央精算機関関連エクスポージャー	_	_	Ţ	-	_	1
合計(信用リスク・アセットの額)	125, 333	43, 805	1, 752	125, 078	44, 362	1, 774
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	で除して	・リスク相当額を8% C得た額	所要自己資本額	で除して	・リスク相当額を8% て得た額	所要自己資本額
〈基礎的手法〉		3 740	b = a × 4 %		a	b = a × 4 %
		6, 743	270		6, 656	266
	リスクアセッ	~(分母) 合計	所要自己資本額	リスクアセッ	ト(分母)合計	所要自己資本額
所要自己資本額計		3	b = a × 4 %		a	b = a × 4 %
	· '	50, 778	2, 031		51, 107	2, 044
(注)	l	30, 110	۷, ۱۱۵۱	l .	31, 107	۷, 044

- (注)
 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー多び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、出資等エクスポージャー、」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

※ (基礎的手法) ⇒ (粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷8% 直近3年間のうちの粗利益が正の値であった年数

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続きの概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針 及び手続き等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内 容(11ページ)をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ 使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適	格	格	付	機	関				
株式会社格付投資情報センター(R&]	[)								
株式会社日本格付研究所(JCR)									
ムーディーズ・インベスターズ・サー	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)								
S&Pグローバル・レーティング(S&P)									
フィッチレーティングスリミテッド(F	- i 1	tс	h)						

- (注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための 掛目のことです。
- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び 三月以上延滞エクスボージャーの期末残高

(単位:百万円)

			,	令和2年月	#		(単位:百万円) 令和3年度					
					~	三月以上				~	三月以上	
		信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残 高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	デーバスエ 延滞エクス ポージャー	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残 高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デ リバティブ	ディスティッグ 延滞エクス ポージャー	
ı	国 内	125,333	11,930	3,521	-	38	124,392	11,216	3,723	_	41	
	国 外	_	_	-	-	_	_	_	-	_	_	
地域	域別残高計	125,333	11,930	3,521	_	38	124,392	11,216	3,723	_	41	
	農業	272	260	-	-	3	265	251	-	_	_	
	林業	_	-	-	-	_	_	-	-	_	-	
	水産業	120	120	-	_	_	81	81	-	_	_	
	製造業	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	
	鉱業	_	_	1	_	_	_	_	ı	_	_	
	建設·不動 産業	563	31	302	_	_	416	24	302	_	_	
法	電気・ガス・ 熱供給・水 道業	308	_	308	_	_	308	_	308	_	1	
人	運輸•通信	1,318	_	1,206	_	_	1,544	_	1,407	_		
	金融・保険業	102,695	1,685	_	_	-	102,556	1,685	_	-	-	
	卸売・小売・ 飲食・サービス 業	509	9	499	_	_	504	5	500	_	_	
	日本国政 府·地方公 共団体	2,743	1,940	803	_	_	1,787	1,185	602	_	_	
	上記以外	847	373	400	_	_	998	322	603	_	_	
個	人	7,904	7,509	_	_	20	8,032	7,661	_	_	28	
そ	の他	8,049	_	_	_	13	7,896	_	_	_	13	
業科	重別残高計	125,333	11,930	3,521	_	38	124,392	11,216	3,723	_	41	
1:	年以下	97,244	695	201	_		97,656	1,287	301	_		
1:	年超3年以下	2,293	1,973	302	_		924	608	302	_		
3:	年超5年以下	1,129	726	402	_		933	732	200	_		
5	年超7年以下	1,251	849	401	-		1,399	998	401	_		
I -	年超10年以下	1,168	868	30	_		1,129	826	302	_		
I -	年超	8,385	6,472	1,913	-		8,844	6,629	2,215	_		
	限の定めないもの	13,858	344	_	_		13,504	133	_	_		
	字期間別 高計	125,333	11,930	3,521	_		124,392	11,216	3,723	_		

(注)

^{1.} 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派商品取引の与信相当額を含みます。

 [※] には当りるもの、証券にエクスホークでには当りるものを除くが並びにオクタバクラス取引及び派商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資とでいます。
 ※ 「貸出金等」にはコミットメントの融資の能残額と含めています。

^{3. 「}店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

^{4. 「}三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

^{5. 「}その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		숚	3和2年	度		令和3年度				
区 分	期首	期中	期中減少額		期末			期中減少額		期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	37	36	_	37	36	36	36	_	36	36
個別貸倒引当金	239	233	0	238	233	233	138	3	230	138

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

				令和 2	2年度					令和3		(<u>+ 12 · 1</u>	7.2.2
		期首	期中	期中源	咸少額	期末	貸出金	期首	期中	期中源	域少額	期末	貸出金
		残高	増加額	目的使用	その他	残高	償却	残高	増加額	目的使用	その他	残高	償却
	国内	239	233	0	238	233		233	138	3	230	138	
	国 外	_	_	-	1	-		-	_	-	1	-	
坩	域別計	239	233	0	238	233		233	138	3	230	138	
	農業	_	1	-	ı	1	-	1	4	-	1	4	-
	林業	_	_	-	_	_	-	-	_	-	_	-	_
	水産業	92	93	-	92	93	-	93	53	-	93	53	1
	製造業	0	_	_	0	_	-	-	_	_	-	-	-
浸	鉱業	_	_	_	-	_	-	-	_	_	-	-	-
	建設·不動産業	66	73	_	66	73	-	73	37	_	73	37	-
را	電気・ガス・熱供 給・水道業	-	-	_	ı	-	_	ı	_	_	1	-	_
	運輸・通信業	_	_	-	_	_	-	-	_	-	_	-	_
	金融•保険業	_	_	_	-	_	-	_	_	_	_	-	_
	卸売・小売・飲 食・サービス業	22	23	_	22	23	_	23	3	3	20	3	_
	上記以外	_	_	-	I	-	-	ı	-	-	1	-	-
	個 人	56	42	0	55	42	-	42	38	0	42	38	-
業	種別計	239	233	0	238	233	-	233	138	3	230	138	-

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(¥4 -- --

						(里位	<u> </u>
			令和2年度			令和3年度	
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	リスクウエイト0%	_	9, 339	9, 339	_	8, 411	8, 411
信用リスク削減効	リスクウエイト2%	_	-	-	_	_	-
果勘案後残高	リスクウエイト4%	_	-	1	_	_	-
	リスクウエイト10%	-	99	99	-	99	99
	リスクウエイト20%	-	96, 562	96, 562	_	96, 531	96, 531
	リスクウエイト35%	-	81	81	_	70	70
	リスクウエイト50%	_	1, 948	1, 948	-	2, 251	2, 251
	リスクウエイト75%	_	557	557	-	522	522
	リスクウエイト100%	_	11, 949	11, 949	-	11, 601	11, 601
	リスクウエイト150%	-	6	6	_	5	5
	リスクウエイト200%	_	-	-	-	-	-
	リスクウエイト250%	-	4, 121	4, 121	-	4, 112	4, 112
	その他	_	456	456	-	957	957
	リスクウェイト1250%	ı	ı	-	-	-	-
	計	-	125, 124	125, 124	-	124, 564	124, 564

(注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の 与信相当額を含みます。
- 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーの リスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用 しています。
- 3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リ スク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管 理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(65ページ)をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

		令和 2	2 年度			令和:	3年度	
	適格金融資 産担保	保証	クレジッ ト・デリバ ティブ	自行預金と の相殺	適格金融資 産担保	保証	クレジッ ト・デリバ ティブ	自行預金と の相殺
地方公共団体金融機構向け	_	-	1	_	_	-	1	_
我が国の政府関係機関向け	_	-	I	_	_	-	I	_
地方三公社向け	-	-	I	-	-	-	I	-
信用保証協会、農業信用基金協会及 び漁業信用基金協会保証付	_	-	-	175	-	-	-	159
金融機関向け及び第一種金融商品取 引業者向け	-	-	-	_	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	0	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	6	308	-	220	1	379	-	224
抵当権住宅ローン	_	-	1	1	_	-	1	-
不動産取得等事業向け	_	-	I	0	_	-	I	0
三月以上延滞等	_	-	I	_	_	-	I	0
証券化			-	_		_	1	
上記以外	_	10		_	_	15	I	4
合 計	6	319	1	403	1	394	1	389

(注)

- 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や
- 有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー 及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクス ポージャーのことです。
- 3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国
- 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央政府及び中央政府はい中央政府をは外の公共部门向け、国際開発銀行向け、取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

- (5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当する取引はありません。
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項 該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理 及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じた リスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の 開示内容(11ページ)をご参照ください。

- (8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
- ① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結グループにかかる出資等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(65ページ)をご参照ください。

② 出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

			令和 2	2 年度	令和:	令和3年度			
			貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額			
上		場	130	130	104	104			
非	上	場	4, 919	4, 919	4, 920	4, 920			
合		計	5, 050	5, 050	5, 024	5, 024			

- (注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。
- ③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 該当する取引はありません。
- ④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

			\ + - - - - - - - - - 		
슈	1和2年度	令和3年度			
評価益	評価損	評価益	評価損		
29	66	28	90		

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社 株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和:	2 年度	令和3年度			
評価益	評価損	評価益	評価損		
-	_	-	-		

(9) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和2年度	令和3年度
ルックスル一方式を適用するエクスポージャー	受益証券	受益証券
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	_	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(68ページ)をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1 :	金利リスク					
項番		⊿E	EVE	∠NII		
クロ		前期末	当期末	前期末	当期末	
1	上方パラレルシフト	37	42	136	144	
2	下方パラレルシフト	△216	△ 235	0	0	
3	スティープ化	327	344			
4	フラット化	1	△ 53			
5	短期金利上昇	1	△ 68			
6	短期金利低下	-	44			
7	最大値	327	344	136	144	
		前其	月末	当其	胡末	
8	自己資本の額		6, 147		6, 243	

Ⅲ、財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

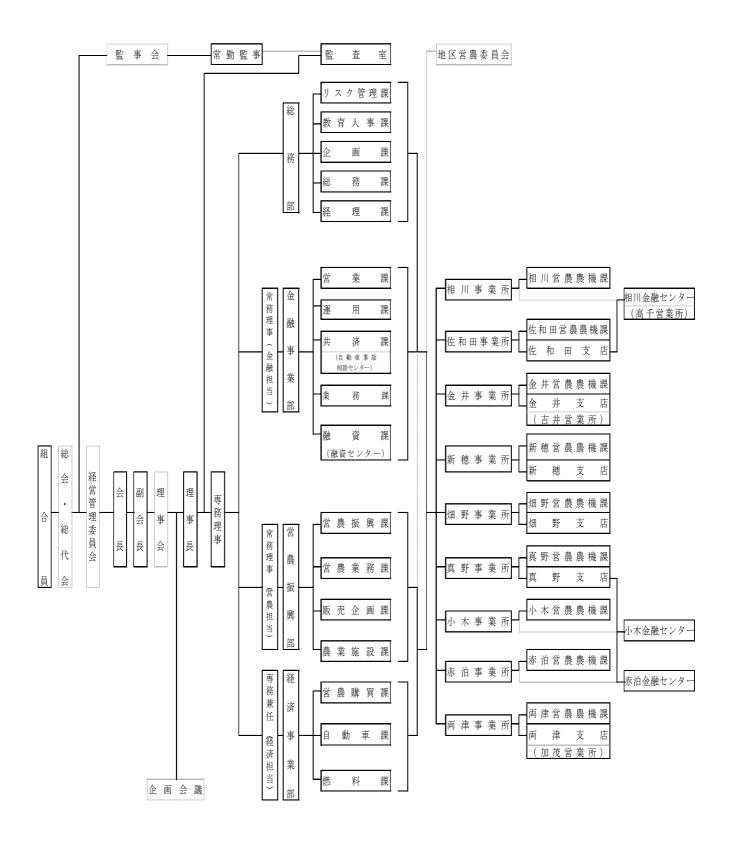
- 1. 私は、当組合および連結グループの令和3年3月1日から令和4年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2)業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、 重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年6月21日

佐渡農業協同組合 代表理事理事長 竪野 信

【JAの概要】

1. 機構図「業務の運営の組織」(令和4年6月現在)



2. 役員構成(役員一覧)

(1)経営管理委員

(令和4年6月現在)

									1							十十八万ち	/U III /
	役	職	名			氏	名			役	職	名			氏	名	
会				長	永	井		充	委				員	東	后	昭	-
副		会		長	石	Ш	秀	之	委				員	囼	崎		敦
委				員	渡	部	敏	正	委				員	安	平	保	彦
委				員	熊	谷		実	委				員	相	田	満	夫
委				員	鈴	木	孝	彦	委				員	大	石	惣 一	郎
委				員	齌	藤	真一	- 郎	委				員	土	屋	克	彦
委				員	春	日	吉	昭	委				員	佐	藤	洋	子
委				員	中	Ш	義	弘	委				員	髙	井	伸	_
委				員	高	橋	正	行	委				員	田	中	正	己
委				員	本	間	春	美	委				員	安	藤	義	文
委				員	笠	井		晉									
委				員	本	間		清									

(2)理 事

(令和4年6月現在)

役 職 名		氏	名			役耶	哉 名			氏	名	
代表理事理事長	竪	野		信	常	務	理	事	細	野	健	-
代表理事専務	安	田慎	太	郎	常	務	理	事	松	井	和	幸

(3)監事

(令和4年6月現在)

役 職 名	氏	名	役職	1 名	氏	名
常勤(代表)監事	織田	照幸	員 外	監事	小 池	一 樹
監事	池	善世				

3. 組合員数

(単位:人、団体)

	区	分		令和2年度末	令和3年度末	増減
正	組	合	員	7,252	7,010	△242
		個	人	7,205	6,961	△244
		法	人	47	49	2
准	組	合	員	7,961	7,984	23
		個	人	7,680	7,703	23
		法	人	281	281	-
	合	計		15,213	14,994	△219

4. 組合員組織の状況

(単位:人)

組	織	名	構成員数	組	織	名	構成員数
青	年	部	178人		フレッシュいちご俱	楽部	18人
女	性	部	488人		すいか倶楽	き 部	7人
ほ ほ	え み	会	59人	野菜部会	メロン倶楽	≦ 部	16人
水	稲 部	会	314人	封朱叩云	ね ぎ 倶 楽	部	16人
柿部会	おけさ柿部	会	313人		ゴーヤ倶楽	ぎ 部	19人
조예배	加工柿部	会	75人		アスパラガス倶	楽部	33人
	キウイフルーツ倶楽	能部	17人		採種俱楽	部	40人
	西洋なし倶楽	部	16人		切 花 倶 楽	部	32人
	さくらん ぼ 倶 楽	部	18人	特産部会	球 根 倶 楽	部	8人
果樹部会	もも、ネクタリン倶楽	能部	7人		食 茸 倶 楽	部	49人
大倒叩云 	いちじく倶楽	部	23人		お 茶 倶 楽	部	17人
	う め 倶 楽	部	14人	とれた	て 直 売 部	会	474人
	りんご倶楽	部	14人	肉 用	牛 部	会	49人
	みかん倶楽	部	28人	酪	農部	会	7人
				合	計		2,349人

5. 特定信用事業代理業者の状況 (特定信用事業代理業者に関する事項) 特にありません

6. 地 区

新潟県佐渡市一円の区域

7. 沿革・あゆみ

昭和	
49年3月	島内18農協(1市6町村)が合併し、佐渡農協として発足しました。
5 6 年 7 月	佐渡酪連解散、佐渡農協に合併し佐渡農協酪農工場となりました。
平成	
4年4月	農協の愛称を「JA」に統一しました。
5年8月	島内5JAが合併し新生JA佐渡が発足しました。
	(JA佐渡、JA佐和田町、JA真野、JA大小、JA小木)
6年5月	第3次農協総合オンラインシステムが稼働しました。
7年8月	日計オンラインシステムに移行しました。
8年1月	信用店舗の統合を実施しました。
8年4月	支所統合により9支所体制となりました。
9年5月	代表理事組合長、専務理事、常務理事(学経)2人の常勤体制となりました。
11年3月	経営管理システム(部門・場所別分析)を実施しました。
12年5月	農協法の改正等に伴い会長制、員外監事制の体制となりました。
14年5月	農協法の改正等に伴い常勤監事制の体制となりました。
16年7月	株式会社佐渡乳業が設立され、酪農工場業務を移管し新たな体制となりました。
18年5月	経営管理委員会制度を導入し、経営管理委員会会長、代表理事理事長、
	代表理事専務、常務理事2人の常勤体制となりました。
18年7月	株式会社ジェイエイ・エーコープ佐渡が設立され、店舗事業を移管し、
	新たな体制となりました。
18年9月	専門的指導体制の強化を図るために国仲営農センターを新設しました。
20年2月	種子消毒を無農薬で対応するため温湯種子消毒施設を設置しました。
23年3月	低炭素むらづくりモデル支援事業を活用し中央営農農機センターを新設しました。
2 4 年 4 月	事業体制を営農事業部・金融事業部の2事業部制に再編しました。
2 4 年 7 月	農業の複合経営と担い手モデルとして株式会社JAファーム佐渡を設立しました。
26年4月	組織・事業の見直し(平成26年3月総代会決議)に基づき、各事業における営業体制
	を見直し、信用・共済・農業関連の各事業共に「出向く体制」を強化しました。
27年10月	組織・事業の見直し(平成27年3月臨時総代会決議)に基づき、高千、吉井、加茂
	出張所をATM店舗、取次店舗化し、営業所へ移行しました。
28年3月	河崎営農センターと加茂営農センターを廃止し、両津営農センター(原黒)に統合
	しました。
29年3月	CBS(大型和牛繁殖支援施設)の一部が完成し、稼働を開始しました。
30年3月	酪農工場のプラント入れ替えが完了し、新工場として稼働を開始しました。
30年7月	CBS(大型和牛繁殖支援施設)の施設が全て完成し、稼働を開始しました。
令和	
4年5月	金融店舗(支店)の再編および営業事業体制を営農振興部と経済事業部の2部体制
	に再編しました。

8. 店舗等のご案内(事務所の名称及び所在地)

店舗名	所 在 地	電話番号	A T M台数
佐和田支店	佐渡市東大通1213番地1	0259-57-2131	3台
金 井 支 店	佐渡市千種77番地	0259-63-3131	3台
新 穂 支 店	佐渡市下新穂64番地1	0259-22-3131	2台
畑野支店	佐渡市畑野甲80番地	0259-66-3131	2台
真 野 支 店	佐渡市真野新町456番地	0259-55-3131	2台
両 津 支 店	佐渡市原黒300番地1	0259-27-5118	2台
本 店	怪波印源点300番地	0259-27-5187	20

〇上記店舗以外のATM設置場所

設置場所	所 在 地	ATM台数
相川金融センター	佐渡市相川四町目浜町30番地1	2台
小木金融センター	佐渡市小木町90番地1	2台
赤泊金融センター	佐渡市徳和2366番地	2台
佐渡総合病院内	佐渡市千種161番地	1台
佐渡汽船両津港 ターミナル内	佐渡市両津湊353番地	1台
旧水津営業所	佐渡市月布施2番地1	1台
旧松ヶ崎出張所	佐渡市多田180番地2	1台
旧横山出張所	佐渡市上横山244番地2	1台
旧河崎営業所	佐渡市河崎4698番地1	1台
高千営業所	佐渡市高千788番地2	1台
吉井営業所	佐渡市吉井11番地	1台
加茂営業所	佐渡市梅津2327番地4	1台

<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係>

<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第	204条関係
開示項目	ページ
●概況及び組織に関する事項	
〇業務の運営の組織	101
〇理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	102
○事務所の名称及び所在地	105
〇特定信用事業代理業者に関する事項	103
●主要な業務の内容	
〇主要な業務の内容	19~31
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	2
〇直近の5事業年度における主要な業務の状況	
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びそ	47
の合計)	
•経常利益又は経常損失	47
・当期剰余金又は当期損失金	47
・出資金及び出資口数	47
•純資産額	47
•総資産額	47
•貯金等残高	47
•貸出金残高	47
•有価証券残高	47
•単体自己資本比率	47
・剰余金の配当の金額	47
•職員数	47
○直近の2事業年度における事業の状況	
◇主要な業務の状況を示す指標	
•事業粗利益及び事業粗利益率	48
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事 業収支	48
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り及び総資金利ざや	48
・受取利息及び支払利息の増減	48
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	58
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 ◇貯金に関する指標	58
·流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他 の貯金の平均残高	49
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びそ の他の区分ごとの定期貯金の残高	49
◇貸出金等に関する指標 ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形	49
の平均残高	40
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の 残高	49

系>		
	開示項目	ページ
	・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他	5
	担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の	
	区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	
	・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金 残高	5
	・主要な農業関係の貸出実績	
	・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	į
	・貯貸率の期末値及び期中平均値	
	◇有価証券に関する指標	
	・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政	
	府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平	
	均残高	
	・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株	
	式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。	
	次号において同じ。)の残存期間別の残高	
	・有価証券の種類別の平均残高	
	・貯証率の期末値及び期中平均値	
	●業務の運営に関する事項	
	〇リスク管理の体制	10~
	〇法令遵守の体制	
	〇苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	
	●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
	〇貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処 理計算書	32~35,
	○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	・破綻先債権に該当する貸出金	
	・延滞債権に該当する貸出金	
	・3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
	・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
	○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延	
	滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するも	
	のの額ならびにその合計額	
	〇自己資本の充実の状況	59 ~
	○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価	33
	・有価証券	
	・会銭の信託	
	— m · inne	
	・デリバティブ取引	
	・金融等デリバティブ取引	
	・有価証券店頭デリバティブ取引	
	○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
	○貸出金償却の額○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に	

<連結(組合及び子会社等)に関する開示項目 農業協同組合施行規則第205条関係> 開示項目 ページ

Date All	
●組合及びその子会社等の概況	
〇組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組	69
織の構成	
○組合の子会社等に関する事項	70
•名称	
・主たる営業所又は事務所の所在地	
- 資本金又は出資金	
・事業の内容	
•設立年月日	
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総	
社員又は総出資者の議決権に占める割合	
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する	
当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又	
は総出資者の議決権に占める割合	
●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
〇直近の事業年度における事業の概況	71

也们就别为200不厌厌/	
開示項目	ページ
○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	71
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
・経常利益又は経常損失	
・当期利益又は当期損失	
•純資産額	
•総資産額	
•連結自己資本比率	
●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	72 ~ 74,88
○貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	88
・破綻先債権に該当する貸出金	
・延滞債権に該当する貸出金	
・3か月以上延滞債権に該当する貸出金	
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
〇自己資本の充実の状況	89~99
○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及	88
び資産の額として算出したもの	

く自己資本の充実の状況に関する開示項目> 「農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項」に基づく開示項目

●単体における事業年度の開示事項	ページ
〇 自己資本の構成に関する開示事項	59 ~ 60
〇 定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	18
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	18
・信用リスクに関する事項	10~13,62
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	65
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方 針及び手続の概要	66
・証券化エクスポージャーに関する事項	66
・オペレーショナル・リスクに関する事項	11
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	67
・金利リスクに関する事項	68
〇 定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	61
・信用リスクに関する事項	62
・信用リスク削減手法に関する事項	65
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	66
・証券化エクスポージャーに関する事項	66
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	67
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	67
・金利リスクに関する事項	68
	1

●連結における事業年度の開示事項	ページ
〇 自己資本の構成に関する開示事項	90~91
〇 定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	69
・自己資本調達手段の概要	89
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	89
・信用リスクに関する事項	93
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	96
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方 針及び手続の概要	97
・証券化エクスポージャーに関する事項	97
・オペレーショナル・リスクに関する事項	98
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	98
・金利リスクに関する事項	99
〇 定量的開示事項	
・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己 資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	91
・自己資本の充実度に関する事項	92
・信用リスクに関する事項	93
・信用リスク削減手法に関する事項	96
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	97
・証券化エクスポージャーに関する事項	97
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	98
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	99
・金利リスクに関する事項	99



編集 佐渡農業協同組合 総務部

〒952-8502

新潟県佐渡市原黒300番地1

TEL 0259-27-6161

FAX 0259-27-6170

佐渡を世界遺産に

E メール <u>kikakuka@ja-sado-niigata.or.jp</u> ホームペ゜ーシ゜http://www.ja-sado-niigata.or.jp/

JA佐渡

